

# 令和4年3月定例会 総務常任委員会記録

令和4年3月14日（月）

15日（火）

16日（水）

18日（金）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室



# 目 次

令和4年3月14日（月）	.....	7 頁
15日（火）	.....	49 頁
16日（水）	.....	111 頁
18日（金）	.....	189 頁

## 令和4年3月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	3月14日（月）	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）</p> <p style="padding-left: 40px;">議案乙第3号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（契約検査課・庁舎建設課・出納室・議会事務局・ 監査委員事務局）</p> <p style="padding-left: 40px;">議案乙第3号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部）</p> <p style="padding-left: 40px;">議案乙第3号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（市民協働推進課・市民課・環境対策課）</p> <p style="padding-left: 40px;">議案乙第3号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（国保年金課・税務課）</p> <p style="padding-left: 40px;">議案乙第3号・第4号・第5号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 40px;">議案乙第3号・第4号・第5号</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>

<p>第2日</p>	<p>3月15日（火）</p>	<p>議案審査（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）  議案乙第9号、  議案甲第3号～第6号、第10号・第11号  〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（契約検査課・庁舎建設課）  議案乙第9号  〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（出納室・議会事務局・監査委員事務局）  議案乙第9号  〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部）  議案乙第9号  〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総合政策課）  第7次鳥栖市総合計画令和4年度実施計画について  〔報告、質疑〕</p>
------------	-----------------	--

<p>第3日</p>	<p>3月16日（水）</p>	<p>議案審査（市民協働推進課・市民課・環境対策課）</p> <p>議案乙第9号、</p> <p>議案甲第2号・第12号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>陳情</p> <p>陳情第3号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p>議案審査（国保年金課・税務課）</p> <p>議案乙第9号～第11号、</p> <p>議案甲第7号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報告（税務課・国保年金課）</p> <p>鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決予定について</p> <p>鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決予定について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
<p>第4日</p>	<p>3月18日（金）</p>	<p>陳情</p> <p>陳情第3号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第9号～第11号、</p> <p>議案甲第2号～第7号、第10号～第12号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

## 3 月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和4年3月11日付託]

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第11号) [可決]

議案乙第4号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) [可決]

議案乙第5号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) [可決]

[令和4年3月14日 委員会議決]

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算 [可決]

議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算 [可決]

議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例 [可決]

議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例 [可決]

議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を  
改正する条例 [可決]

議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第11号佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加  
及び規約の変更について [可決]

議案甲第12号財産(土地)の取得について [可決]

[令和4年3月18日 委員会議決]

### 2 報告

第7次鳥栖市総合計画令和4年度実施計画について(総合政策課)

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決予定について(税務課)

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決予定について(国保年金課)

### 3 陳 情

陳情第3号周辺住民との公害防止協定の締結を促す陳情書



令和4年3月14日（月）

## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼秘書係長 森岡敬晶

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 秋山政樹

財政課長補佐兼管財係長 下川広輝

契約検査課長 有馬秀雄

契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

会計管理者兼出納室長 村山一成

出納室審査出納係長 高島香織  
議会事務局庶務係長 西木純子  
議会事務局次長兼議事調査係長 横尾光晴  
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久  
監査委員事務局長 古賀達也  
監査委員事務局次長 飛松研二

企画政策部長兼市民環境部理事 松雪努  
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣  
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和  
情報政策課長 山本英規  
情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三  
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

市民環境部長 吉田忠典  
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦  
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄  
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼  
消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子  
市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝  
市民課長 山津和也  
市民課整備係長 西山美沙  
市民課長補佐兼市民係長 栗山英規  
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫  
国保年金課長補佐兼健康保険係長 田中綾子  
国保年金課年金保険係長 徳淵文子  
税務課長 佐々木利博  
税務課長補佐兼管理収納係長 下川有美  
税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博  
税務課固定資産税係長 有馬健次  
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次  
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 北三希子

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

#### 5 日 程

審査日程の決定

議案審査（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

議案審査（契約検査課・庁舎建設課・出納室・議会事務局・監査委員事務局）

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

議案審査（市民協働推進課・市民課・環境対策課）

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

議案審査（国保年金課・税務課）

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

議案乙第4号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案乙第5号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

〔採決〕

#### 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し

午前9時58分開会

中村直人委員長

令和4年3月定例会の総務常任委員会を開会いたします。



### 審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

御手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案6件、甲議案9件の計15件。

また、陳情1件の送付を受けております。

審査日程につきましては、本日14日は、各部局の令和3年度の一般会計及び国保、後期高齢者医療の特別会計補正予算の審査を行いたいと思います。

明日15日からは令和4年度の当初予算や甲議案の審査に移っていきたいと思います。

本会議が明日ありますので、本会議終了後に、総務部と企画政策部関係議案の審査、16日は市民環境部関係議案の審査を行いたいと思います。

17日は予備日。

18日は現地視察、陳情協議、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、15日の企画政策部と16日の市民環境部の審査の後に、それぞれ議案外の報告を受けする予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたしますが、その折に、希望があればお願いしたいと思っております。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、御手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

牧瀬昭子副委員長

委員から希望の場所がありましたら、明日15日の夕方までをお願いいたします。

なければ、18日は現地視察を行わず、自由討議、総括、採決とすることを御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

**中村直人委員長**

それでは、現地視察は以上のおりとさせていただきたいと思いますが、審査が、大分ボリュームが大きくなっておりますので、よければ、時間がある6月議会等に、現地を中心にやっていきたいと思っておりますので、そこら辺の考慮のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、総務部の準備のために暫時休憩いたします。

**午前10時 1分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooooooo

**午前10時 3分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

**総務課・財政課・選挙管理委員会事務局**

**議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）**

**中村直人委員長**

これより、総務部関係議案の審査を行います。

まず、総務課、財政課、選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

## 石丸健一総務部長

審査の前に、一言御挨拶申し上げます。

総務部関連の3月補正予算につきましては、歳入、歳出ともに決算見込みに伴うもので、退職者の増加に伴う職員手当等の補正、ふるさと納税に関する減額補正及び基金の積立てなどを計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

## 姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会関係について御説明させていただきます。

説明は、先ほど御案内いただきました総務常任委員会資料及び総務常任委員会参考資料で行います。

まず、総務常任会資料の2ページをお願いいたします。

令和3年度3月補正予算概要として、まず歳入について御説明いたします。

款6法人事業税交付金及び次の款7地方消費税交付金につきましては、それぞれ本年度決算見込額により、法人事業税交付金が1億円の増額、地方消費税交付金が3,000万円の増額をいたしております。

次に、款8ゴルフ場利用税交付金につきましては、本年度決算見込みにより100万円の増額をいたしているところでございます。

次に、款10国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定によります106万8,000円の増額をいたしております。

次に、款15使用料及び手数料、項1総務使用料、目1総務管理使用料5万4,000円の減額につきましては、電柱敷地料等によるものでございます。

以上でございます。

## 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おはようございます。

3ページ目をお願いいたします。

款16国庫支出金は、自衛官募集事務委託金の決算見込みによる補正でございます。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金の額の確定による補正でございます。

同じく、款17県支出金、項3委託金、節1総務管理費委託金につきましては、原子力広報



紙配布委託金の決算見込みによる補正でございます。

節4 選挙管理委託金は、衆議院議員総選挙委託金の額の確定による補正でございます。  
以上です。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、4ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金につきましては、全体として29万6,000円の減額補正となっております。

内訳といたしましては、財政調整基金利子の決算見込みによる9万8,000円の減額、減債基金利子の決算見込みによる9万8,000円の減額、退職手当基金利子の決算見込みによる2万7,000円の減額、公共施設整備基金利子の決算見込みによる7万7,000円の減額及び土地開発基金利子の決算見込みによる4,000円の増額を見込んでいただいております。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

款19寄附金、項1 寄附金、目1 総務寄附金、節1 総務管理費寄附金は、ふるさと寄附金の減額補正でございます。

以上です。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、款20繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、1,323万3,000円の繰戻しを行っております。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

5ページ目をお願いいたします。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節3 消防雑入は、消防団員の退職報償金等でございます。共済基金からの受入額の決算見込みによる補正でございます。

次に、節4 雑入のうち、総務課関係分といたしましては、全国市町村職員研修助成金につきましては、コロナウイルス感染拡大等により、市町村アカデミー等への派遣を見合せたことにより減額をしております。

生活習慣病予防研修助成金につきましては、額の確定による補正でございます。

退職手当企業会計負担金につきましては、今年度退職者のうち、企業に在職した者の在職期間中分の退職手当の負担金を受け入れるものでございます。

以上です。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、雑入のうち、財政課分について申し上げます。

資料5 ページの雑入の下から3段目をお願いします。

新市町村振興宝くじ、こちらがハロウィンジャンボ宝くじの分です。

市町村振興宝くじ、こちらがサマージャンボ宝くじの分でございますが、収益金の交付金の確定に伴います補正を行っているものでございます。

次に、建物総合損害共済災害共済金54万8,000円につきましては、施設の台風被害などによる共済金の受入れを行ったものでございます。

続きまして、資料6 ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料のほうでは3ページ目から6ページ目のほうと合わせて御覧ください。

まず、目1総務債、節1総務管理債470万円の減額。

次に、目2民生債、節1社会福祉債920万円の減額及び目3土木債、節1道路橋梁債130万円の減額は、それぞれ起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

次に、節3都市計画債50万円の減額につきましては、内訳として、公園整備事業の追加内示に伴う120万円の増額と、鳥栖駅周辺先行取得用地暫定整備事業の起債対象事業費の決算見込みに伴います170万円の減額の結果となっております。

次に、目5教育債、節2社会教育債260万円の減額。

次に、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債520万円の減額は、それぞれ起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目9農林水産業債、節1農業債1,780万円につきましては、県営経営体育成基盤整備事業及び県営防災ダム改修事業に伴うものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8 ページ目をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節1報酬は、会計年度任用職員報酬などの決算見込みによる減額補正でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、特別職2人及び総務部職員77名分の決算見込みに伴います人件費の補正でございます。

なお、節3職員手当等につきましては、退職者の増に伴う補正が主なものでございます。

節4報償費から次のページの節24積立金までは、各節ともそれぞれ決算見込みに伴う補正でございます。

続きまして、目2秘書費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込み等に伴う補正でございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、10ページをお願いいたします。

目5財政管理費につきましては、財務書類作成支援委託料の決算見込みによる減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、目7財産管理費、節10需用費につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、11ページをお願いいたします。

目12財政調整基金費、節24積立金でございます。

財政調整基金積立金9万8,000円の減額は、預金利子の決算見込みによるものでございます。

減債基金積立金につきましては、預金利子の決算見込みによる9万8,000円の減額。

国スポの施設整備に伴います県からの補助金の確定に伴います1,037万9,000円の減額及び任意の積立分5億5,000万円分として、差引き5億3,952万3,000円を補正いたしております。

全体としては、5億3,942万5,000円を補正するものでございます。

次に、目13公共施設整備基金積立金につきましては、預金利子の決算見込みによる7万7,000円の減額及び任意の5億円の積立て分として差引き4億9,992万3,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

12ページをお願いいたします。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費及び目2選挙啓発費は、各節とも決算見込みによる補正でございます。

目3衆議院議員選挙費及び13ページの目4市議会議員選挙費につきましては、額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

款9消防費でございます。

目1総務管理費、目2非常備消防費は、それぞれ各節とも決算見込みに伴う補正でございます。

16ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節18負担金、補助及び交付金は、消火栓の増設等に関わる補正でございます。

目4防災費は、決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、款12公債費でございます。

目1元金、節22償還金、利子及び割引料につきまして、地方債元金の償還金の額の確定に伴います275万3,000円の補正を行っております。

また、目2利子、節22償還金、利子及び割引料のうち、財政課分といたしましては、地方債利子の額の確定によりまして、1,183万5,000円の減額補正を行っているところでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

款13諸支出金、項1土地開発基金費につきましては、基金用地の貸付料の決算見込みに伴う額を繰り出すものでございます。

以上で議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）中、総務課、財政課、選挙管理委員会関係予算の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

3ページからお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金のうちの総務管理費委託金、原子力広報紙配布委託金なんですけれども、これが補正で出てきたというのは、どういう経過でここに出てきたのでしょうか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この分につきましては、原子力防災の手引きの配布を、令和3年度に行うことになりまして、約2万7,000世帯に配布をするということで、今回補正で計上させていただいたところでございます。

**牧瀬昭子委員**

2万7,000世帯に配布ということだったんですけれども、これは、この時期に来るというのは、もともとはなかった計画になるんですか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この分につきましては、今年、配布時期が遅れた形になりますので、この時期に補正という形で上げさせていただいたところでございます。

**牧瀬昭子委員**

分かりました。

**松隈清之委員**

4ページの利子及び配当金、これ、どれも見込みから大分少ないんですけど、何か特段の理由があったんですか、利子の見込みは。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

こちらのほうにつきましては、利子自体の額自体が少ない、これはもう、近年ずっと同じような状況ではございます。

実際、資金繰りとか、そういったものの運用資金として活用するのかもしれないのか、そういったところを含めて、最終的に運用等を行った結果、普通の通帳に預けている利子の結果として、これだけの金額になっていると。それが、もう少し運用が可能であれば、こういった金額になったかもしれないという見込みはあったかと思うんですが、実際としては、通常の預金利子としては、この結果の数字になっているということでございます。

特段、大きな変更とか理由があったということではございません。

以上でございます。

**松隈清之委員**

予算のときに、いわゆる補正前の額を積算するときは、何を基に――預金利息とか、それがそのとおりのことにならなかったってことですか。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

当初で予算を積算したときは、基金の残額、この部分に対しまして0.01%の積算で計上をしておりました。

ただ、実際それがずっとその預金口座に入っていたかどうかというところ、基金の仮運用とか、そういったもので活用されている時期もございましたので、そういった結果、これだけの基金の利子になったということでございます。

**松隈清之委員**

いや、それはいいんですけど、16ページの公債費の利子のところで、一時借入金利子の決

算見込みによる減額補正ってあるじゃないですか。これは、言ったら、基金の運用によって、お金がかからなくなったっていうふうに思っているんでしょうか。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

こちらにつきましては、通常、うちの基金等から活用した場合の利子及びもしくは、例えば、銀行から一時借入れをした場合の両方が想定されるわけですが、今回は、うちの基金の中での借入れ部分だけで済んだということで、この金額で済んでいるということでございます。

#### **松隈清之委員**

一般質問でもあったんですけども、財政調整基金とか、基金残高、結構あるんですけど、やっぱりそれでも一時借入れをしないといけないようなタイミングっていうのは、基金の運用だけでは賄えないということがあるんですか。資金需要として。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

まず、回転資金といたしましては、当然、税等が入ってくるまでの間、現金がございませんで、そういった中で一時的に借り入れる、それを基金で借り入れるのか、どうするのかっていうところの違いがございまして。

それで、利息として銀行等で借り入れる際は、当然、うちで今、利子として頂いている部分よりも高利の利息になってまいりますので、極力、基金の中でやっているという部分でございます。

そういったものの見込みと、今後の財政需要等、例えば、令和4年度であれば、庁舎のほうとかにも大きな金額を繰り出したりとか、資金需要等について、検討というか、見込みを立てながら、全体的なバランスを取っているというふうな状況でございます。

#### **松隈清之委員**

令和3年度でいいんですけど、その一時借入れしないといけないような、基金では賄えないようなタイミングっていうのは、あったってことなんですか。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

令和3年度でいきますと、そういったことはなかったと聞いております。

#### **尼寺省悟委員**

ふるさと寄附金が1億5,000万円減額になっているというふうなことで、何で減ったのか。

全国的に、これに対しては、謝礼金の問題とかいった形で、政府の指導があっていると思うけど、その辺はどういうふうに思ってますか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ふるさと納税関係につきましては、12月がかなり多く入ってくる時期なんですけれども、

その時期が、コロナが一旦終息しておりまして、巣籠もり需要が減ったこと。

また、コロナの関係で12月のボーナス等が減ったりしている部分もあるのかなと思っ  
るところです。

また、项目的に見ていきますと、コーラ関係の寄附の単価等の変更等もありまして、そ  
ういところで若干減ってきていることも影響しているかというふうに思っております。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

私、令和4年度は見てなかったんやけど、今後については、どんなふうに見ているわけ。

やっぱり同じような形で減っていくとか、その辺については。

#### **石丸健一総務部長**

コロナの状況が格段に変わるということは、現時点ではなかなか想定が難しいと思っ  
ておりますので、基本的に、令和3年度の最終決算ベースで予算を計上させていただいており  
ます。

それで、先ほど申し上げたように、ボーナス時期が一番の稼ぎどきでございまして、ボ  
ナスが減額になれば、それだけ購買意欲が下がるので、今年はまさにそれがずぼっとはま  
って、これは鳥栖市だけじゃなくて、ほかのところもそういう傾向があったのかなというふう  
に思っております。

#### **尼寺省悟委員**

もう一点、基金の件についてお尋ねしたいんですが。委員会資料の中で、公共施設整備基  
金と都市開発基金。それで、公共施設整備基金、今回、いくらかな。

新たに5億円で、都市開発基金には1億円というふうなことだったんですね。

これについては、たしか都市開発基金が、例の鳥栖駅周辺整備事業のほうに行くんであ  
って、公共施設整備基金は一般的なものだというふうなことなんですが、鳥栖駅周辺整備事  
業は、当初よりも、40億円ぐらい上がったことで断念したということで、少なくともこのペ  
ースで行けば1年間に1億円ということで、かなりかかるけれども。

片方に4億円で、片方に1億円というふうにしたということは、やっぱり政策的に、そう  
いったことだから……、どうしてそういうふうになったのかというところやけど、その辺。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

まず、都市開発基金の1億円につきましては、これまで、その事業の白紙断念後、毎年1  
億円を積立っている。

それで、状況が変わっておりませんので、同じように1億円を積立っているということで  
ございます。

今回、公共施設整備基金に5億円積み立てております分につきましては、令和3年度末の現在高としては40億円となっておりますが、令和4年度当初予算で約10億円を庁舎や教育の大規模改造事業等に取り崩しております。

それで、今後も公共施設総合管理計画に基づいて公共施設の改修等を行っていくという中で、資材単価の高騰や国際情勢の不安等により資材等がなかなか入ってこないと、いろんな不測の事態が想定されますので、それに備えるために積立てを行っているものでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

公共施設整備基金やけれども、鳥栖駅周辺整備事業の中で、いわゆる公共施設に該当するところはあるわけですね。ないのかな。

例えば、道路の整備とか、あるいは橋上駅の橋とか、ああいったところについては、公共施設に該当するようなところは全くないというふうにしていいわけ。

#### **石丸健一総務部長**

都市開発基金につきましては、現在、鳥栖駅周辺整備事業に充てる基金として想定されておりますので、道路事業は……、どういうスキームであるかというところで充て先が変わってくるかなというふうには思っておりますけど。

基本的に駅と駅周辺部分、道路は入らないのかなという感じはありますけど、先ほど申し上げたように、どういうスキームであるかというところで財源のほうは調整するようになるかというふうに思います。

#### **尼寺省悟委員**

以前、市長は、答弁の中で、どういった形で資金繰りしていくかについては、こういった都市開発基金及びその他いろんなものを考えてやっていくんだと、そういう答弁をしているけんね。

その他、いろんなことを踏まえてやっていくという中で、公共施設整備基金についても、ここは公共施設なんだというふうな言い方でもって、そこに回すということはないわけね。

#### **石丸健一総務部長**

公共施設については、基本的には建物等を想定をいたしておりますので、例えば、新たに市のほうが駅周辺で公共的な施設を建てるということは、現時点で想定されておられませんので、その点からいうと、公共施設整備基金を使うということにはならないのではないかなというふうには思います。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。



**伊藤克也委員**

すいません、1点だけ。

16ページの消火栓増設等負担金の補正についてお伺いをいたします。

消火栓ということで、防犯上非常に重要なことかなというふうに思っているんですけども、そもそも消火栓に関しては、やはり設置する必要があるんだけど、設置できていないというところが箇所的にも結構あるのか。

それとも、今回新たな都市開発とか、整備によって、こういった形で消火栓を増設されたのか。

その辺、考え方を説明いただければと思います。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今回の消火栓の増設等につきましては、川久保線の道路拡幅等に伴うもので新設したところでございます。

新設は9基、修正は1基となっております。

以上です。

**石丸健一総務部長**

少しずつ増設しておりまして、総務のほうで計画している分は当初予算に計上させていただいておりまして、今回の分は工事関係で新設、もしくは移設の必要性が出てきた分を計上させていただいております。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

**中村直人委員長**

ほかにごいませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

**午前10時32分休憩**



**午前10時35分開会**

中村直人委員長

再開いたします。



契約検査課・庁舎建設課・出納室・議会事務局・監査委員事務局

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

中村直人委員長

それでは、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係の議案審査を行います。

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

横尾光晴議会事務局次長兼議事調査係長

それでは、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局、監査委員事務局関係について御説明申し上げます。

委員会資料7ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節1報酬から節18負担金、補助及び交付金までにつきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正等でございます。

以上でございます。

村山一成会計管理者兼出納室長

続きまして、委員会資料10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費でございます。

節8旅費及び節18負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、福岡市内で受講予定であった研修会の参加を中止したため、減額補正いたしております。

以上でございます。

有馬秀雄契約検査課長

同じく10ページ下段になります。

目8契約検査費、節13使用料及び賃借料34万円は、システム使用料の決算見込みにより補

正するものです。

以上でございます。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

次のページ、11ページをお願いいたします。

下の段になります、目14新庁舎整備費、節8旅費から節12委託料までにつきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

#### **古賀達也監査委員事務局長**

続きまして、14ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費について申し上げます。

節1報酬から節18負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

#### **村山一成会計管理者兼出納室長**

続きまして、資料の16ページをお願いいたします。

一番下になります。

款12公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金、利子及び割引料のうち、一時借入金利子は、一般会計の歳計現金が不足する際に資金の一時借入れを行う場合の支払い利息でございまして、決算見込みにより減額補正いたしております。

以上で、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、契約検査課、庁舎建設課、出納室、議会事務局、監査委員事務局関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **伊藤克也委員**

すいません、10ページ、先ほど、研修がコロナ禍で行われなかったのっていうことで、使われてないっていうことだったんですけれども、やっぱり、研修も、いろんな面で大変必要なことだというふうに思うんですけれども、例えば、代わりに何かリモートでできることとか、そういったことっていうのができたりはしないんですか。

その辺を説明いただければと思います。

#### **村山一成会計管理者兼出納室長**

今回出席を取りやめました研修につきましては、出納事務職員の新任者が、毎年1名ずつ研修を受講しているものでございます。

今回は、福岡市内のほうで緊急事態宣言が発令されて、9月中に出席することが難しいと判断いたしましたので、欠席を決めております。

それで、欠席の取りやめをする際に、主催者側のほうからライブ中継による受講の御案内も頂きましたけれども、今回、現地での出席に加えまして、機材等の整備については、以前、庁舎内で整っているということで、連絡を受けたところでございますけれども、ちょうどこの時期に、例年の出納事務に加えまして、10月から出納室が財務会計の電子決裁に取り組んでおりまして、想定外に業務量が増えておりましたために、今回は受講する設備はございましたけれども、こちらの受講のほうを取りやめた次第でございます。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

いろんな事情でできなかったというのは分かりました。

ただやっぱり、必要な研修であれば、何らかの形でやっていただくということも考えていく必要もあるのかなというふうに思いますので、その辺は、要望っていうか、考えをまたしっかりと、特に新人の方には必要だというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

**午前10時42分休憩**



**午前10時46分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。



## 企画政策部

### 議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

#### 中村直人委員長

再開いたします。

これより企画政策部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 松雪努企画政策部長兼市民環境部理事

おはようございます。

令和4年3月定例会総務常任委員会における本日の企画政策部関連議案といたしましては、先ほど委員長からもございましたように、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）の1議案となっております。

歳入、歳出とも決算見込みによる額の確定等による補正が主でございますけれども、情報政策課の引っ越しワンストップサービスに要する経費等につきましては、国の社会保障・税番号制度システムの整備補助金により、全国一斉に対応することといたしております。

何とぞよろしく御審議くださいますようお願いし、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 山本英規情報政策課長

それでは、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）中のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

タブレットのほうに配付いたしております総務常任委員会資料及び主要事項説明書により御説明いたします。

総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金458万7,000円につきましては、マイナンバーカードを利用し、オンラインで転出届、転入予約を

行えるようにするためのシステム改修に係る国庫補助分でございます。

補助率といたしましては、10分の10となっているところでございます。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の20万4,000円の減額につきましては、土地利用規制等対策費交付金の額の確定と、地方創生移住支援金の決算見込みによるものでございます。

#### **山本英規情報政策課長**

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、県広報紙配布委託金につきましては、委託金の交付確定により、1万円補正するものでございます。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

その下は、国土利用計画法関連調査委託金の額の確定による減額補正でございます。

#### **山本英規情報政策課長**

節5統計調査費委託金35万1,000円の減額補正につきましては、学校基本調査委託金から経済センサス委託金まで、それぞれ交付額の確定等によるものでございます。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

資料4ページをお願いします。

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金44万3,000円につきましては、まち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附、一般寄附金の受入れによるものでございます。

#### **山本英規情報政策課長**

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入、情報センター運営に要する光熱水費、それぞれの決算見込みによる補正でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節8旅費から節13使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによるものでございます。

目4情報管理費、節12委託料につきましては、主要事項説明書2ページをお願いいたします。

事業名は自治体DX推進事業でございます。

目的といたしましては、国のデジタル・ガバメント実行計画などを踏まえまして、転出転

入手続について、マイナンバーカード所持者が、オンラインで転出届、転入予約を行い、転入地において、あらかじめ通知された転出届の情報による転出する際に、現在住んでいるところの市役所や役場に行くことなく、マイナンバーカードを用いまして、国が運営するマイナポータルを通じ、転出の手続を行います。

同時に、マイナポータルから転出先の市役所や役場に転入に関する予約情報が行くとともに、現在住んでいるところの市役所や役場から転入先の市役所や役場に転出証明書情報が行きまして、転入先の市役所や役場は手続の事前準備を行います。

転入される方は、既に事前の準備が整っているため、転入先の市役所や役場に行き、届出をするだけで転入手続が完了するものでございます。

これらのことをシステムで対応するために、今回システム改修を行うものでございます。総務常任委員会資料のほうにお戻りください。

5 ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料は、今年度の10月に入替え予定であったパソコンが、半導体不足の影響を受けまして、パソコンの納入契約が遅れ、令和4年3月に入れ替えることとなり、5か月分の賃借料が不要となったことから、減額補正することが主な要因でございます。

節17備品購入費及び節18負担金、補助及び交付金は、決算見込みによるものでございます。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

6 ページをお願いいたします。

目9企画費、節7報償費並びに旅費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節10需用費につきましては、移住支援金の決算見込み、お試し住宅の光熱水費の決算見込み、それから、土地利用規制対策交付金の額の確定によるもので9万1,000円を減額補正するものでございます。

節11役務費につきましては、通信運搬費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、グランドクロスからがん先進医療費助成まで、それぞれ額の確定、並びに決算見込みによる補正でございます。

#### **山本英規情報政策課長**

7 ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費、節10需用費及び節11役務費につきましては、決算見込みによるものでございます。

目2基幹統計費、節1報酬から節11役務費につきましては、決算見込みによるものでございます。

続きまして、令和3年度繰越明許費について御説明いたします。

資料8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、自治体DX推進事業につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、システム改修に要する経費でございます。

本事業は、できるだけ早期に、全国でマイナンバーカードを活用した転出転入手続のワンストップ化を実現できるよう、令和3年度の国の補正予算により行うものであり、速やかに着手が行えるよう、3月補正予算に計上いたしまして、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、企画政策部関係についての御説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

3ページ、統計調査費県委託金の統計調査費委託金、工業統計調査委託金の額の確定が補正後ゼロなんですけど、これは、調査がなくなったってことなんですか。

それとも、別のところがやったということですか。

#### **徳淵英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長**

ただいま御質問の、統計調査費委託金がゼロの減額補正になった理由につきましては、こちらの工業統計調査が、令和4年度から、国が行います経済構造実態調査に包括して行われるということで、今まで市のほうで実施していた調査が、県が直轄で行うというふうに変ったため、0円で補正をさせていただいております。

以上になります。

#### **松隈清之委員**

ありがとうございます。

それと、5ページ、情報管理費の使用料及び賃借料で、先ほど多分、借上料はそういう説明だったんですけど、このコンビニ交付のシステム利用料もこれ補正後ゼロなんですけど、これは、何か特段の理由があってコンビニ交付のシステム利用料が減っているんですか。

#### **山本英規情報政策課長**

こちらの費目につきましては、コンビニ交付システムのクラウド化への移行を、当初、令和4年1月に行う予定でしたが、クラウド化に必要な機器、ファイアウォール等の調達が半導体不足により行わなかったために、補正をいたしたものでございます。

#### **松隈清之委員**



分かりました。

それと、6ページ、企画費なんですけど、負担金、補助及び交付金、グランドクロス広域連携協議会、これは、コロナ禍で開催されないから負担金がゼロなのか。

**向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

おっしゃるとおり、コロナ禍の中で会議が開催できなかったものでございます。

**牧瀬昭子委員**

5ページの自治体DX推進事業の引っ越しワンストップ対応に伴うシステム改修委託料の補正についてなんですけれども、事業自体は、転出転入がスムーズに行われるというものだと思うんですけど、その際、例えば、DV避難者の方とか、そういう情報が漏れては困る方々への配慮っていうのをどういうふうに行っているのか。

それで、その方々にも、そういう配慮をちゃんとしてますよっていうのをどういうふうにお知らせしているのかということ、どういうふうにお考えか教えてもらっていいですか。

**山本英規情報政策課長**

委員御指摘のDVの被害者等につきましては、システム等におきまして、もともときちつと管理をしているところでございます。

それで、毎年、まだ基幹系情報システムでその情報を持っていますんで、それを利用する課が集まりまして、関係各課の連携協議を毎年行って、情報が漏れないように、毎年きちつと協議等を行って対応いたしているところでございます。

今度改修を行いますシステムについても、同様の対応を取るところでございます。

以上でございます。

**牧瀬昭子委員**

避難される方々は、やっぱりそこが一番気になる場所だと思いますので、関係各者の中でもその調整をされると思うんですけど、先方にもその旨伝えていただきたいと思っておりますので、要望とさせていただきます。

続きまして、すいません。

6ページのお試し移住事業に関してということで、これ、光熱水費がコロナ禍で、もう使われないけれども、光熱費が発生するよということなんですけど、これに関して、お試し移住事業というのを、やっていなくても、お知らせする方法って何かないのかなと思うんですけども、その辺りは、事業をするに当たって、何か考えられたことはありますか。

**向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

お試し住宅につきましては、もうホームページ等でPRをしているところでございますけれども、実際、今回コロナ禍の中で開設ができませんでしたけれども、問合せ等はあつてお

りますので、ある程度、そういう興味のある方には一定のPRはあっていると思っております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

お試し住宅とか、九州とかで検索すると、そういうPRをされているサイトが幾つか出てきて、鳥栖市、その中に入っていないかなと思ってクリックするんですけど、二、三個見たんですけど、その中に入っていないで、サイトは有料にはなると思うんですけども、佐賀県内でも、伊万里、多久、武雄、嬉野とか、積極的にお試し住宅やってなくても、こういう事業やってますよというのは、PRが進んでいたの、ぜひ、その辺りも検討していただきたいと思うんですけども。

鳥栖市のホームページにわざわざ入ってくる方ばかりじゃないので、ほかのサイトも広げていていただけないかと思いますが、現状どういうふうに、ほかにもされているのかもしれないので、されているのであれば、教えてください。

#### **有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

昨年度、鳥栖市の公式ホームページのリニューアルに合わせて、移住に特化したポータルサイトをつくっております、そちらに掲載しております。

あと、佐賀県の移住支援室、そちらがつくっておりますサイトにも、鳥栖市の取組ということで掲載をさせていただいておりますので、そういったところで、折に触れて移住検討者の目にとまる機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

併せて、テレビとかでも動画をつくられたりとか、そういった動画を通じてのPRとかもされていると思いますので、ぜひその辺りも連携して進めていただきたいと思って、それも要望させていただきます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

以上で企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。

市民環境部の準備のため、暫時休憩いたします。

**午前11時4分休憩**

〰〰

**午前11時9分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

〰〰

**市民協働推進課・市民課・環境対策課**

**議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）**

**中村直人委員長**

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、市民協働推進課、市民課、環境対策課の審査を行います。

議案第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

ただいま議題となりました、議案乙第3号鳥栖市一般会計補正予算（第11号）の市民環境部関係のうち、市民協働推進課、市民課、環境対策課分について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のまちづくり推進センター使用料につきましては、決算見込みによる補正でございます。

**山津和也市民課長**

次に、資料の4ページをお願いいたします。

項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明手数料の決算見込みによるものでございます。

次に、節3戸籍住民基本台帳手数料につきましても、戸籍証明手数料の決算見込みによるものでございます。

以上です。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射済み証交付等手数料の決算見込みによる補正でございます。

節3清掃手数料につきましては、決算見込みによります補正でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費国庫補助金は、8月豪雨災害に伴います、災害廃棄物処理費用に対します国庫補助金を受入れたものでございます。補助率は、事業費に対し2分の1の金額でございます。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、消費者行政推進事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

#### **山津和也市民課長**

次に、項3委託金、目1総務費県委託金、節3戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、人口動態調査事務委託金の交付額の確定によるものでございます。

以上です。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入は、九電などへの敷地貸付け料の増額の補正でございます。

目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、地域環境整備基金の運用がございませんでしたので、利子について減額補正を行っているところでございます。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

次に、6ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のまちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターにおけるコピー機、印刷機の使用料を収入見込みにより補正するものでございます。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

その下の雑入、令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、

令和2年度の同組合の決算が確定したことにより、負担金の精算による返還金を受け入れるものでございます。

続いて、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費戻入れ分の決算見込みによる補正でございます。

続いて、令和2年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和2年度と同組合の決算が確定したことにより、負担金の精算による返還金を受け入れるものでございます。

佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費戻入れ分の決算見込みによる補正でございます。

続いて、環境施設事故損害賠償保険金につきましては、真木町衛生処理場にごきます資源物回収広場にて発生しました施設内通路の瑕疵による利用者の車両破損の修繕に要した費用相当額について、保険会社からの保険金の支払いを受けたものでございます。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、鳥栖北まちづくり推進センター改修事業に伴う起債の決算見込みによる減額補正でございます。

以上で歳入についての御説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費につきましては、決算見込みによる減額補正でございまして、主なものといたしましては、新型コロナウイルスの影響により、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業などを中止したことに伴う決算見込みによる減額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

目11まちづくり推進センター費につきましても、主には決算見込みによる補正でございまして、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターに勤務いたします会計年度主任用職員の人件費などの決算見込みによる減額補正と、あと、節14工事請負費につきましては、鳥栖市北まちづくり推進センター大規模改修工事の工事費などの決算見込みによる減額補正が主なものでございます。

以上で市民協働推進課分を終わります。

#### **山津和也市民課長**

続きまして、10ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節2給料から、記載しております節13使用料及び賃借料までにつきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

以上です。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

資料12ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費の節11役務費、節12委託料、節17備品購入費につきましては、それぞれ額の確定、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目2斎場費、節11役務費、節13材料及び賃借料、節14工事請負費につきましては、それぞれ決算見込み額の確定による減額補正でございます。

項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員18名分の決算見込みによる減額補正でございます。

節24積立金につきましては地域環境整備基金積立金の運用がございませんでしたので、預金利子分についての減額補正でございます。

目2塵芥処理費のうち、節12委託料につきましては、指定ごみ袋配送等委託料、廃棄物特別処理委託料について、決算見込みによりそれぞれ所要の額を補正しております。

資料の13ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、資源物回収奨励補助金の決算見込みにより減額補正でございます。

目2し尿処理費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、し尿処理に係る下水道事業会計の本市負担金額の決算見込みにより減額補正でございます。

款4衛生費、項4環境対策費、目1環境対策総務費の節1報酬、節7報償費、節12委託料、節18負担金、補助及び交付金につきましては、環境審議会や環境基本計画の策定等に係りません決算見込み額の確定による減額補正でございます。

目2公害対策費、節12委託料につきましては、自動車騒音測定委託料の額の確定による減額補正でございます。

以上で令和3年度一般会計補正予算、市民環境部、市民協働課、市民課、環境対策課分についての御説明を終わらせていただきます。

#### 中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### 和田晴美委員

私のほうから、7ページの節12男女共同参画市民意識調査委託料ですね。こちらは、どういったものを調査しているのか、勉強不足ですので、御説明をお願いできますでしょうか。

#### 牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらの男女共同参画市民意識調査につきましては、来年度計画をいたしております男女

共同推進計画に使うための市民意識調査を、前年度に、5年に1回行っているものでございます。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

そうすると、5年に1度、この800万円程度の調査費——すいません、補正後ですので、700万円ぐらいの調査費を使ってしているということによろしいのでしょうか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

この補正前の867万4,000円と補正後の692万7,000円につきましては、こちらの計画のみの委託料ではございませんで、ほかの委託料も入っているところでございます。

それで、この男女共同参画市民意識調査の委託料のみでございますと、予算額が127万6,000円でしたが、指名競争入札を行っておりまして、入札により確定した額が42万4,600円ということでございます。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほどの男女共同の分に関連してなんですけど、予算が127万6,000円で入札が42万円っていうのは、入札だからそれで安く済んだということはあると思うんですが、その辺りの内容の説明をもう一度お願いしていいですか。

何件ぐらい入札があったのかっていうのは、分かりますか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

令和3年度の当初予算を計上するに当たりまして、専門業者のほうから見積りをいたしておりまして、そのときの金額が127万6,000円ということで、当初予算については、計上をお願いしたところでございます。

その後、実際、指名競争入札を行ったところ、先ほど申し上げた42万4,600円ということですが、業者、何者っていうのは、今こちらのほうに資料持ち合わせておりませんで、何者参加したというのは、持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが。

県内外の、そういう専門業者の指名競争入札により決定をした額ということでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

質問したのが、予定してた見込額からすると、入札額がかなり低く抑えられてたので、その要因が一体何だったのかなというのがあって、そこが分からなかったんですけど、そこはどのようにお考えだったですか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

要因につきましては、当初、専門に扱う業者が少ないもので、その調査について、少し高く見積もっていたところはあったかもしれませんが、見積りの段階で。

ただし、実際、入札になったところでは、こういう金額に落ちついたということでございますので、我々のほうで調査内容を落としたりとか、もともと予定したものを行わなかったとか、そういったことは特になくて、見積り段階と大分差が出てしまったというのが、結果ということでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

内容は変更ないということで、それを業者さんに頼んだときに安く済んだということが結論だったということですね。分かりました。

それに関連というか、その項目でなんですけど、通訳委託料の決算見込みによるということなんですが、ツアイツとの交流ができなかったということで、この減額、中身が入ってくるのかなと思うんですけど、この内訳を教えてくださいいいですか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

通訳の委託料につきましては、当初予算が75万8,900円を予定しておりましたが、先ほども申し上げたとおり、コロナの影響により、この事業自体を中止いたしましたので、通訳委託料については、もうゼロということで、全額、この決算見込みにより減額を行っております。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました。

ツアイツのことにに関してなんですけれども、コロナ禍ということもあって、なかなか見通しは立たないところではあると思うんですね。

それで、減額はされていると思うんですけども、交流事業自体は継続していかれているとは思いますが、それに伴う予算が必要だとかっていうことはあったんですか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

実際、令和3年度は、ドイツのほうから来ていただく予定で、この委託料などを計上していたところですが、コロナの関係で、実際に来ていただくことはできませんでしたが、オンラインによる交流を行ったところでございます。

そちらについては、特にオンラインで行っている関係で、予算が出ていったということはないんですけど、そういったことで、来年度についても、コロナがどうなるか見通しが見えないところではございますが、一応、また当初のほうでも説明いたしますが、予算計上は、来ていただくところでお願いしているところですが、状況的には非常に厳しいのかなという感覚を持っておりますので、引き続き、できない場合は、オンラインなどを通じて、ドイツの



ツァイツ市との交流は続けていきたいというふうに考えております。

#### 牧瀬昭子委員

ツァイツの交流事業は進めていこうということで確認が取れましたので、ありがとうございます。

ぜひ継続して、オンラインでも、コロナ再開の見通しについていうのも立つように、ぜひ早期にやっつけていけないかなとは思っています。

状況が状況ですので、ぜひ次の手段というのでも考えていただきたいと思います。

続きまして、環境対策課の分なんですけれども、西部環境施設組合から戻ってきた分——戻ってきたというか、その見込みの分なんですけれども、金額の中身を教えていただいていますか。

返還金の内容について、6ページですね。

すいません、よろしくお願いします。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

西部環境施設組合の返還金の内容につきましては、1市2町、鳥栖市、上峰町、みやき町がそれぞれ負担割合ということで、令和2年度の予算を組んでいるところでございますけれども、これにつきまして、令和3年度の途中で決算が確定いたしますので、それに伴いまして、残余金を、それぞれの持分で割り返したところで、令和3年度の会計の中に返還金という形で入ってくるものでございます。

主に管理運営費の部分で、ごみ処理手数料、資源化回収物売却額等々が減額しているところでございます。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

減額というと、返還金で収入として2,195万6,000円戻ってきているということによろしいんですね。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

当初、事業で必要となっている金額まで使わない分が、各市町の構成市町のほうに、負担割合で戻ってきたということでございます。

#### 牧瀬昭子委員

ごみの総量というか、ごみが減量された、もしくはリサイクルの返還金というのが進んだということ考えていいんですか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

これが、焼却施設とリサイクル施設と2つの組合の仕事がございまして、その中で、例え

ば、その燃料費の増減とか、あと、資源を回収した売却益の増減とか、その年度で発生します大きなぶれがございますので、なかなか、今回は2,000万円戻ってきたんですけども、また次の令和3年度については、燃料費上がっているというような話もありますので、その年でぶれが出てくるところでございますけど、今回につきましては、鳥栖の負担分で2,000万円ほど、必要なかったということで、戻ってきているところでございます。

**伊藤克也委員**

すいません、1点だけ。

12ページの塵芥処理費で、指定袋配送等委託料が50万円増額になってますが、原油価格がかなり上がってますので、そういった要因が1つ考えられるのと、もしくは、単純に配送件数が増えているとかっていうことも考えられるんですけど、いずれにせよ、どういったことで50万円増額になったのか教えていただければと思います。

**北三希子環境対策課環境対策推進係長**

配送等委託料ですけれども、ごみ袋を保管している倉庫からの販売店への配送と、保管そのものにも委託料がかかっておりますので、ごみ袋の販売等によって増減を毎年していますので、今回、50万円ほど当初の見込みよりも多かった、ごみ袋の移動等が多かったっていうことですね。

**伊藤克也委員**

それはよく分かるんですけども、その要因が、例えば、原油価格等の配送コストが増えたことによって、配送業者から値上げの申出があって、値上げをされたのか。

それとも、倉庫から運び出す件数が単純に増えたとかっていう要因、そういったところが考えられるのかなあと思うんですよね。

その辺、はっきりした要因というか、そういったところはありますか。

**北三希子環境対策課環境対策推進係長**

単価は、単価契約をしておりますので、配送に係るコスト、燃料費等が上がったからといって委託料が変わることはございませんので、単純にごみ袋の配送の件数が多かったっていうことです。

**中村直人委員長**

ほかにございせんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

国保年金課と税務課に入れ替わりますので、暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時39分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

国保年金課・税務課

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

中村直人委員長

それでは、国保年金課と税務課関係議案の審査を行います。

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）のうち、市民環境部税務課及び国保年金課関係について御説明いたします。

資料の2ページのほうをお願いします。

歳入となります。

款1市税につきましては、各税目の本年度11月までの調定と収納額の実績、また、12月から3月までの調定、収納見込みにより、それぞれ補正額を計上いたしております。

まず、款1市税、項1市民税、目2法人、節1現年課税分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の先行きが不明でありましたので、12月議会において、1億円を増額補正しておりましたが、その後の企業の決算申告状況から、さらに、法人税割を2億4,300万円補正いたしております。

次に、節2滞納繰越分につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の徴収猶予分が納付されたことにより、800万円の増額補正を計上いたしております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、徴収実績と収納見込みにより、土地を1,500万円、家屋を5,400円万、償却資産を6,100万円の増額補正をいたしております。

また、滞納繰越分につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の徴収猶予分が納付されたことにより、7,000万円の増額補正を計上いたしております。

次に、項3軽自動車税、目2種別割、節1現年課税分につきましては、課税台数の増加と収納見込みにより360万円の増額補正を計上いたしております。

次の3ページをお願いします。

項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、11月までの実績及び12月から3月までの調定収納見込みにより7,300万円の増額補正を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産と同じように、徴収実績及び収納見込みから土地を200万円、家屋を1,000万円増額補正し、節2滞納繰越分につきましても、新型コロナウイルス感染症関連の徴収猶予分が納付されたことにより、750万円の増加補正を計上いたしております。

次に、項6入湯税、目1入湯税、節1現年課税分につきましては、実績及び12月から3月までの調定及び収納見込みにより150万円の増額を計上いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、督促手数料、納税、所得証明手数料、評価証明等手数料の決算見込みにより、計50万円の増額補正を計上いたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金の節2徴税费委託金につきましては、県民税徴収委託金の確定に伴う増額補正を計上いたしております。

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出された国民健康保険税の収納に係る経費、繰入金の補正でございます。

以上が歳入になります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費の節2給与から節4共済費につきましては、職員29名分の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬から節8旅費につきましては、決算見込みによる補正で

ございます。

節11役務費につきましては、各税の納付書や督促状等の郵送料である通信運搬費と、コンビニ収納やクレジット収納等の手数料の決算見込みによる補正でございます。

節13使用料及び賃借料、節18負担金、補助及び交付金につきましても、決算見込みによる補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましても、市税還付金の決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

それでは、資料11ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

このうち、節18負担金、補助及び交付金につきましては、令和2年度分の後期高齢者医療広域連合療養給付費定率負担金の精算による追加納付分でございます。

節27繰出金につきましては、本年度の県後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みにより補正するものでございます。

次に、項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の各節につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

以上、国保年金課及び税務課関係分の説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

3ページをお願いします。

市たばこ税の決算見込みによる補正ということなんですが、7,300万円の分に関してですが、これは、どういう見積りというか、この7,300万円の補正に至った経緯は何だとお考えですか。

#### **佐々木利博税務課長**

市たばこ税が昨年10月に増税されております。

それに伴い、販売本数としては、減少または横ばい傾向なんですけれども、増税されたことによる増加になっております。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました。

ありがとうございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案乙第4号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案乙第5号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

次に、議案乙第4号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議案乙第5号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第4号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

資料は2ページを御覧ください。

まず、歳入の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきましては、市町の財政状況その他の事情に応じた財政調整のための交付金で、特別調整交付金や、特定健診等負担金など、額の確定及び決算見込みにより補正するものでございます。

次に、款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、決算見込みにより減額補正するものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、被保険者のうち、低所得者層に対する保険税軽減相当分と、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を補填する保険者支援分を繰り入れるもので、額の確定に伴い補正するものでございます。

下の2点についても、額の確定に伴い補正するものでございます。

次に、款8国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が減少された方に対し、国の基準に従いまして国保税の減免措置を行っており、令和3年4月から12月までに減免申請のあった減免額の10分の6を国から財政支援として受け入れるもの

でございます。

残りの10分の4につきましては、県支出金の特別交付金のうち、特別調整交付金で交付されることになっております。

また、本年度残りの1月から3月までの減免分につきましては、令和4年度に特別調整交付金により交付される予定となっております。

以上が歳入についての説明でございます。

次のページをお願いします。

次に歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、それぞれ決算見込みにより補正をしております。

項2徴税费、目1賦課徴収費の節1報酬から節11役務費につきましても、それぞれ決算見込みにより補正をしております。

なお、節27繰出金につきましては、県の特別交付金の交付決定に伴い、対象となる国保税の収納等に係る経費を一般会計へ繰り出すものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3運営協議会費につきましては、運営協議会開催実績に伴い補正するものでございます。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健診等事業費につきましては、集団検診等の決算見込みにより補正するものでございます。

続いて、項2保健事業費、目2健康推進事業費のうち、節12委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの受診者数の見込みにより補正をしております。

節17繰出金につきましては、県の特別交付金の交付決定に伴い、対象となる健康増進課などで行う各種健康推進事業費に係る経費について、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、国保特別会計補正予算についての説明を終わりました。続きまして、議案乙第3号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

資料は5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳出の県後期高齢者医療広域連合納付金に伴う補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の事務費である共通経費負担金の決算見込みと、保険料軽減分である

保険基盤安定繰入金の各市町納付金の額の確定に伴い、補正するものでございます。

以上、説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で市民環境部関係議案の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時59分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

採 決

中村直人委員長

これより採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）

中村直人委員長

これより、採決を行います。



議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第3号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第11号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



#### 議案乙第4号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

次に、議案乙第4号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議案のとおり可決いたしました。



#### 議案乙第5号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

次に、議案乙第5号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議案のとおり可決いたしました。



中村直人委員長

以上で当委員会に付託されました補正予算議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



**中村直人委員長**

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会は、これにて散会をいたします。

**午後0時散会**

令和4年3月15日（火）

## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼秘書係長 森岡敬晶

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 秋山政樹

財政課長補佐兼管財係長 下川広輝

契約検査課長 有馬秀雄

契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

会計管理者兼出納室長 村山一成

出納室審査出納係長 高島香織  
議会事務局庶務係長 西木純子  
議会事務局次長兼議事調査係長 横尾光晴  
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久  
監査委員事務局長 古賀達也  
監査委員事務局次長 飛松研二

企画政策部長兼市民環境部理事 松雪努  
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣  
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和  
総合政策課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐  
兼市民環境部環境対策課環境施設調整室長補佐 田中大介  
情報政策課長 山本英規  
情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三  
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

#### 5 日 程

議案審査（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例

議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を  
改正する条例

議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

議案甲第11号佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加  
及び規約の変更について

〔説明、質疑〕

議案審査（契約検査課・庁舎建設課）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

議案審査（出納室・議会事務局・監査委員事務局）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画令和4年度実施計画について

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前11時9分開会

中村直人委員長

総務常任委員会を開きます。

oo

中村直人委員長

この際、申し上げますけれども、16日の市民環境部市民協働推進課、市民課環境対策課の審査の後に、陳情がこの委員会に出されておりますので、陳情第3号の協議を日程に加えることとしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めまして、そのように決定させていただきます。

oo

総務課・財政課・選挙管理委員会事務局

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

それでは、まず、本日は総務部関係議案の審査を行います。  
総務課、財政課及び選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。  
議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。  
それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部長

審査をしていただく前に一言御挨拶申し上げます。  
御審議いただく令和4年度鳥栖市一般会計予算は、新庁舎建設が本格的になったことから、過去最大の予算というふうになっております。  
そのうち、総務部、3回に分けて御審議いただきますけれども、総務部関係の主な予算につきましても、歳入が地方贈与税、各種税等の交付金、それから、地方交付税、ふるさと寄附金、基金繰入金、起債などが主なものでございます。

歳出は、人件費などの事務事業に必要な経費のほか、新庁舎建設関連経費や、各種選挙に要する経費を令和4年度に計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

#### 姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会関係について御説明させていただきます。

説明は、総務常任委員会資料及び総務文教常任委員会参考資料により行いますので、よろしく願いいたします。

では、まず総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款2 地方譲与税でございます。

項1 地方揮発油譲与税につきましては、令和3年度決算見込み等により、前年同額の5,500万円を計上いたしております。

次に、項2 自動車重量譲与税につきましても、令和3年度決算見込み等により、前年と同額の1億6,000万円を計上いたしております。

次に、項3 森林環境譲与税につきましては、令和元年度より創設されました譲与税でございまして、国税である森林環境税は令和6年度から徴収されることとなっておりますが、前倒しで譲与税が交付されることとなっております。令和4年度は1,100万円を計上いたしております。

続きまして、款3 利子割交付金でございます。

令和3年度決算見込み等により、前年同額の800万円の予算を計上いたしております。

次に、3ページ目をお願いいたします。

款4 配当割交付金につきましては、前年と同額の2,000万円を計上いたしております。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金につきましても、前年と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、款6 法人事業税交付金につきましては、令和2年度より創設されました交付金でございまして、国の地方法人特別税譲与税制度が廃止されたことに伴います市町村分の法人住民税法人割の減収分の補填措置として、県の法人事業税の一部が市町村に交付されるものでございまして、令和3年度決算見込み等から、2億7,000万円の予算を計上いたしております。

款7 地方消費税交付金につきましては、前年度より3,000万円増の16億8,000万円を計上い



たしております。

次に、4 ページ目をお願いいたします。

款8 ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、令和3年度決算見込み等から、前年度から100万円増の1,300万円を計上いたしております。

次に、款9 環境性能割交付金につきましては、令和3年度決算見込み等から、前年度から800万円増の2,000万円を計上いたしております。

款10国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和3年度決算見込み等から、前年度100万円増の1,900万円を計上いたしております。

続きまして、款11地方特例交付金、項1 地方特例交付金8,600万円につきましては、住宅取得特別控除に係る減収補填に伴うものでございまして、8,600万円を計上いたしております。

次に、5 ページをお願いいたします。

款12地方交付税につきましては、今年度8億5,000万円の予算を計上いたしております、内訳は、普通交付税が6億円、特別交付税が2億5,000万円となっております。

昨年度からは1億円の増額となっております。

続きまして、款13交通安全対策特別交付金につきましては、令和3年度決算見込み等から、前年同額の1,700万円を計上いたしております。

続きまして、款15使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料の電柱敷地料等330万9,000円につきましては、九電やN T Tの電柱などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

おはようございます。

続きまして、款16国庫支出金、項3 委託金につきましては、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2 県補助金は、子どもを見守る防犯カメラ設置事業に係る県からの補助金でございます。

同じく款17、項3 委託金につきましては、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員選挙の委託金でございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、款18財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地貸付収入に

つきましては、京町ビル敷地の貸付け料でございます。

続きまして、目2利子及び配当金でございます。

節1利子及び配当金といたしまして、全体で32万6,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、財政調整基金、減債基金、退職手当基金、公共施設整備基金、土地開発基金のそれぞれの利子によるものでございます。

続きまして、7ページ目をお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、目2物品売払収入、そして、目3証券売払収入の3つにつきましては、それぞれ1,000円の頭出しをしているところでございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、款19寄附金、項1寄附金につきましては、ふるさと寄附金でございます。

主要事項につきましては、29ページになっております。

額につきましては、5億2,000万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、7ページ目の一番下段になります。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、7億7,845万6,000円の取崩しを行っております。

次に、目2公共施設整備基金繰入金でございますが、新庁舎整備事業に9億5,000万円、田代小学校大規模改造事業に1億円の財源として、全体として10億5,000万円を繰り入れるものでございます。

次に、8ページ目をお願いいたします。

款21繰越金でございます。

今回の予算編成に伴います繰越金として頭出しを行っているところでございます。

次に、款22諸収入でございます。

項5収益事業収入、目1競馬事業収入、こちらにつきましても、競馬事業の収入として頭出しを行っているところでございます。

次に、項6雑入、目3違約金及び延滞利息につきましても、頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等でごさいます、共済基金からの受入れ予定額を計上しております。

節4雑入のうち、全国市町村職員研修助成金につきましては、職員研修に係るもので、佐賀県市町村振興協会からの助成金となります。

生活習慣病予防検診助成金、婦人検診助成金につきましては、職員の検診に係るもので、佐賀県市町村職員共済組合からの助成金でございます。

また、光熱水費雑入を計上しております。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、競馬事業雑入として100万円を計上いたしております。

次に、9ページ目をお願いいたします。

歳入の市債につきましては、事業ごとに関係する常任委員会のほうで御説明いたしますが、一括して御報告をさせていただきます。

議案参考資料の3ページ目から5ページ目に起債一覧表を計上しております。

まず、目1総務債、節1総務管理債につきましては、新庁舎整備事業として33億1,420万円を計上しております。

次に、目2衛生債、節1環境衛生債2,790万円につきましては、斎場の改修事業に係るものでございます。

次に、目3農林水産業債、節1農業債につきましては、防災重点ため池浚渫事業として1,400万円、栖の宿キャンプ場改修事業として4,500万円を計上いたしております。

次に、目4土木債でございます。

節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業として3億1,950万円を、節2河川債につきましても、河川浚渫改良事業として1億1,700万円を、次に、節3都市計画債につきましては、公園整備事業として1億4,330万円を計上いたしております。

次に、目5消防債、節1消防債490万円につきましては、防災基盤整備事業に係るものでございます。

次に、目6教育債でございます。

節1小学校債につきましては、麓小学校トイレ改修事業として4,560万円、田代小学校大規模改造事業として4億6,500万円、旭小学校大規模改造事業として340万円を計上いたしております。

次に、節2社会教育債につきましては、(仮称)生涯学習センター整備事業に係るものでございます。

次に、目7災害復旧債、節1土木施設災害復旧債につきましては、令和3年発生災害復旧事業として4,270万円を計上いたしております。

次に目8臨時財政対策債でございます。

こちらは、地方交付税制度の振替措置として計上するものでございまして、3億円を計上いたしております。

歳入についての説明は以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費でございます。

目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬は、個人情報保護審査会、情報公開審査会などの各種審査会委員の報酬及び育児休業代替会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、特別職2名及び部長以下職員78名分の人件費等でございます。

節7報償費は、顧問弁護士、産業医等への謝金や報酬及びふるさと寄附金の謝礼品代などでございます。

節8旅費は、職員の研修旅費や育児休業代替会計年度任用職員の費用弁償などでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

節11役務費は、職員等の健康診断及びふるさと寄附金収納の手数料などでございます。

節12委託料は、嘱託員委託料や職員の研修委託料、過去文書のPDF化業務委託料などでございます。

過去文書のPDF化につきましては、30ページをお願いいたします。

事業費といたしましては、令和4年度に3,520万円、令和5年度に3,520万円の債務負担行為を設定しております。

12ページに戻っていただきまして、節13使用料及び賃借料のうち、システム借上料等は、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料などがございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、職員研修等負担金、防犯協会補助金などが主なものでございます。

続きまして、目2秘書費の主なものにつきましては、節8旅費は、市長、副市長及び職員

の随行の旅費、節9交際費につきましては、市長交際費などがございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、市長会関係等負担金が主なものでございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、目5財政管理費につきましては、節8旅費から節18負担金、補助及び交付金まで、予算編成事務等に係る経費を計上したものでございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、15ページをお願いいたします。

目7財産管理費のうち、総務課分の主なものについて申し上げます。

節10需用費は、共用車のガソリン代や庁舎の電気代などになります。

節11役務費につきましては、庁舎等に係る電話料などになります。

節12委託料は、庁舎清掃や当直警備に関わる委託料などがございます。

節17備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策備品を購入するものや、新庁舎の出入りを管理するシステム購入費でございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

同じく、目7財産管理費のうち、財政課分の主なものといしましては、節11役務費のうち、建物共済保険料や、公用車の自動車任意保険料のほか、節12委託料中の公共用地買収事務委託料として、土地開発公社への事務委託料を計上いたしております。

次に、16ページ目をお願いいたします。

中段、目12財政調整基金費、節24積立金につきましては、基金利子の相当額として、財政調整基金、減債基金へ積立てを行うものでございます。

また、減債基金積立金のうち、353万6,000円につきましては、国スポ等の施設整備に係る、県からの補助金につきましては、施設整備の財源とした市債に係る償還の財源とするため、減債基金に積立てを行うものでございます。

次に、目13公共施設整備基金費、節24積立金につきましても、基金利子相当額の積立てでございます。

以上でございます。

## 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、18ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費の主なものといたしましては、節1報酬は選挙管理委員会の委員4人分の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、事務局職員3人分の人件費でございます。

節13使用料及び賃借料の主なものにつきましては、システム等借上料で、これは選挙開票管理システムのリース代でございます。

目2選挙啓発費につきましては、ポスターコンクール賞品代などの啓発に係る経費を計上しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

目3参議院議員選挙費につきましては、令和4年7月25日に任期満了を迎える参議院議員通常選挙に係る経費を計上しております。

次に、20ページをお願いいたします。

目4知事選挙費につきましては、令和5年1月10日に任期満了を迎える知事選挙に係る経費を計上しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

目5県議会議員選挙費につきましては、令和5年4月29日に満了を迎える県議会議員選挙に係る経費を計上しております。

次に、22ページをお願いいたします。

目6市長選挙費につきましては、令和5年3月14日に任期満了を迎える市長選挙に係る経費を計上しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものにつきましては、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、消防・防災担当職員3名分の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合の負担金、県防災航空隊負担金は、それぞれ構成団体のうち、鳥栖市の負担金になります。

続きまして、目2非常備消防費の主なものにつきましては、節1報酬は消防団員332人分の報酬でございます。

節7報償費につきましては、消防団員の退職報償金等が主なものでございます。

節10需用費につきましては、消防団員の活動服の購入費などでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、公務災害補償組合への負担金や退職報償金負担金などがございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

目3消防施設費の主なものにつきましては、節10需用費は、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節14工事請負費につきましては、第2分団本部格納庫営繕工事費等でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓の増設に係る上下水道局への負担金でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

目4防災費の主なものにつきましては、節10需用費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所用パーテーション等を購入するものになります。

節11役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システムの使用料などがございます。

節12委託料は、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料などがございます。

節14工事請負費は、新庁舎建設に伴います消防防災無線関係機器の移設工事費でございます。

32ページをお願いいたします。

設備の移転を令和4年度から令和5年度で実施するため、総額2,481万2,000円の継続費を設定しております。

26ページに戻っていただきまして、節18負担金、補助及び交付金は、県防災行政無線連絡会負担金や、自主防災組織補助金などがございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、27ページをお願いいたします。

款12公債費、項1公債費、目1元金、節22償還金、利子及び割引料でございます。

地方債の元金償還金の見込額として、16億8,332万5,000円を計上いたしております。

次に、目2利子でございます。

財政課分といたしましては、地方債の利子として8,425万2,000円を計上いたしております。

次に目3公債諸費、節22償還金、利子整備割引料5万円につきましては、令和2年度の県営水利施設整備事業に係ります県への負担金に関しまして、事業の実施ができなかったことによります当該事業の市債の繰上償還80万円分に係る還付加算金を計上いたしております。

次に、款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節27繰出金につきまし

ては、基金の預託利息と基金用地の土地貸付け相当額を計上いたしております。

次に、項2公営競技収益金貸付基金支出金、目1公営競技収益金貸付基金支出金、節23投資及び出資金につきましては、公営競技収益金貸付基金支出金としての頭出しを行ったものでございます。

次に、28ページ目をお願いいたします。

款14予備費でございます。

予備費といたしまして前年と同額の5,000万円の予算を計上いたしております。

以上で、議案乙第9号令和4年度一般会計予算のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

私のほうからふるさと納税について御質問させていただきます。

去年の見込みが6億5,000万円に対し、本年度が5億2,000万円ということで計上されておりますけれども、6億5,000万円に戻ることがないという見込みでされているのでしょうか。

あと、やはり私としましては、年を増すごとに金額のほうは上げていただきたいという願いもあります。

もう一つ、すみません、全国的にこのふるさと納税が、分かるのであれば、下降になっているのか、上向きになっているのかっていうのをお分かりでしたら、併せて教えていただきたいと思います。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ふるさと納税の分についてお答えいたします。

令和3年度の3月補正で補正をさせていただきましたように、令和3年度が、コロナの関係等もありまして、需要が伸びていないような状況もあります。

そういう状況を踏まえまして、令和3年度の決算見込みを基に、令和4年度の予算を組んでいるところでございます。

また、ふるさと納税の額についてなんですけれども、今、ちょうど年度の途中ということで、まだ全国的な分の金額等は出ておりませんが、その分につきましては、また確認をして、結果が出た上で御報告させていただきたいというふうには考えております。

#### **石丸健一総務部長**

令和2年度ぐらいまでは全国的にもずっと増えておったかと思うんですけど、令和3年度



については、まだ数字が出てないということもありますけど、多分、少し下降しているか、仮に伸びておるにしても、伸びは物すごく小さい、3月補正のときにも申し上げましたけど、一番の書き入れどきっちゃうのが、やっぱりボーナスの時期だったので、ボーナスが減額されたりとか、そういう影響が出れば、もろに影響してくるところはあるかと思しますので、そういう経済状況にも応じて、見込みというのは変わってくるのかなというふうに思います。

現時点では、課長が申し上げたように、3月補正時点での見込みを当初予算に計上させていただきます。

#### **和田晴美委員**

同じくふるさと納税についての追加の御質問なんですけれども、令和3年度と比べて令和4年度、何か伸ばすための策っていうのはございますでしょうか。

PRの方法だとか、様々な戦略っていうのはあるんじゃないかなと、私的に思うんですが。

#### **古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

和田議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税、令和2年度は6億円ぐらいだったんですけど、今、見込みとして5億2,000万円ぐらいになるかなというふうに思っております。

これについては、要因は先ほど部長がお話をしたとおりなんですけれども、これについて、対応として、まずは、サイト数——私ども鳥栖市の分がふるさとチョイス、それから楽天ということで、2つございますけれども、ここについて、まずは増やしていくようなことで検討をしたいなというふうに考えております。

それが1つですね。

あと、もう一つは、主力がコカ・コーラ製品になっています。

それ以外を延ばしていくところは続けていきたいということで思っております。

あと、コカ・コーラの製品についても、単価のほうが、よそと比べて少し低かった、1件の寄附単価が低かったっていうのがあったので、そこについても、ほかの自治体と合わせていくようなことで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

私もその点、先ほど御回答いただきましたサイト数の件数だとか、あとは、設定されている金額、2,000円だとか、微調整のところではふるさと納税を選ばれる方と、どんと選ばれる方とかいらっしゃいますので、そういった戦略をするだけでも若干違うかと思うのが1点。

もう一つが、やはり同時にコカ・コーラが人気があるっていうのは、私も小耳にしており

まして、私の思いとしましては、地場、要するに鳥栖独自、鳥栖のふるさと納税じゃないと購入ができないってところのアピールも強めていただきたいなということで、ふるさと納税を通して鳥栖を知っていただく。

そして、寄附金も上げていただくというのが非常に気になっておりましたので、御質問させていただきました。

今後ともよろしく願いいたします。

#### 松隈清之委員

せっかくなんで、ふるさと納税について。

僕はもう、ずっと何年も前から言っているんですけど、基本的には、ふるさと納税という制度には反対なんですよね。

それ、なぜかっていうと、本来行くべきところの税収ってというのが、要は自治体の商売の上手さによって結構ゆがめられてしまって、本来、税で入る部分の半分近くが結局経費で消えていくってということからすると、マクロで考えたら、実は僕は正しいとは思っていない。

ただ、今制度としてある以上は、言われるように、それを生かして、ある意味商売だから、だって、経費をかけてお金を集めているわけじゃないですか。だから、商売なんですよ。

だから、その視点は要ると思うんですよね、セールスにもうちちょっと力を入れるとか。

今、和田委員が言われたように、ほかで手に入るものだったら、わざわざ来なかつたりもするし、じゃあ、本当に独自のものは何なのかとか。

あるいは、そのニーズとして、物だけなのかとか。

例えば、本当に鳥栖をふるさととしている人からしたら、鳥栖のいろんな情報が季節的に入ったり、あるいは鳥栖の、そのほかの人たちには響かないかもしれないけど、鳥栖の出身者だったら、こういうものを送ってきてくれたらうれしいねとか。

だから、もっとビジネスとして、商売として、ちゃんと特化しないと、多分、丸投げしてもあんまり効果が上がらないと思うんですよ、サイト数増やしたって。

だって、あくまでふるさと納税って得するかどうかでみんな選んでいるわけじゃないですか。

だから、1つは、得するかどうかっていう部分の、得の部分はどう見つけられるかと、あと、本当に鳥栖をふるさととしている人たちに対して響くものが何なのかっていうのを、本当にビジネスとして考えないと、伸びないというのは、これもまた前から言っているんですけど、それはもう、今どっちかっちゃうと投げているじゃないですか、もう外に、ふるさと納税の業務自体を。

だから、そこともうちちょっと詰めた話をしたほうがいいんじゃないかなと。

意見なので、答弁要りません。

#### **尼寺省悟委員**

私も、このふるさと納税については、あまり評価はしていないですね。

以前、政府のほうからも、景品があまりにも派手過ぎるということで御指導があったというふうなことがあるんですけど、一番のあれは、やっぱり、収入として不安定、恒常的なものはないというようなところ。

それで、これを当てにして、いろんな事業を組んでは、あんまり意味がないんじゃないかと思うんですが。

そこで1点だけ質問やけど、これ、財源、何に使って……、何に使っているって、言い方悪いけど、どういったものの財源としてやっているのかなと思って。

もちろん、恒常的なものには使えないと思うんですけど。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

寄附金の使用といたしましては、例えば、子育て支援に関するものであったりとか、市民協働を推進するためのものであったりとか、福祉の充実、そういうものに使用をさせていたでいるところがございます。

#### **伊藤克也委員**

15ページの自動車購入費についてお伺いいたします。

740万円計上されておりますけれども、購入台数と、使用目的っていうか、公用車もいろんな形で使用されると思いますので、どういった購入になるのか教えていただければと思います。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

自動車の購入につきましては、年次的に更新等がありますので、そういうのを基に、計画的に更新をしているところがございますが、今回の購入につきましては、普通乗用車のバンを1台、あと、軽自動車の購入を3台、計4台の購入を計画として上げさせていただいているところがございます。

#### **伊藤克也委員**

今後の考え方っていうか、環境にも関係してくるのかもしれないですけども、EVとか、昨今はそういった自動車が今後普及していくのかなというふうに思っているんですね。

公用車は、もちろん使う車によって、いろんな考え方があるというふうに思っているんですが、その辺、例えば今後、購入するに当たって、そういった環境に配慮したEV車等について考えていくとかっていう考えは、現在お持ちでしょうか。

#### **石丸健一総務部長**

現在、1台電気自動車を保有しておりますけれども、これは、どちらかというところPRというか、こういうのがありますよという感じで、今はまだそういう形でしか導入できておりません。

それで、おっしゃるように、今後自動車の形態というのは、徐々に電気自動車とか、そういう形に変わってくるかと思えます。

ただ、金額的なものがございまして、いきなり全てというふうにはならないと思えますけれども、そこは、委員御指摘のように、計画性を持って、順次考えていきたいというふうに思えます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

恐らく、もう5年先とか10年先には、かなりそういった車が普及をしているのではないかなというふうに想像しておりますので。

もちろん、部長がおっしゃるように、一気にそういう車についていうふうなことは、私も考えておりませんので、その辺は計画的についていうか、徐々にそういった車も公用車として採用していただくようなことでもいいのかなというふうに思っております。

その辺は、計画的に進めていただければなというふうに思っています。

それと、もう一点。

18ページ、ポスターコンクール賞品代についてお伺いいたします。

ポスターコンクール、恐らくいつもやっていただいているんですけども、対象はどういったところで応募をされるのでしょうか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ポスターコンクールにつきましては、主に小学生、中学生等を対象としておりまして、入選につきましては、各10名と、あと、参加費につきましては、130名の参加を予測しているところでございます。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

じゃあ、小中学生を対象として、130名の参加で10名の入賞ということの予算として2万9,000円という考え方になりますか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

入選につきましては、小学校、中学校各10名程度、予算化させていただいているところになります。

それで、全部合わせて2万9,000円という形になります。

### 伊藤克也委員

そうしましたら、書いていただいて、提出していただいた児童生徒に関しては、少なくとも参加賞は配付をしていただいているということによろしいですね。

### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そのとおりでございます。

### 松隈清之委員

来年度は選挙がめじろ押しですよ、参議院選挙から知事選挙、市長選挙、県議選、あるんですけど、一般質問等でもありましたけど、要は、投票所をどうするかって、選管でも多分議論されているんだと思うんですけど、これって、議論として、今回の選挙、今、予算組まれているんですけど、何か変更が出そうな感じってあるんですか。

### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、4つ選挙がありますけれども、そこで期日前投票所の変更等については、現在考えてないところでございます。

ただ前回、池田議員から、期日前投票場についてのお話等、議会の一般質問であっておりますので、その分につきましては、調査・研究を今行っているところでございます。

### 松隈清之委員

調査・研究って言うんですけど、実際、どこもやっていないことをやれって言っているわけじゃないじゃないですか。

多分、お金があればできる話だと思うんですよ、ほとんどね、今よそでやっていることってというのは。

多分、場所にしても、例えば、近くでも、フレスポさんとか、協力をお願いすれば、多分できると思うんですよ。

だから、要は、調査・研究っていうよりも、選管として前向きに捉えているのか、どうなのか。

やろうと思えば、予算組めば、多分できるんですよ。

だから、前向きに考えているのかどうかっていう考えを。

### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

期日前投票場につきましては、あと2か所でする場合に、このシステム上の消し込みがきちっといくかどうかとか、そういうところもありまして、専用の回線を引く必要があったりします。

また、職員の配置等も追加する必要もあったりしますので、実際、久留米市での選挙があったときに、期日前投票を期間を短く切ってやられてありましたので、その分につきまし

ては、私たちのほうで現場を見に行かせていただきまして、久留米市の選挙管理委員会の方たちと、そのメリットですとかデメリットについてお話をお伺いしたりとか、そういう形で、できるかできないかというところを、私たちも真摯に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

#### **松隈清之委員**

別に今ここで結論を出してほしいとかっていうことではないんですけども、要は、やると決めたら、必要な手当ををするだけの話なので、選挙ポスターで関心を高めるのも大事ですけど、やっぱり投票のしやすさというのも大事だと思いますので、ぜひ積極的に考えていただきたいと思います。

#### **森山林委員**

24ページ、消防団の件です。

退職報償金等ということで1,179万5千円が上がっております。この内訳。

後で条例改正、ありますけれども、報酬はいっちょん変わっておりませんですけども、その中で、今回は、出動関係が後の条例であります。

その中で、今回、全体的には180万円ぐらい増えておりますけれども、今回、年齢も45歳未満を外されておりますし、退職報償金等ですか、とにかく、消防団の待遇面。

これが、今までは出動手当ということで、一律で800円、本部は30日、支部は15日ということでされておりましたけれども、そういった中で、やっぱり処遇改善をしていただかんといかんと思いますので、お尋ねします。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今度、甲議案のほうでも御説明をさせていただくようになるんですけども、今回、消防団員の処遇改善を図るとというのが、ここ3年ぐらい、全国的に消防団員が1万人以上減少しているというところで、鳥栖市の消防団員の処遇の改善と、入りやすいような、そういう環境づくりを考えているところでございます。

団員の要件については、45歳未満の上限を撤廃するというのと、鳥栖市外の方で鳥栖市に勤務している方も対象とするような形にしております。

それで、出動報償費につきましては、新設という形で、火災の場合が半日3,500円、行方不明捜索については、同じく3,500円。

それで、災害での出動につきましては、半日4,000円。

あと、1日あるような大規模な訓練については、1日当たり5,000円という形で計上させていただいているところになります。

消防団員の退職報償金につきましては、そのうちの勤務年数が5年以上の方で700万円。

消防団の運営報償につきましては、450万円等で計上させていただいているところでございます。

#### **森山林委員**

今まで、さっき言いましたように、一律で出しよった分、それからすると、今回はもう、ある程度未定になります。

これは、後で出ますけれども、その内容じゃない、どっちのほうが悪遇改善としてはよくなるのかと。

今までしよった、一律に出しよった分が、金額を幾らぐらい出しよったかということ。

分かる？さっき言いましたように、支部、一律で800円の15日と。

それから、本部の分は30日の800円、一律出しよった。

その全体の費用と、今回、これを幾ら見てあるのか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

活動運営費については、ほぼ同じような金額になっておりまして、出勤報酬が上乘せという形での整理になっております。

団員の年額報酬につきましては、額を変更等はしておりません。

以上でございます。

#### **森山林委員**

よかです。

#### **松隈清之委員**

30ページのPDFデータ化事業なんですけど、これ、対象が10年を超えるものなんですけど、データ化した後に、書いてあるのが、保管スペースを縮減するということなんですけれども、これ、どういう基準で……、処分するやつと残すやつと違って出てくると思うんですけど、それは、何か基準とかあるんですか。

#### **小森敏幸総務課文書法制係長**

今回のPDF化事業につきましては、保存年限が10年を超える長期保存文書を対象としているものでございます。

今回、そもそも、新庁舎への引っ越しが発端となっております。

現在の文書のキャパシティを100%とすると、新庁舎のキャパシティがおおよそ76%となっております。

そのため、新庁舎に今の文書の保存量のまま引っ越した場合、どうしても文書があふれてしまうという状況がございます。

そういった状況を踏まえて、長期保存文書につきましてはPDF化をして、基本的に廃棄

をさせていただくというような考え方で、今回、この事業を上げさせていただいております。

#### 松隈清之委員

全部廃棄じゃないですよ。

法的な問題とかないですか。

#### 小森敏幸総務課文書法制係長

もちろん、法的に廃棄できないものは、そのまま保存という形になります。

廃棄ができるものだけの廃棄という形になります。

#### 松隈清之委員

それで、どれくらいスペース的には、圧縮できるんですかね、処分することで。

#### 石丸健一総務部長

枚数的には300万枚程度。

それで、スペースでどのくらいというのは、誠に申し訳ございません、数値を持っておりませんが、それくらい落ちるといふようになっております。

あと、先ほどあった10年を超えるものっていうのは、永年保存文書というふうにお考えいただけますかというふうに思います。

#### 松隈清之委員

これは、対象が10年を超えるものなんですけど、例えば、現在、10年を超えて保存してあるやつだけなのか。

例えば、今の文書でも保存期間10年のものってあるじゃないですか。それで、今後また、しばらく紙で残していったら、また今度、紙がいずれ増えてくることになるんで。

またある時期にこれやるのか、今後はずっと、今、通常の業務の中で紙を全部PDFに変えていって、PDFで管理するようにはなっているってことですか。

これ、もう前の紙をコンバートするっていう話？

#### 小森敏幸総務課文書法制係長

令和3年10月から電子決裁システムを導入させていただいております、令和3年度の下半期から、基本的にシステム内に文書を蓄積していくようなシステムづくりをしております。

それで、10年保存文書についても、今後は紙保存ではなく、基本的にシステム内に蓄積していくような考え方で保存はさせていただいております。

#### 松隈清之委員

了解です。

だから、現時点では、もう紙で残すっていうことはないっていうことですよ。

今からやるのは、過去に残してたやつを全部やるっていうことですよ。



**小森敏幸総務課文書法制係長**

過去の分につきましては、昭和時代から平成10年分までは、過去、既にマイクロフィルム化しておりますので、今回の事業につきましては、平成11年度から令和3年度上半期までに至る分の長期保存文書が対象になりますので、その分について、今回まとめてPDF化させていただきます。

**松隈清之委員**

マイクロフィルムのやつは、もうそのままマイクロフィルムのまま保存していくっていうことですね。

**小森敏幸総務課文書法制係長**

マイクロフィルム化しているものについても、今回、PDFという記憶媒体に変更しまして、同じシステム内で閲覧ができるような形に変更させていただきたいと思っております。

**中村直人委員長**

質疑が残っておりますけれども、昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後1時9分開会

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

質疑のある方、お願いいたします。

**牧瀬昭子委員**

11ページをお願いします。

育児休業代替会計年度任用職員さんの件なんですけれども、この想定は、何人分の育児休業の方を想定して見積もられているのか。

そして、会計年度任用職員の数を教えてください。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

想定は、33名で予算を組んでいます。

現在、確定していらっしゃる方については27名、プラス、今後のことを見込みで上げてい

るところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

内容に関してなんですけれども、一般質問の中でも、育児休業を取りやすくなっているかどうかという話が出てたと思うんですが、タイミングとかをどのように制度化されているか、ルール化されているかというのは、何か決まっていることがありますか。

特に、女性は、母子手帳を取ったりとかということがあるかもしれないですけど、男性の育児休暇の場合が、どういうタイミングでおっしゃるのか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

男性の育児休業につきましては、前回の議会の中でもお答えさせていただいたんですけれども、令和2年度で2名、令和元年度で4名、令和3年度が現時点で3名取っていらっしゃる状況です。

男性の場合につきましては、家庭の状況であったり、お仕事の状況であったり、そういうのを踏まえて、時期は少しずれたりということはあるんですけども、なるべく取りやすいような環境づくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、出産時の補助休暇等もありますので、そういう部分については、私たちのほうも周知を心がけまして、男性職員が取りやすいような環境をさらに深めていきたいというふうに思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

それでは、要望として申し上げておきたいと思うのですが、先ほど、いろいろなルールとかということよりも、取りやすいようにというような中身でお話がありました。

タイミングとかは、会計年度任用職員さんの雇われるタイミングとか、そういったものを前もってやっていかなきゃいけないことっていうのは発生してくると思いますので、できるだけ女性と同じように、男性職員のほうにも、上司のほうから、いつまでにするとか、タイミングとかっていうのも制度化されていくってことを、ぜひ要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

男性職員ですとか、また、上司のほうにも、内容について分かりやすい説明をして、取りやすいような状況をつくっていききたいと思っております。

最近では、男性職員についても、ある程度長い期間取られたりとかもされることもありますので、そういう方の体験談を聞かせるような形はしたいと思っております。

そういう形で、取りやすい環境はつくっていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

ぜひ今後とも推進していただきたいと思います。

続きまして、18ページ、先ほど、選挙啓発費のことで、ポスターコンクールの賞品代のこととは、お話があったんですけども、その選挙の啓発についてということに関して、全般的に、ポスターコンクールを行うに当たって、選挙のこととか、それに携わる前に、まず、そういう啓発活動というのは、どの辺りまで行われているのか、その辺りをどういうふうに小学校、中学校に啓発活動されているのかというのを教えてください。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

やはり、小学校、中学校の生徒から、小さいときから選挙に対しての理解をしていただくことも含めまして、今やっている取組といたしましては、中学校とか高校で模擬選挙ですとか、講座でお話をさせていただいたりとか、新たに18歳になる方も選挙権がありますので、そういう方には、選挙啓発ということで、冊子をお配りして、若い世代の方が選挙に対して理解を深めていただくような場を設けていっているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

若い世代の方の投票率がやっぱりどうしても伸び悩んでいるところだと思いますので、そこを、先ほど松隈議員からも、いろいろな場所を、投票所を拡大をという話がありましたが、高校とかでも、そういう選挙ができる仕組みとか、そういったのができるようになると、久留米市であっているのが、久留米大学とかにも、投票ができるようになるのかっていうことがありましたので、その拡大というのもできないかと思いますが、それは、御検討されたことはありますか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

大学とかそういうところでの期日前投票等については、検討したことはございません。

しかしながら、期日前投票というのも重要な選挙の一部でございますので、いろいろ、どういう形でしたら投票率が上がるのか、そういうところは、調査・研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### **牧瀬昭子委員**

若い方も増やしていかなければならない。

そして、高齢者の方、そして障害のある方々が投票がしにくいという声が上がってまして、投票所に行くまでの過程が難しかったり、投票がしにくく、段差があったりとか、そこまでの交通手段がなかったりとかっていう声が上がってますけれども、その辺りの柔軟に、

行きやすい方法っていうのは、何かお考えになっていることありますか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

投票所については、なるべく段差がないような場所をと思って、確保等を行っているんですけども、やはり、町区の公民館とかで、どうしても段差がある場所があるのは事実であります。

そういう場所につきましては、当日の選挙に携わる方が補助をしながら、なるべく、障害をお持ちの方が選挙に行きやすいとか、選挙しやすいような環境を整えていきたいというふうに思っています。

**牧瀬昭子委員**

選挙に行きやすいようにというお話がありました。

コロナ禍でコロナにかかった感染者の方が、選挙するときには、家からでもすることができるようになっていると思うんですけど、それは合ってますか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

コロナの方につきましても、投票ができるような制度づくりがされておまして、前回の衆議院選からも、コロナ対応についてはできておりますので、今後もそういうところの周知等を行っていききたいというふうに考えております。

**牧瀬昭子委員**

コロナ禍で出て行けないという事情の方と同じように、重度の障害で出ていくことができないという方もおられるのが事実ありますので、ぜひコロナ対策と同じように、そういった制度もつくっていただけないかと思っておりますので、これは要望としてさせていただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

**尼寺省悟委員**

今の期日前投票の件ですけれども、もちろん、私はこれを否定しているわけでも何でもないし、世界各国どこでもそうなんです、このことをやったことによって、投票率が上がったとか、あんまり聞かんけれども、その辺の実績ってどうなんですか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

前回の衆議院選、市議選につきましては、期日前の投票率については、上がってきているところでございます。

**尼寺省悟委員**

いや、私が言っているのは、全体の投票が上がったのかという意味。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

前回で言いますと、市議選については、若干ではございますが、何十年かぶりに投票率は上がったところでございます。

#### 尼寺省悟委員

それから、今までの話と逆行するかもしれんけど、昔は期日前投票がなかったと。

それで、今はあって、かなりの人が行っていると。

であるならば、何も20時までする必要はないんじゃないのかと。

もっと時間を前にずらせんかというようなことで、佐賀県内でも、夜8時までしなくても、もっと前にやっているところがあると聞くけれども、結構、佐賀県内、前にずらしているところはあるのかな。

#### 縄田明久選挙管理委員会事務局次長

佐賀県内でも西側のほう、唐津市の離島部分であるとか、武雄市であるとか、時間を、18時までであったりとか、短くされているところはあるんですけども、ほんの一部でございまして、総務省の考え方といたしましては、単に投票箱を早く開票所に送らせるためとか、そんな理由は、理由にならないと。

投票される方が、できるだけ投票されるような環境づくりということで、20時までと延ばした経緯があるので、単に短くするためだけの理由には、そういったことでは理由にならないというような見解も出ております。

他市の状況等も踏まえながらではありますけれども、例えば、期日前投票でもいいよというか本来、投票日に投票すべきところを、考え方が変わって、いつでも期日前の期間だったら投票していいですよってというような考え方に変わらない限りは、なかなか、延長しているのを、18時までとかいうことで短くする理由にはならないということで見解が出ております。

ですから、その辺のところについては、今後の社会情勢、情報化社会になって、電子投票が始まるとか、そういった状況が変わらない限りは、今のところは、時間的には20時までではせざるを得ないのかなということ考えております。

#### 尼寺省悟委員

私は、何も20時までのを早くしろと言っているわけじゃないけど、ただ、期日前投票についても、本来ならば、選挙期間の間、市議会議員選挙で1週間、国会やったら2週間、その間に、例えば、候補者は、その間に自分の意見とかをば一つと言って、しっかり考えていただきたい、有権者に。

そして、支持を頂きたいと言っている期間が1週間、あるいは2週間。ところが、もう言う前に、先に投票してしまっているという事態もあるんでね。

もちろん、もう最初から自分はこの人に入れると、この政党に入れるという人たちにとっ

て見たら別やけれども。

やっぱり、せっかくの選挙期間の間に、じっくり訴えを聞いて、支持を獲得したいという点も、期日前投票にあるのかなというような感じはしただけです。

別にいいです。

#### **和田晴美委員**

私からも選挙のやり方について質問させてください。

施設等に、たしか8か所か9か所、期日前のシステムがあるかと思いますが、入ってくる情報がうそみたいな情報でして、投票箱をその施設において、立会人とかがいない状態で、設置されているっていうふうに聞きまして、驚いておりまして、まさかそんなことはないと思っているんですけども、その流れを教えてください。

例えば、申出があったところに投票箱を置きます、そして、立会人がちゃんといます、どいう基準で、回収に行きますとか。

そういった部分を教えていただけますでしょうか。

#### **縄田明久選挙管理委員会事務局次長**

施設での投票につきましては、県の選挙管理委員会のほうが指定施設ということで指定をいたします。

その場合には、施設長、投票管理者立会人を置いて、施設が責任を持って期日前投票を行うこととなっております。

#### **和田晴美委員**

理解ができなかったんですけども、施設っていうと、施設運営者に委ねるってことでしょうか。投票のチェックとかもそういうことでしょうか。

#### **縄田明久選挙管理委員会事務局次長**

おっしゃるように、その施設が責任を持って、そこを投票所として不在者投票をしていたくというような形になります。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

#### **牧瀬昭子委員**

選挙のポスターに関してなんですけれども、それぞれ、参議院選挙のときが、委託料201万6,000円、公営ポスター掲示場設置等委託料。

参議院選がそれで、知事選が委託料219万2,000円。

それで、県議会議員選挙のところは57万2,000円ということで、参議院選挙と知事選のほうは微妙なんですけど、県議会選挙のほうが大変少ないのは、まだ準備段階の分しか計上され

ていないのか、枚数が変わるのか、そのポスターの掲示板が変わるのか、その辺りを教えてください。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

県議会議員選挙につきましては、今回挙げさせていただいているのが、実際の選挙自体が令和5年の4月に入ってからになりますので、それより前の分を上げさせていただいて、それより以降の分については、令和5年度の予算で計上させていただく予定となっております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

失礼しました。

市長選の分が184万円ですね。

それで、それぞれそのポスターの掲示板の数っていうのは、変わらないということでしょうか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ポスターの掲示場所については、同様でございます。

**牧瀬昭子委員**

すいません。

これは最後、要望とさせていただきたいと思うんですけども、市議会議員選挙のときのポスター貼りをされてた方々が、持っている地図と、ポスターの掲示板の番号がないので、自分がここに貼ったかどうか分かりにくかったとおっしゃられたんですね。

それで、ポスターの掲示板の設置の委託料が変わってくるかもしれないんですけども、その辺り、ほかの選挙でも変わらないのであれば、より分かりやすく、掲示板の設置をしていただきたいと思いますと思ひまして、要望させていただきます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例

## 中村直人委員長

次に、議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例、議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例、関連がありますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、3月市議会定例会の甲議案の説明をさせていただきます。

議案説明書に沿いまして説明をさせていただきます。

議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例、議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例につきまして、併せて説明をさせていただきます。

議案甲第3号につきましては、議案説明書資料の4ページをお願いいたします。

また、参考までにですが、鳥栖市議会定例会議案については、4ページとなっております。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえて条例を見直すものとなっております。

個人情報保護の改正等によりまして、令和5年の春より、全ての地方公共団体の個人情報制度につきましては、共通のルールで執り行うこととなります。

令和5年春の同法の改正に本市がスムーズに移行できるように、今回改正を行うものになります。

改正の内容といたしましては、主に、個人情報の定義に個人識別符合を追加すること、要配慮個人情報も定義として追加、個人情報ファイルの定義の追加、個人情報ファイル簿の作成公表に係る義務の規定の追加となっております。

続きまして、議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報審査会の設置条例になります。

現在、情報公開審査会及び個人情報保護審査会につきましては、別個に設置をし、運営を行っておりますが、構成メンバーも同一であり、審査内容等も論点が重複する部分が多いため、情報公開審査会及び個人情報審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置するものでございます。

続きまして、議案甲第5号になります。

この分につきましては、議案甲第3号と同様の理由を踏まえまして、個人番号を含む情報資産である特定個人情報の取扱い、その他必要な事項を条例に定めるものとなっております。

議案甲第3号から5号までにつきましては、施行日はともに令和4年4月1日といたして



おります。

以上でございます。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

よろしいですか。

ありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



**議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を  
改正する条例**

**中村直人委員長**

次に、議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

それでは、議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案説明資料4ページの一番下段をお願いいたします。

新旧対照表のほうは、鳥栖市議会定例会議案66ページに載っております。

本改正につきましては、普通財産の貸付けに関しまして、無償等により貸付けができる規定を定めているものでございます。

その条項中、その他市長が特に必要と認めた場合の条項に、時価が2,000万円以上の普通財産（土地については、その面積が1件5,000平米以上のものに係るものに限る）を除くことによりまして、より適正な運用を図るため、改正をお願いするものでございます。

施行日は令和4年4月1日といたしております。

説明は以上になります。

**中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



#### 議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

##### 中村直人委員長

次に、議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

##### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

資料につきましては、議案説明資料の5ページとなっております。

内容につきましては、消防団への加入の促進を図る観点から、団員要件の拡大や出動報酬等を規定するものとなっております。

施行日といたしましては、令和4年4月1日といたしております。

以上でございます。

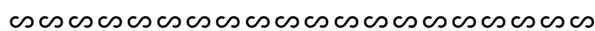
##### 中村直人委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



#### 議案甲第11号佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

##### 中村直人委員長

次に、議案甲第11号佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約

の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きますので、議案甲第11号佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について御説明させていただきます。

議案説明資料につきましては、6 ページの上段となっております。

改正内容といたしましては、多久小城医療組合を佐賀縣市町総合事務組合に加入させることにより、構成団体数を増加させ、同組合を組織している構成団体の共同処理をする事務の追加を行うものでございます。

佐賀縣市町総合事務組合規約の変更を行うため、地方自治法290条の規定により、市議会の議決を求めるものとなっております。

施行日につきましては、知事の許可のあった日といたしております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時35分休憩

oo

午後 1 時38分開会

**中村直人委員長**

再開いたします。

oo

契約検査課・庁舎建設課

## 議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

### 中村直人委員長

それでは、契約検査課及び庁舎建設課関係議案の審査を行います。

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 有馬秀雄契約検査課長

それでは、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算における、契約検査課及び庁舎建設課分について説明させていただきます。

なお、両課とも歳入はございません。

委員会資料16ページをお願いします。

目8契約検査費651万8,000円につきましては、契約事務に要する経費として、節8旅費、節10需用費、節11役務費、節13使用料及び賃借料、節18負担金、補助及び交付金をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

### 古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に、17ページをお願いいたします。

目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節10需用費のうち、消耗品費につきましては、新庁舎に設置する消火器の購入費等でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、新庁舎の仮使用認定申請、エレベーターの完了検査の手数料等でございます。

節12委託料のうち、廃棄物収集運搬委託料につきましては、破損している物品等を廃棄するための委託料でございます。

建築確認等変更申請業務委託料につきましては、建築確認、計画変更申請業務、建築物省エネ法変更申請業務、開発行為変更作業業務の委託料でございます。

工事監理委託料につきましては、新庁舎建設工事の工事監理委託料でございます。

移転業務委託料につきましては、新庁舎への移転や、落成式典開催の準備のための委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、新庁舎の本館、北別館及び一部外構の工事費、新庁舎での各課窓口やトイレなどを案内するサイン、総合案内などのカウンター、ブラインド等の取

付けや吹き抜け部分へのポリカーボネートの取付け等の工事費でございます。

31ページをお願いいたします。

2の事業内容の歳出の表の下部分になりますが、新庁舎への移転の準備や実施、落成式典の準備と開催、それに、新庁舎用の備品購入費につきましては、令和4年度から令和5年度にかけて行っていく計画でございますので、それぞれ令和5年度分について債務負担行為を設定しているところでございます。

以上で、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、契約検査課、庁舎建設課関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

私のほうから、新庁舎の駐車場、今回の予算の中に入っていないのかもしれないんですけども、私が聞くところによりますと、電気自動車、EVの充電器がない、予定に入っていない。

ただ、公用車のほうの充電器の計画はあるというふうに伺ったんですが、そちらについていかがでしょうか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

電気自動車につきましては、現在1台公用車で配置をしております、新庁舎につきましては、北別館のほうに車庫を造っているんですけども、その中に、今の1台分も含めて、2台分は充電できるような設備を設置するようには考えております。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

では、再度確認なんですけど、一般利用者向けの充電はないということよろしいでしょうか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

今のところ、一般向けの充電は計画いたしておりません。

#### **和田晴美委員**

本日、伊藤議員のほうから御質問もあったように、今後、やはりEV車の活用っていうのは、こちら市役所の公用車、そして、市民の皆さんも、増えるというふうに私自身思ってます。

そういう中で、新庁舎の市役所の敷地内に急速充電のほうがないというのは、私自身も残

念ですので、ここについては、強く、今からでも、急速充電のほうを加えていただきたいと思っております。

要望です。

#### 石丸健一総務部長

現在の予算の中での対応は難しゅうございますので、どういう手だてができるかというのは、別途考えてみたいというふうに思います。

#### 和田晴美委員

ぜひともよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

#### 松隈清之委員

せっかくですので、今の充電器の件なんですけど、そういうのを置いてあるところもありますよね、確かに。

それで、要は、それを置く目的ですよ。

いや、言うたら、エネルギーなので、ガソリン車でいえばガソリンになるんですよ。

だから、例えば、基本的に市役所来られるっていうのは、市内近郊、そんなに長距離を移動するわけでもないんで、それは、集客とかの目的を持って設置するっていうことであれば、何か意味があるのかもしれないけど、市役所自体、別に集客を目的とする施設ではないので、業務で使う範囲の充電器はまだしも、市民用のを置くとすれば、それはまた、多分別の目的が要すると思うんですよ。例えば、EVの推進とかね。

だから、そこは考え方を整理しないといけないと思うんですよ。

何でも便利だから置けっていう話ではないし、そのコストをじゃあ誰が負担するのかというふうになるわけじゃないですか。

そこは、どんなふうに考えておられますか。

#### 石丸健一総務部長

先ほど伊藤議員のほうからも公用車の電気自動車についての御質問がありましたけれども、その中でも申し上げましたけど、現時点で計画は持っておりませんので、まずは、PRというか、啓発から、それから、実用のほうに移っていくと思いますので、公用車も、それから、その普及啓発も含めて、その計画を今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

#### 伊藤克也委員

新庁舎の件で、今後、今年度で大体出来上がっていくというふうなことだと思っ

それで、外構をどうしていくかっていうことを、今後、検討されていくんだろうなと思

んですけれども、令和4年度から、外構については、設計とかを含めて、こういった動きをされるのか、教えていただければと思います。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

一応、大きくは、新庁舎が竣工いたしまして、令和5年、6年にかけて、現庁舎の解体、解体が終われば、外構工事と、今の新庁舎の建設に伴って一部、新庁舎の周りの外構はやっていくんですけれども、設計自体は、令和元年で取り組みました基本設計、実施設計の中で設計をいたしております、それに基づいて、今後の解体、外構をやっていくような計画でございます。

**牧瀬昭子委員**

落成式のことに関してなんですけれども、これは、イメージとして、どのような規模でされるイメージで、この中の5,711万6,000円の中の幾ら分に当たるのでしょうか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

落成式自体は、令和4年度の中盤、後半あたりから、それに、実際落成式は年度明けてという事で予定しております、総額といたしましては、270万円程度を予定しております。

基本的には落成式開催時には、どうなるか分かりませんがこれも、コロナも一定落ちているというふうな想定の下、大体100人規模で開催をする予定ではございます。

以上でございます。

**牧瀬昭子委員**

100人程度ということであれば、一般の市民の方々は、その中には含まれているのでしょうか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

案内の予定者——あくまでもまだ予定者ではございますけれども、当然、市議会議員の皆様、それに県知事様、県議会議員様、あとは、庁舎の建設に携わっていただいた基本設計の委員さんであったりとか、プロポーザルの委員さんであったりとかというようなところで、一般の方が落成式に参加されるっていうような計画はございません。

**牧瀬昭子委員**

すいません、270万円ということで、100人程度ということだったんですが、この間、免震でしたか、そのところを見せていただいて、今後のスケジュールとして、一般の方へとか、開放されるタイミングとか、造るまでの過程の間で、どのような開放をされたり、見せる機会とかっていうのは、今後ある予定ですか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

見学会の中でもそういった御意見もございましたので、今後の工事の進み具合にもなると思うんですけども、竣工までに本当にできるのかどうかというのは、今施工業者と打合せをしながら、できるのであれば、やっぱりやったほうがいいかなと思ってますんで。

仮に工事進捗状況でできないのであれば、また竣工後になるのかなというふうに思ってます。

#### **牧瀬昭子委員**

ぜひしていただきたいなというのがあって、飛松議員も一般質問の中で、障害をお持ちの方とかの、いろんな団体さんが御意見いただいたりとか、選考委員の方が車椅子の方で、使い勝手のことを話されたりされたと思うんですけど、選考委員の方も、思いを持っていろいろ計画のときにおっしゃっていただいたことが、現実としてどうなっているのか。

せっかくやっているのに、これ、そうならないよってというのが、もう出来てしまったら何も言えなくなってしまうまでになってしまうと、言えなくなるかもしれないんで。

その前あたりで、ここに付ける予定ですか、その辺りで、見学会ができればと思うんですけども。

これは要望で、お願いできないかなと思いますけど、難しいですか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

多分、今副委員長がおっしゃっている時点となりますと、随分と工事も進んだ時点なのかなというふうに思いますんで、実際、工事も随分後半となってきますんで、もう大体出来上がっている時点。

ただ、広さ的なもの、スペース的なものは、まだ内装を張る前であつたりでちょっと変わってきますけれども、御覧いただけるような状態になるんですけども、そういう細部にわたる確認っていうのは、その時点ではなかなか難しいのかなというふうに思います。

#### **中村直人委員長**

いいですか。

#### **牧瀬昭子委員**

はい。

#### **中村直人委員長**

ほかございませんか。

#### **和田晴美委員**

もう一つ、新庁舎について追加の質問です。

新庁舎の中に会議室など幾つかあるということなんですが、今、この中で、オンラインセミナーなど、研修など、進めて実施されていますけれども、恐らくこれ、もう落ちついて



残るというふうに思っております。

そんな中、現市役所の庁舎でも、Wi-Fi環境が弱いだとか、そういった対応ができていない現状で、新庁舎ではぜひそういったものがスムーズにできるといいなというふうに思っているんですが、それに関していかがでしょうか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

情報通信関係の環境整備については、今、情報政策課のほうとお話を進めながらやっておりまして、庁舎建設課のほうでは、そういった状況になっても対応できるような形での建設は進めているところではあります。

あとは、情報政策課と話しながら、協議をします。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

それに合わせて、どうしてもモニター等も要りますので、例えば、テレビだとか、プロジェクターとか、そういったものが、持参しないとできないような状態ですよ、今。

会議室とか利用するときに、どこか別の施設か、もしくは持込みじゃないと、そういったスクリーンに反映させるような施設がありませんが、新しい施設のほうになりますと、例えば、大型テレビのようなモニターが設置されてたりするので、そういったのもあればいいんですが、現状だけ。

要望ではございません、現状としてそういったものがあるかないかだけ教えていただけますでしょうか。

#### **石丸健一総務部長**

通常の会議室には、そういう設備は考えておりません。

ただ、防災の拠点としてですので、防災関連の部屋にはモニターがずっとつくようにはなりませんけれども、通常の会議で、例えば、大型モニターがあるとか、そういうのは、現時点では計画はございません。

#### **和田晴美委員**

回答ありがとうございます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時54分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 1 時58分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

出納室・議会事務局・監査委員事務局

**議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算**

中村直人委員長

それでは、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**横尾光晴議会事務局次長兼議事調査係長**

それでは、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、出納室、議会事務局、監査委員事務局関係について御説明申し上げます。

歳出の御説明をいたします。

委員会資料10ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費までにつきましては、議員22人分の人件費及び事務局職員7人分の人件費を計上いたしております。

節8旅費につきましては、職員随行旅費等及び常任委員会、議長会関係の議員旅費、並びに本会議等の出席費用弁償を計上いたしております。

節11役務費につきましては、タブレット端末に係る通信料が主なものでございます。

節12委託料につきましては、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、議事録検索システム等の借上料が主なものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、議長車両の経年劣化により、修理等の対応が困難となっているため、新たに議長車を購入する費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等の負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

以上でございます。

#### **村山一成会計管理者兼出納室長**

続きまして、委員会資料14ページをお願いいたします。

款2総務費、目1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節10需用費のうち、印刷製本費につきましては、決算書、監査意見書等を作成する経費でございます。

次に、節11役務費のうち、手数料につきましては、金融機関における市民税などの口座引き落としや、窓口収納の手数料、指定金融機関である佐賀銀行の公金取扱い事務の手数料などでございます。

以上でございます。

#### **古賀達也監査委員事務局長**

続きまして、23ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、監査委員2名分及び事務局職員3名分の人件費でございます。

次に、節8旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の各監査委員会等の定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

続きまして、委員会資料27ページをお願いいたします。

款12公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金、利子及び割引料のうち、一時借入金利子は、一般会計の歳計現金が不足する際に、資金の一時借入れを行う場合の支払い利息でございます。

以上で、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、出納室、議会事務局、監査委員事務局関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

**中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部準備のため、暫時休憩いたします。

**午後 2 時 3 分休憩**



**午後 2 時14分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。



**企画政策部**

**議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算**

**中村直人委員長**

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**松雪努企画政策部長兼市民環境部理事**

こんにちは。

本日の総務常任委員会、企画政策部関連につきましては、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算1議案でございます。

来年度につきましては、先日の議案審議でも御質問、そしてお答えをしておりましたけれども、総合政策課が住宅用地検討調査事業、そして、情報政策課は、大変重要でございます自治体DX推進事業の推進という形で、企画政策部は進めていきたいと考えております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

御挨拶とさせていただきます。

#### **山本英規情報政策課長**

それでは、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

御説明は、タブレットに配付しております総務常任委員会資料及び主要事項説明書により御説明いたします。

総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料680万円につきましては、民間事業者へのアウトソーシングに伴う市庁舎南側の情報センターの貸付けによる土地建物の使用料でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、デジタル基盤改革支援補助金2,302万2,000円につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に係る事務事業及び行政手続のオンライン化対応に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金310万1,000円につきましては、自治体中間サーバープラットフォームのシステム利用に係る補助金でございます。

個人番号カード交付事務費補助金3,573万3,000円につきましては、マイナンバー普及促進に要する経費の補助金でございます。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の7,169万1,000円につきましては、令和4年の新型コロナウイルス感染症に対応する事業に充てているものでございます。

次に、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の708万8,000円につきましては、土地利用規制の対策交付金、それから、権限移譲交付金と移住支援事業費補助金によるものでございます。

#### **山本英規情報政策課長**

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、説明欄、上

段の県広報紙配布委託金232万7,000円につきましては、県広報紙の県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

#### 向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

国土利用計画法関連調査委託料5万9,000円につきましては、無届け等の調査に係る費用でございます。

#### 山本英規情報政策課長

節5統計調査費委託金400万2,000円につきましては、令和4年度に実施される国の住宅土地統計調査や、就業構造基本調査などの基幹統計調査に係る事務委託金、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入、情報案内版広告収入につきまして、それぞれ年間見込額を計上いたしております。

また、光熱水費雑入は、アウトソーシングに係る情報センターの光熱水費として567万2,000円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費の主なものについて申し上げます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、記者室の会計年度任用職員に係る人件費でございます。

節10需用費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、毎月第3週の日曜日から土曜日まで1日5回放送しております市政等に関する情報番組、テレビ広報とすの収録放送に係る経費が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、市ホームページのサーバーのシステム使用料が主なものでございます。

次に、目4情報管理費の主なものについて申し上げます。

節10需用費につきましては、情報関連機器のプリンターのトナーなど、消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節11役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク通信料及びインターネット接続料でございます。

節12委託料につきましては、主要事項説明書の7ページをお願いいたします。

事業名、自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の自治体DX推進計画により、自治体情報システムの標

準化や共通化、行政手続のオンライン化を推進し、業務の効率化や住民の利便性の向上を図るものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

まず、標準仕様との比較分析作業でございます。

令和7年度を目標に、自治体の基幹系システムの標準化・共通化及びガバメント・クラウドへのシステム移行を行うこととされていることから、令和4年度現時点におきまして、税及び福祉等に係る14業務に関し、国が示す標準仕様との比較分析作業に係る経費として1,281万6,000円を計上いたしております。

次の行政手続オンライン化につきましては、マイナポータルからマイナンバー化を用いまして、子育てに関する15手続、介護に関する11手続及び被災者支援1手続につきまして、オンライン手続を可能とするための整備を行うものでございます。

経費といたしまして、システム改修費2,041万3,000円を計上いたしております。

次のオンライン化の調査・分析業務委託につきましては、先ほど申しあげました27手続以外の手続について、専門知識のあるコンサルタント業者に委託し、行政手続の全庁的な棚卸し、オンライン化に向けた業務フローの見直し及びオンライン化手続を可能にするための調査や分析を行うこととしております。

経費といたしまして、2,178万円を計上いたしております。

次のAI・RPAの導入につきましては、事務作業の負担軽減を図るため、AIやRPAなどのデジタル技術を活用し、業務の効率化を推進するものでございます。

経費といたしまして、AI・RPAの試行導入に係るライセンス料として、385万円を計上いたしております。

総務常任委員会資料にお戻りください。

4ページをお願いいたします。

その他の委託料といたしまして、情報センターに関しまして、老朽化に伴う屋根防水工事や外壁改修工事等の設計委託料や、清掃や設備などの維持管理等に要する管理委託料、コンビニ交付システムの管理運営委託料などがございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システムの使用料、基幹系システム及び内部情報系システムの関連機器の賃借料等がございます。

5ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町などを結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金のほか、自治体情報セキュリティ対策のためのセキュリティクラウド負担金及び個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機

構への交付金が主なものでございます。

#### 向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、目9企画費の主なものについて申し上げます。

報償費12万2,000円につきましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員8人分の謝金でございます。

節12委託料でございます。

住宅用地検討調査委託料1,000万円について、主要事項説明書8ページをお願いいたします。事業名、住宅用地検討調査事業でございます。

目的といたしましては、令和2年度国勢調査に基づく、本市と福岡都市圏を含めた人口動態の特性、それから、味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺の産業団地検討が今なされておりまして、それを踏まえて、今後の人口誘導策、住宅用地の確保手段等の検討を行うようにしております。

事業内容については、委託料1,000万円。

調査の内容につきましては、適地の検討、それから、市街化区域における確保手段の検討等でございます。

委員会資料にお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金でございます。

896万6,000円の主なものといたしまして、地方創生移住支援金でございます。

こちら、主要事項説明書の9ページをお願いいたします。

事業名、地方創生移住支援金でございます。

事業の目的といたしましては、国が進める東京圏への一極集中の是正、それから地方の担い手不足対策のために、令和元年度から県と共同で実施するものでございます。

事業の内容といたしましては、東京23区に在住、または通勤していた者のうち、鳥栖市へ移住するに当たりまして、一定の条件を満たす就業、または起業を行った者に対して支援金を交付するものでございます。

地方創生の移住支援金でございますけれども、単身は60万円、それから、世帯をお持ちの方は100万円、それから、一番下でございますけど、今回新たに18歳未満の世帯員を帯同しての移住をする場合には、18歳未満の者1人につき30万円を加算するものでございます。

委員会資料6ページをお願いいたします。

項5統計調査費のうち、目1統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、広報統計係職員2名分に係る人件費でございます。



節8旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成等に係る経費でございます。

次に、目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、住宅土地統計調査や就業構造基本調査などに係る調査員などへの報酬でございます。

節8旅費以降につきましては、各種基幹統計調査に係る説明会への出席に係る旅費や、調査票の郵送代、説明会開催に係る会場借上料などが主な経費でございます。

以上、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

4ページ、情報センター改修の経費が上がっていると思うんですけど、情報センターって、今後どうしていかれるおつもりなのかなあっていう。

1つは、何でかっていうと、クラウドとは言っても、あまりクラウド感のないクラウドじゃないですか、ほぼオンプレじゃないですか、距離からしても。

今後、ガバメント・クラウドとかの流れ、出ていく中で、例えば、地震とかのリスクがあったときに、この距離だったら、ほぼ同じように被災するわけですね。

だから、そのリスク分散の上でも、クラウド化するんだったら、その情報センターをいつまでも維持することにどんだけ意味があるのかなあっていう気がしてまして、今後の考え方等があれば。

#### **山本英規情報政策課長**

自治体DX推進事業において、ガバメント・クラウドへの移行、基幹系のサーバーのクラウド利用等がうたわれている中で、基本、現時点におきまして、ガバメント・クラウドについては、国のほうで全体設計とかがなされております。

それで、現時点において、まだ国がガバメント・クラウドの設計の段階ですので、今の情報センターの今後の在り方については、協議等、行っておりませんが、将来的に、情報センター、ガバメント以外のクラウドの利用構想を含めて、在り方については、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

では、引き続き、同じく4ページのRPAのシステム使用料なんですけど、基本的にRP

Aって、端末ごとに使用料がかかるじゃないですか。

これ基本、端末何台を想定している金額なんですか。

#### **山本英規情報政策課長**

R P Aに関しましては、現時点で端末2台を予定しているところでございます。

#### **松隈清之委員**

説明もあったかと思うんですけども、今想定している業務を教えてください。

#### **山本英規情報政策課長**

現時点におきまして、試行で予定しているところは、国保年金課と地域福祉課、その2課で予定しているところでございます。

業務につきましては、国保年金課については、国保前日異動確認作業、地域福祉課に当たっては、避難者行動要支援データの入力作業等を予定しているところでございます。

#### **松隈清之委員**

数ある業務の中で、その2つをまず先にやろうと思った理由って、何かあるんですか。

#### **山本英規情報政策課長**

今年度、隣の久留米市において、数年前からR P Aの活用を行っております。

そこに視察に行きまして、久留米市の情報政策課と協議する中で、導入後、比較的効果が高かった業務のほう、一覧表等もらいまして、うちに当てはめたときに、今、先ほど言いました2課2業務が試行に適しているんじゃないかということで、決めたところでございます。

#### **松隈清之委員**

久留米市の事例ということなんですけれども、多分、やっているところは、久留米市以外にも多分あるんですよ。

それで、恐らくこれ、もう導入するシステムは決められていると思うんですけど、システムベンダーのほうからは、こういうの、導入実績がほかのところにも当然あるはずなので、こういったのも使えますよみたいな話は多分、今でもあっていると思うんですよ。

今後、何かそこら辺の展開とかって考えてあるんですか。

#### **山本英規情報政策課長**

他の業務につきましても、情報をこちらも持っていきまして、実際、まず議案質疑の中でもお答えしましたように、使う人間側がどの業務に適しているかの選別をするのが一番重要でございまして、その情報提供と、初級者向けの研修を併せながら、対象業務の拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

#### **松隈清之委員**

分かりました。

基本的に、多分端末に入れるので、例えば、今後使われる可能性のある係とか課の端末にあったほうがいいですよ、使い方としては、広がりとしては。

研修とかされて、自分でRPAのプログラム——プログラムというほどでもないんだけど、要は、デスクトップ上の操作を自分で組立てられるようになれば、広がりが出てくるので。

そういう意味では、そういう人材育成も含めて、より活用していただくようお願いしておきます。

#### **尼寺省悟委員**

自治体DXについて、これは、主要事項説明書。

その中で、令和7年度を目標にして、自治体の基幹系システムの標準化・共通化を図ることなんですが、この標準化・共通化というのは、一体何かということと、これができたら、どんなふうになるのかと。

まず、そこから聞きたいんですけど。

#### **山本英規情報政策課長**

自治体情報システムの現状と課題から申し上げますと、まず、それぞれの自治体において、住民ニーズへの対応及び利便性の向上から、情報システムのカスタマイズが行われてきております。

その結果、システムの発注、維持管理や制度改正などの対応について、個別の対応が必要となっているところでございます。

また、それに伴いまして、人的、財政的負担が生じることが課題としてございます。

今後、自治体情報システムの標準化・共通化をした場合の効果に関して御説明いたしますと、標準化・共通化をすることで、個別に自治体が情報システムを導入するに当たって、詳細な精査をする必要がなくなり、人的、財政的負担の軽減といった効果が見込まれます。

異なるシステム間のデータ移行の円滑化にもつながりまして、ベンダーの切替えも容易となります。

また、標準化対象システムと、国の、マイナポータルとあって、マイナンバーカードを用いて利用するサイトがあるんですけども、そののびったりサービスとの接続など、行政手続のオンライン化が容易に図られ、さらに、それによって住民利便性の向上につながると考えております。

さらに、標準化されることによって、システムの共同運用や、先ほど質問出ましたけれども、AI・RPA等のデジタル技術の活用もしやすくなることが想定され、最終的には、行政運営の効率化につながると考えているところでございます。

具体的な実施方法なんですけれども、国のほうから、標準化・共通化に関する手順書と、

具体的にその仕様書というのが示されております。

それと、それぞれの自治体のシステムを比較して、合っているところ、合っていないところがありますので、まず、そこの洗い出しを行って、合っていないところについては、どういった対応を取るのか、システム改修を行ったり、人の配置で補ったり、また、業務のやり方を変えたり、それで合わせていくという考え方になります。

#### 尼寺省悟委員

実は、この自治体DX化というのは、去年かおとしぐらいから、政府が強力に進めているやつで、結構あちこちで反対が起きているわけよ。

これは、自治労連という組合があつて、そこの全国弁護団が出して、推進計画は許されんといかんというふうに書いているわけ。

私、全部読んだわけじゃないけど、特にその中で、私が一番気になったのは、さっき言った標準化・共通化。

これについて、国会でも論議になったものやけど、これ、富山県の上市町というところで、こういった論議したっちゃうわけ。

議員から、3人目の子供の国保税の免除、65歳以上の重度障害者の医療費窓口負担面について、まちづくりで施策を行えと、こういうふうな質問したと。

そうしたら、町長さんが、町単独でカスタマイズすることは、経費の節減に向けてクラウドを導入した意思決定に反すると。

こういうことやね。

要するに、これを行えば、さっき言ったように、国のほうから統一的にこれだというふうに決めたときに、それに対して、その市町村が独自の政策をやるんかと。

基本的には、やるなというのが国の政策であつて、例えば、今度、国保税の中で、均等割が5割というふうに国のほうが言ってきたと。

それに対して、いや、そうじゃない、うちはそういうのをもっとやろうといったとき、果たしてそれができるんかというふうな疑問を出したと、国会でそうなったわけ。

それに対して、国のほうは、はっきり言わんわけ、できると言ったり、いや、できないと言ったり。そういった疑念が出てくるんじゃないのかなと。

ほかにもいろいろあるったい、あるけど、そういった点で、実際、鳥栖市でそれを導入した場合、現場でそういったことが起きないのか、どうなのかっていうのは、私が疑念に思っているわけです。どうなのかと。

#### 山本英規情報政策課長

委員が御指摘のとおり、それぞれの自治体において、独自のカスタマイズという部分が現

実、ございます。

一方、国のほうで進めている標準化というのがございます。

今委員の言われた国保税については、今年の夏、標準仕様書が示されますので、具体的なことはお答えできませんが、国のほうが示されている国の一つの考え方として、そういった独自のカスタマイズで、どうしても外せない部分も、やっぱり実際はございます。

そういった部分は、標準化・共通化の中で、オプション機能として設けて、それを利用するかしないかは、自治体の判断に委ねられている、一つの考え方がございますので、直接的にその部分はそのオプションに盛り込まれるかどうかは、まだ仕様書が示されておきませんので不明ですが、そういった対応もできるのではないかと考えているところでございます。

#### **尼寺省悟委員**

それで、そういったカスタマイズするときには、今までのシステムがあるやろう。

それで、国のほうがそういうふうに来たときに、今の仕様を変えないかんわけでしょう。

変えて、新たに、国が来たときに、カスタマイズするときには、またお金かかるけど、そのときの金といったものは、国から来るわけじゃなくて、市が出せと、単独で出せというふうな負担がまた出てくるんじゃないのかと。

カスタマイズしようと思ったら、市独自の政策やろうとした場合、それをやるんやったら、市独自の金でせないかと、国からは、支援とかないんじゃないかというようなことを言っているわけだね。

#### **山本英規情報政策課長**

現時点におきまして、情報システムの標準化・共通化に関する補助金については、あくまでも令和7年度までの大まかなくくりとして、人口ベースでの補助金の上限額が示されているだけで、オプション機能の取扱いに対する補助金については、まだ情報のほうが一切降りてきておりませんので、金銭面というか、この辺については、何ともお答えできない状況でございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

最後に、最初に言った質問なんやけれども、基本的に、今の段階で、国のほうから詳しく示されていないので、それははっきり分からんというのが答えなわけね、最初私が質問したときに、市独自の政策についてどうなのかということについては、国のほうからきちっとした資料が出ていないので、今の段階では、はっきり答えることができんというのが、あなたの答弁だというふうに理解していいわけですね。

そうね。

よかです。

#### **松隈清之委員**

今の部分なんですけど、例えば、カスタマイズをするのに国がお金を出さない、逆に言うと、今までは、市独自のサービスやるのにシステム改修するときって、国のお金って来てたんですか。

#### **山本英規情報政策課長**

市独自のカスタマイズについては、補助金はございません。

#### **松隈清之委員**

ということは、今後も標準化以外にカスタマイズしてやるっていうときのシステム改修費は、今までもそうだし、これからも市が単独で出すっていう考え方のほうが普通だということじゃないですか。

#### **山本英規情報政策課長**

カスタマイズも、基本、単独でやるんですけれども、自治体によって、幾つもそういった同じようなカスタマイズをしているところも実際ございます。

そういった部分で、先ほどの答弁、繰り返しになりますが、国のほうが、昨年までに、現状の状況分析も行って、実際、複数のカスタマイズが存在していることも国のほうは把握しております。

その取扱いについては、まだ何とも言えない状況となっているところでございます。

#### **伊藤克也委員**

住宅用地検討調査事業1,000万円についてなんですけれども、この目的を見ると、本市と福岡都市圏を含めた人口動態の特性ともう一つ、味坂スマートインターチェンジ周辺の調査っていった、その人口誘導策というふうなことで書かれているんですけれども、もう少し分かりやすく、今後どのようなことで、この1,000万円、今回調査をされるのかというところを教えてくださいいただけます。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

国勢調査の結果を書いておりますけれども、詳細まで分析したわけではございませんけれども、今当然、福岡都市圏の人口が増えていっているわけなんですけれども、あるイベント、例えば、結婚とか出産とかいったときに、九州内から就職で来ていた、福岡市内で働いていた方が、周辺の市町に流れていっているようなものが見て取れます。

そういう状況が北部九州のこの一帯で起きているということ。

それから、鳥栖市の人口は微増しておりますけれども、自然減と自然増を比べますと、減少に転じています。

そういう中で、7万5,000人を今まで目指してきたわけですがけれども、今、7万4,000人を超えています。

果たしてこのままトレンドで目指すべきなのか。

全体的な我が国の人口動態の中にあるとすれば、当然、今度は減少に転じていくわけです。

一方で、味坂スマートインターチェンジ（仮称）周辺においては、地域の特性を生かした工業団地とか産業用地の検討が今なされています。

当然、企業誘致は、本市が一貫して行ってきたもので、それによって人口が押し伸ばされてきたという事実もございますので、味坂スマートインター、そのほかの工業団地を整備する、そして、企業誘致をすとなれば、当然、労働人口も必要になりますので、じゃあ、どこまでの人口を我々が目指すべきなのか。

そういったところを、まず立ち戻ってというか、今の時点でゼロベースで議論したい、検討したいということでございます。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

人口増については、今御説明があったように、微増ではあるものの、やはりこれから先はなかなか鳥栖市としても、そういったままでは立ち行かなくなってくるっていうか、減少に向かうといったところで、今から対策を進めていくっていうふうなことだと思うんですね。

言われたように、非常に重要なことだというふうに思ってますし、一方で、例えば、鳥栖市は線引きっていうことで、今、そういう都市計画されているんですけども、今回のこの目的の中では、住宅用地の確保っていったところもあります。

ここにあるように、市街化区域における確保手段の検討ということで、現状では、市街化区域について住宅用地として確保できるような土地を、俯瞰的についでいうか、そういったところで、どういったところに住宅用地として今後開発ができるのかといったところを調査するというふうな意味合いでは捉えていいんですか。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

ありがとうございます。

調査の内容のところ、当然、市街化区域においては、住宅用地が一部足りないような状態で、分譲用地もなかなか進まないっていうか、肌感覚ではございますけれども、きちんと調査したわけではございませんけれども、もう土地がないというような状態にあります。

ただ、一方で、市街化調整区域の地区計画運用だとか、50戸連たんだとかというのは、規制を緩和しながら、それも住宅用地の確保という観点から施策を打っておりますので、確かに、ここに市街化区域のみを書いてありますが、市街化区域における確保の手段というのは、

例えば、容積率だとか建ぺい率の規制を緩和することで、高度な利用ができないかとか、マンション建設といったものも含めたところで、あらゆる手段を検討できないかということで、調査の内容として入れているところでございます。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

用途地域とかも含めて、その辺は考えていきたいということだと思んですけども、一方で、今言われたように、50戸連たんを含めて、市街化調整区域についてもいろいろ手を加えていくっていうか、今後、検討して、いろんな意味で、その50戸連たん以外にも、例えば、線引きまで踏み込んだところでも検討していくというふうなことと受け取ってもいいわけですか。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

線引きの見直し等については、想定はしておりません。

当然、都市計画マスタープランもありますし、都市計画のほうで今の区域区分のほうを決められておりますので、この住宅用地検討の中で、区域区分まで踏み込んだ議論というのは、考えていません。

#### **牧瀬昭子委員**

伊藤議員の先ほどの質問の住宅用地検討調査委託料1,000万円に関してなんですけれども、引き続き質問をしたいのが、この内容に関しての今後のスケジュール感っていうのは、どういうふうにお考えで、まず、ここでスタートされて、その後、この委託料がこの年度内で1,000万円が使われて、その後、どのぐらい先のスパンでっていうのを見越して、今やり始めてあると思うんですけど、全体のスケジュール感を教えていただきたいんですけれども。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

先ほど申しましたとおり、現在、7次総計の中で、目標人口7万から7万7,000人というふうに設定をしている中で、既に7万4,000人を超えております。

それで、総合計画は10年スパンで計画を立てるものですので、次の総計を見越したところでの計画づくりになると思いますので、今回はまだ基礎調査の段階で、どういう人口動態が考えられるかっていうところを幅広く議論するものですから、それを基に、じゃあそれだけで人口の目標設定というのは、非常に簡単なものではないと考えてますので、まずは、この1年間を通して、人口に関する鳥栖市、それから鳥栖市周辺の動態、動向をどう捉えるのかというところの分析をしたいと考えています。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**



では、7万4,000人を超えてきている、7万5,000人を目指しているところで、もし、もうこれ以上増やさなくてもいいという判断が出たら、この調査を基に、増やすという計画は立てませんなり、7万4,000人だけでも、これから微増に向かっているのだから、やっぱり開発を、このぐらいの程度はやらなきゃいけないとかっていう、どの程度までがこの委託事業に関して、されることなのかっていうのは。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

住宅政策と、一方で、一貫して企業誘致を行ってます。それに基づいて成長してきたという裏づけもございます。

それで、今、大型事業として新産業集積エリア、それから、次の段階として、味坂周辺の適地調査を行っています。

そこの、九州の中でも工業都市だったりとか、物流都市ということで、求められているものが大きい中で、鳥栖市としては、やはり九州全域の中での役割を担っていくべきだろうと思ってます。

となると、当然、工業化、工業団地だとか産業団地っていうのは、おのずと集積をしていきたいというふうに考えています。

それに対する労働力っていうのも当然必要になりますから、その辺りも含めて、目指す、目指さないというよりも、どうあるべきかというところからの議論になるのかなというふうに考えています。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました。

ありがとうございます。

引き続き、地方創生移住支援金についてなんですけれども、広報の仕方、これ、補正の中でも申し上げたところなんですけれども、ほかの自治体も広く募っておられる中で、せっかくこういう支援金が始まる場所ですので、より多くの方に見ていただきたいと思うんですが、広報の仕方をどのように御検討でしょうか。

#### **向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今回の支援金につきましては、東京23区で働いている方だったり、住まわれている方というのが対象になりますので、当然、東京へのPRといいますか、が必要になると思いますので、その移住相談会っていうのを、今回、コロナ禍で直接は行けてませんが、コロナがないときまでは、東京まで出向いて、直接、移住に興味のある方等について御説明をしてきたところです。

ただ、コロナの中でオンラインに今なっておるんですけれども、今後、どういう状況にな

るか分かりませんが、佐賀県とともに、周辺市町も一緒になって、佐賀のPR、鳥栖のPRを行ってしますので、そういったところは継続して行っていきたい。

それから、予算のところで申し上げるべきでしたけれども、KBCのアサデス九州の中で、ふるさと一周の番組を、来年度も今年度と同様に放送していくように考えておりました、それについては、なかなか東京のほうには届かないかもしれませんが、それもある意味、移住、定住という広い意味では、広くPRをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

東京へのPRが個別にできる方法を考えておられるということで、先ほどおっしゃったKBCの件も、素晴らしい動画をたくさんつくってくださっているところだと思いますので、九州圏内の方以外の方が移住しやすいように、駅前で見える動画を流せるところがないとか、東京の方が一番目にしやすい方法っていうのが、KBCでは伝わらないと思いますので、ぜひ東京の中の方々へのPRの方法っていうのが、ユーチューブなのか、そこにつながる方法というのをもう少し御検討いただければと思ひまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

#### **伊藤克也委員**

すいません、関連でお願いします。

令和元年度から、県と共同で事業を始められているっていうことなんですけれども、過去の実績をまず教えていただきたいと思ひます。

それと、東京23区が対象になっているんですけれども、それ以外のところから同じような問合せがあった場合にはどうされるのか。

それと、ここに一定の条件を満たす就業っていうふうに書かれてまして、この一定の条件って、どういったことなのかを教えていただければと思ひます。

#### **有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

実績について、まず御報告します。

今年度から新たにテレワークによる移住が要件に加わった関係で、今年から実績が出まして、3件、3世帯から申請を頂いており、9人の方が移住をされております。

いずれも30代の若い御夫婦とお子さんがある世帯というふうになっております。

あと、就業の要件に関しましては、佐賀Uターンナビといいまして、県が設置しているホームページがございまして、その中に、移住支援金の対象となる求人が随時掲載されております。

そうしたところに就職をされた方が、この就業の要件を満たすというふうになっております。

あと、23区、あるいは東京圏以外に関しましては、実際、本市にもお問合せいただいておりますが、現状は、この東京圏の方のみが対象となっております。

一方で、県が、令和4年当初予算のほうに、佐賀県以外からの移住者に対する支援金の制度を創設されましたので、それがまた県と市町と共同の事業というふうになっておりますので、そこへの参加についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

今年度実績がそういうふうになったという効果が出たということは素晴らしいことだと思うんですね。

一方で、今言われたように、東京圏以外の方が、佐賀県で一応、そういうふうに移住に関して応援をいただいているということなんですけれども、選択肢としては幅広いわけですから、ぜひそこで、鳥栖市に来てもらうような、もう一押しができるような施策なりを考えていただければありがたいなというふうに思いますね。

それと、もう一点、例えば、今ここ予算、枠が決まっていますよね。

それで、東京圏から来られるときに、あと2組ぐらい、どうしても今年度、鳥栖市に移住したいという方がもしいらっしゃった場合は、どのような形で応えていただけるのか、ありますか。

#### **有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

この制度が、申請ができるのが、移住して3か月経過して、移住後1年以内という、申請可能な期間に幅があるので、年度をまたぐ場合は、そこで翌年度申請していただくというふうなところで調整ができるのではなかろうかと考えております。（「調整ができる人がですね」と呼ぶ者あり）

そうですね、どうしてもその移住のタイミングで、そこが少し変わってくるのかなと思うので、あらかじめ、その方々からは、これまでは事前に電話でのやり取りを前もって頂いて、調整をしまっております。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

調整をしていただきながらということだと思うんですけども、やっぱり好機は逃したくないですね。

そこは、逃さないような対策を考えていただければ、移住される方にとっても、鳥栖市に

とっても、非常にありがたいことだなというふうに思いますので、その辺は何か対策が立てられたらいいなと思います。

それで、もう一回、ごめんなさい、確認。

一定の条件ってのは、佐賀県のホームページのほうにそういう資格が書かれているということなんですけれども、例えば、Uターンのみ、もともと佐賀に住んでた方のみが対象とかっていうことは、全く関係ないですかね。

全く鳥栖市に関係のない方も対象になるという考えでよろしいですか。

#### **有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

もともと地縁があるとか、そういったことは関係なく、東京圏に在住、もしくは23区内に在住、東京圏に在住でかつ23区内に通勤をされているというふうな要件があれば大丈夫です。

以上です。

#### **松隈清之委員**

今の地方創生移住支援金と併せて、住宅用地検討調査委託料なんですけど、私も、実は身近なところでいうと、自分の甥が今、福岡にいるんですけど、鳥栖に家を建てたいけれども、土地がないって本当に言われているんですよ。

それで、この地方創生移住支援金も、もちろんアパートとかマンションもあるかもしれないけれども、せっかくだから家建てたいとかっていうニーズがあっても、なかなか供給できていないっていう部分が、やっぱりあるんじゃないかなと思うけど。

実は、地方創生移住支援金は、僕は、それほどあんまり……、重要というか、県のこれ制度じゃないですか。

それは活用してやってもらっていいんだけど、ここで想定されている人数よりもはるかに多くの方が近隣から鳥栖市に住みたいって人、いっぱいいるんですよ、数でいえば、こんなお金使わなくたって。

その人たちに対して、もっと用地なり住宅が供給できるようにしていかないと、せっかくそういう気持ちを持っている、特に子育て世代とか、働き盛りの人たちの中で、そういうニーズがあるにもかかわらず、まだまだ応えられていないっていう、これは産業地もそうなんですけど、だから、そういう意味でこの住宅用地検討調査委託料っていうのが、今の説明を聞く限りにおいては、どちらかというとな長期的な視点に立った調査。

だから、恐らくこれ、令和4年度1,000万円でやって、また次の段階の調査というふうに続いていくのかもしれないけれども、現実、今、鳥栖に家を探したいけど、住めないっていうニーズがある以上は、やっぱりもっとスピード感を持ってそこに応えていかなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですけど。

お金使わなくたって、来たって人、いっぱいいるわけだから。

そういう意味では、だから、そこは、担当がどこになるのかみたいなどころはあるかもしれないけれども、ここで住宅用地検討調査委託料、あるいは政策的に、住宅政策どういうことを考えていくのかっていう意味では、総合政策課のほうでやっていただけるのかなと思いますんで。

さっき線引きのこともあったけれども、全体的に、その住宅ニーズに対して、鳥栖市が今、答えられていないというところをどう解消していくかっていうのは、あまり時間をかけずに検討していただきたいなというふうに思います。

**中村直人委員長**

いいですか。

ほか、ありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

以上で企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。



**報告（総合政策課）**

**第7次鳥栖市総合計画令和4年度実施計画について**

**中村直人委員長**

次に、議案外の報告をお受けいたします。

執行部から説明をお願いいたします。

**有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

それでは、第7次鳥栖市総合計画令和4年度実施計画について御報告いたします。

昨年3月に議会へ提出しております、第7次鳥栖市総合計画の実施計画につきまして、毎年見直しを行うこととしておりますので、今回、その令和4年度版について、御報告いたします。

第7次鳥栖市総合計画は、目指すべき将来都市像や基本目標などを位置づける基本構想、その基本構想に位置づける将来都市像や基本目標を実現するための施策の方向性や、主な取組等を定める前期基本計画、そして、今回御報告いたします実施計画で構成しております。

実施計画は、前期基本計画に位置づける施策の方向性に基づき、今後3年間に実施すべき事務事業を計画的かつ効果的に取り組んでいくために策定するものであり、令和4年度実施計画では、令和6年度までの3年間に取り組む事務事業の内容や、年度別計画、概算事業費等を記載しております。

それでは、前年度からの主な変更点等について御説明いたします。

まず、新たに加わる事業といたしましては、1点目、23ページの歴史・文化交流発信施設整備事業。

続いて、26ページ、住宅用地検討調査事業。

そして、最後に、飛びまして151ページ、書かない窓口システム導入事業の3事業でございます。

この3事業の目的や、事業内容につきましては、先ほども御説明いたしました、全て予算関係説明資料、主要事項説明書にも記載がございますので、説明は省略いたします。

次に、内容の変更を行った事業につきまして32事業ございます。

その主なものにつきまして御説明します。

まず、また戻りまして35ページの下水道施設整備事業につきまして、新たに浄化センターの耐水化が加わっております。

次に、42ページ、避難行動要支援者支援事業でございます。

ここでは、避難行動要支援者名簿の更新、提供に加えて、新たに個別避難計画の作成、更新が追加となっております。

次に、51ページです。

交通安全関係機関との連携では、千葉県八街市の事故を受けて、国が通学路の整備に関する新たな補助制度を創設しましたので、同制度の活用による用地買収、測量・登記、工事が追加となっております。

次に、78ページです。

生活困窮者自立相談支援事業では、新たに社会福祉協議会によるアウトリーチ事業の活用が追加となっております。

次に107ページ、インクルーシブ教育推進事業では、国の医療的ケア児支援法の施行に伴う看護師の配置や、特別支援教育相談員の配置が加わっております。

次に、110ページ、学校給食センター運営事業と、同ページ下段の中学校給食事業につきましては、事業計画に学校給食費の公会計化が加わっております。

次に、128ページ、観光施設整備事業では、令和4年度事業計画に四阿屋整備、九千部山トイレ整備が加わっております。

最後に150ページです。

デジタル技術利活用推進事業では、先ほどの、A I - O C R、R P Aといった職員の業務量削減ツールの導入、運用が加わっております。

以上でございますが、実施計画に記載しております192の事務事業の個別の中身につきましては、各担当課にお尋ねくださいますようお願いいたします。

以上、第7次鳥栖市総合計画令和4年度実施計画に関する御説明を終わります。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、委員から何か確認しておきたいことなどがありましたら、お受けいたします。

**牧瀬昭子委員**

御説明ありがとうございます。

この計画が、どの段階で、報告といいますか、ここまで進みましたとか進みませんでしたとかっていうのは、行われるんですか。

**有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

決算の時期を予定しております。（「9月ですね」と呼ぶ者あり）

はい。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

では、議案外の報告を終わります。

**中村直人委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会は、これにて散会いたします。

**午後3時11分散会**





令和4年3月16日（水）

## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 山津和也

市民課整備係長 西山美沙

市民課長補佐兼市民係長 栗山英規

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課長補佐兼健康保険係長 田中綾子

国保年金課年金保険係長 徳淵文子

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼管理収納係長 下川有美

税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博

税務課固定資産税係長 有馬健次  
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次  
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛  
環境対策課環境対策推進係長 北三希子  
環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼  
都市計画課長補佐 増田義仁

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

#### 5 日 程

議案審査（市民協働推進課・市民課・環境対策課）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第12号財産（土地）の取得について

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第3号周辺住民との公害防止協定の締結を促す陳情書

〔協議〕

議案審査（国保年金課・税務課）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（税務課・国保年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決予定について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決予定について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

1 人

7 その他

なし

午前 9 時59分開会

中村直人委員長

本日の総務文教常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooo

市民協働推進課・市民課・環境対策課

議案乙第 9 号令和 4 年度鳥栖市一般会計予算

中村直人委員長

本日は市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、市民協働推進課、市民課、環境対策課の審査を行います。

議案乙第 9 号令和 4 年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました議案乙第 9 号令和 4 年度鳥栖市一般会計予算の市民環境部関係のうち、市民協働推進課、市民課、環境対策課分について御説明いたします。

委員会資料の 4 ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 総務管理使用料につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

目 3 衛生使用料、節 2 環境衛生使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料で、1 件 7 万5,000円の36件分のほか、12歳未満、死産児のそれぞれ 1 回分を計上しております。

電柱敷地料につきましては、斎場内の携帯電話会社の通信設備設置使用料でございます。

山津和也市民課長

次に、項 2 手数料、目 1 総務手数料、節 1 総務管理手数料につきましては、印鑑証明等の発行に係る手数料の見込額を計上しております。

また、節 3 戸籍住民基本台帳手数料につきましても、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手数料の見込額を計上しております。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

目 2 衛生手数料でございます。

節 2 環境衛生手数料につきましては、犬の新規の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付等手数料でございます。

同じく節 3 清掃手数料のうち、主なものにつきましては、指定ごみ袋の販売収入でありませ、ごみ処理手数料でございます。

次の廃棄物処理依頼手数料は、家庭から出る一時多量ごみに対する 2 トン車 1 台による臨時収集の手数料と、動物死骸持込みの処理手数料でございます。

#### **山津和也市民課長**

続きまして、資料の 5 ページをお願いいたします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 2 戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、戸籍法の改正に伴う戸籍情報システムの改修に係る補助金でございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 2 戸籍住民基本台帳委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て国内に在留する外国人の住民移動等の事務に対する国からの委託金でございます。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金の消費者行政推進事業費補助金につきましては、消費者生活相談等の研修費及び消費者教育等に係る経費への助成として、消費者行政推進事業費補助金を計上いたしております。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

目 3 衛生費県補助金、節 2 清掃費県補助金につきましては、市町が実施する不法投棄防止対策事業、これは、不法投棄物撤去事業や啓発事業に対します県の補助金で、監視カメラ借上げと不法投棄物の処理費用などが対象で、補助率は10分の10、上限が125万円となっております。

6 ページをお願いいたします。

款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして、轟木町にあります鳥栖市の旧不燃物処理場跡地 4,731.45 平米の貸付けに伴う貸付料でございます。

款 20 繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 地域環境整備基金繰入金につきましては、歳出もございますので、後ほど併せて説明させていただきます。

#### **山津和也市民課長**

7 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の情報案内版（情報番号案内表示システム）  
広告収入につきましては、市民ホールに設置しております、広告付番号案内表示システムの  
映像パネルで放映いたします、有料広告の広告収入でございます。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターのコピー機、印刷  
機及び電話の使用料、並びに、まちづくり推進センターに設置しております自動販売機の電  
気使用料を計上いたしております。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

説明の欄の指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料で1枠20万円  
の4枠分を計上しております。

次の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣している職員の人  
件費分を受け入れるものでございます。

佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費分  
を受け入れるものでございます。

次期ごみ処理施設建設協力金は、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合  
から鳥栖市に対して支払われるものでございます。

款23市債、項1市債、目2衛生債、節2環境衛生債につきましては、鳥栖市斎場の改修事  
業費に係るものでございます。

以上が市民環境部のうち、市民協働推進課、市民課、環境対策課の歳入についての説明と  
なります。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料の8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明をいたしま  
す。

令和4年度の予算額につきましては、4,785万6,000円ございまして、前年比318万9,000  
円の増となっております。

まず、節7報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や、男女共同参画懇話会  
の委員の謝金、また、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金、それから、消費者教  
育や外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

節11役務費につきましては、市民活動保険料が主なものでございます。

市民活動保険事業につきましては、市民活動団体の活動中の事故やけがに対応する市民活

動保険に市が加入することで、市民活動団体に対する支援を拡充し、市民活動の活性化を図ることを目的として令和2年度から取り組んでいる事業でございます。

節12委託料の主なものでございますが、市民生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料、第3次男女共同参画行動計画策定業務委託料及び鳥栖ツァイツ子ども交流事業の通訳委託料が主なものでございます。

それから、節13使用料及び賃借料の主なものにつきましては、鳥栖ツァイツ子ども交流事業に係るバス借上料、宿舍借上料等でございます。

節14工事請負費につきましては、新庁舎建設に伴いまして、消費生活相談で使用いたしております全国消費生活情報ネットワークシステムの移設を行うための工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、消費者教育に係る備品として、消費生活に係る書籍等の購入費が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものとしたしましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

歳出総額は1億5,077万3,000円で、前年比1億5,415万8,000円の減となっております。

これは、昨年度は鳥栖北まちづくり推進センターの大規模改修を行ってございましたが、令和4年度は大規模改修等がないことが主な要因でございます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センター職員34名分の人件費でございます。

節7報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたしております講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節11役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビやインターネット利用料、電話料、公民館行事損害保険料でございます。

節12委託料につきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営に係る委託料及び令和5年度に予定をいたしております、麓まちづくり推進センター改修工事の設計業務委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、まちづくり推進センターの事務機器等使用料が主なものでございます。



節14工事請負費につきましては、鳥栖北まちづくり推進センター外構工事、鳥栖まちづくり推進センター分館空調設備取替工事及び若葉まちづくり推進センター屋根防水工事に要する経費でございます。

以上で市民協働推進課分の御説明を終わります。

## 山津和也市民課長

続きまして、資料の11ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきましては、資料の18ページをお願いいたします。

この事業は、マイナンバーカードの普及を目的としたもので、国は、令和4年度末までにほぼ全ての国民がマイナンバーカードを保有することを想定しております。

そこで、国の想定に対応するため、本市においても市役所内にマイナンバーカード専用の特設コーナーを設置し、また、出張申請など、こちらからまちづくり推進センターや市内の企業、乳幼児健診等の人が集まる場所に出向き、カード申請の受け付けを行うなど、カードの普及促進に取り組む考えです。

なお、この財源につきましては、国の補助率が10分の10の個人番号カード交付事務費補助金となります。

資料11ページに戻っていただきまして、節1報酬は、先ほど御説明いたしましたマイナンバー交付促進事業に従事するために市民課に配属する会計年度任用職員6名の人件費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、市民課職員18名及び会計年度任用職員6名の分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務に係る偽造防止用紙やプリンターのトナーなどの消耗品費、法令集などの追録代などが主なものでございます。

節11役務費につきましては、戸籍届や通知文書等の発送に係る郵便料、住民票の写しや印鑑証明書などのコンビニ交付及び電子マネー決済に係る手数料が主なものでございます。

節12委託料の、書かない窓口業務支援システム導入委託料は、資料の19ページをお願いいたします。

このシステムは、転入者が多い本市の特性を踏まえ、転入手続の際の届出書、申請書への市民の記入を不要とするシステムで、書かない窓口の実現や、待ち時間の短縮など、市民サービスの向上と窓口混雑の改善を図るものでございます。

具体的には、転入者が持参する提出証明書を機械で読み取ると、異動届がシステムで自動作成され転入者はタブレット上で確認し、電子証明をするだけで転入届が完了いたします。

1件当たり、従来15分ほどかかっていた転入届の手続が6分程度で完了し、時間短縮による窓口混雑緩和が可能となります。

また、転入に伴う、住民票や印鑑証明書の交付請求書も、必要事項が記載された申請書が打ち出されるため、市民は、何も書かなくても住民票や印鑑証明書を請求できるようになります。

また、転出届、転居届についても、職員が転出先等を聞き取り、システムに入力することにより、これらの届出書についても、市民が記入をする必要はなくなります。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金による10分の10の補助でございます。

また、システム改修委託料は、令和2年度から手がけております戸籍の全国ネットワークシステム構築のための戸籍情報システムの改修に伴う委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムやパスポートの発行業務に使用するIC旅券交付窓口端末機及びマイナンバーカード特設コーナーに設置するマイナンバーカード交付予約管理システム、統合端末や住民基本台帳端末、マイナンバー申請補助端末等の借上料が主なものでございます。

目1の戸籍住民基本台帳費につきましては以上となります。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

款4衛生費のうち、環境対策課分の歳出について御説明いたします。

資料の14ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、主なものについて御説明いたします。

節12委託料のうち、残土処理委託料につきましては、各町区の側溝等の清掃作業等により発生した、しゅんせつ残土の処理に係る委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、公益社団法人佐賀県食品衛生協会鳥栖市支部への負担金でございます。

目2斎場費のうち、主なものについて説明いたします。

節10需用費のうち、燃料費は、主に火葬の際に使用する灯油代でございます。

また、修繕料につきましては、主燃焼炉セラミック張替え、火葬台車耐火物打替え、燃焼用送風機、火葬バーナー操作盤等の修繕に要する経費でございます。

15ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に係る委託料で、現在、有限会社筑紫環境サービスと令和元年10月1日から3か年間の長期継

続契約を結んでおります。

資料の23ページをお願いいたします。

斎場管理運営委託料につきましては、現在が3年契約の最終年でございます、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの年間の新たな運営委託を行う予定でございます。

そのため、令和5年度から令和7年度の一般会計におきます債務負担行為を設定するものでございます。

限度額は、4,600万円でございます。

資料お戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

施設管理委託料は、整備、清掃点検といった、斎場の建物を管理するために必要な委託料を計上しております。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、火葬台車1台の新規製作に係る経費でございます。

斎場改修工事費と、次の節17の備品購入費につきましては、資料20ページをお願いいたします。

事業名、斎場改修事業。

目的といたしまして、鳥栖市斎場は、平成2年に開設され、30年以上が経過しております、施設や備品の老朽化が進んでいるため、計画的に改修工事、機器類の修繕を行っているところでございます。

今回につきましては、トイレの改修及び照明のLED化などの工事を実施するものでございます。

事業内容につきましては、工事請負費に3,100万円、備品購入費に200万円を計上しております。

工事概要といたしましては、トイレの改修、便器の洋式化、手すりの設置、手洗い水洗の自動化、照明のLED化等を予定しております。

備品の購入費といたしましては、ロビーに置きますチェアが老朽化しておりますので、これにつきましてはの買換え費用を計上しているところでございます。

資料また戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、環境対策課職員18名分の人件費でございます。

節10需用費、節12委託料、節16公有財産購入費につきましては、資料21ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございますけれども、款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、事業

名といたしましては、次期リサイクル施設用地取得事業でございます。

総事業費といたしましては、6,538万7,000円となっております。

目的といたしまして、佐賀県東部環境施設組合が整備を予定しております、次期リサイクル施設の事業用地を確保するため、用地の取得、測量等の必要な業務を行うものでございます。

対象となる土地は、右側の図の左側の網かけ部分の場所を取得予定地としております。

2、事業内容につきましては、節11需用費、消耗品につきましては、土地売買契約の締結に必要な収入印紙の購入経費を計上しております。

節12委託料のうち、草刈等委託料につきましては、文化財の確認調査の事前準備といたしまして、地形等の確認に必要なため草刈り等の費用200万円を計上しております。

また、測量委託料につきましては、用地境界の確認のため、測量費用1,700万円を計上しております。

節16公有財産購入費、用地購入費につきましては、次期リサイクル施設への搬入道路部分の用地取得費用として4,636万6,000円を計上するものでございます。

資料15ページに戻っていただきたいと思っております。

節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現ごみ処理施設の管理運営費のうちの鳥栖市負担金でございます。

負担割合は、全体の負担金額の約68%となっております。

佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設の建設に係る事業費のうち、鳥栖市負担金でございます。

事業費の負担割合、約45%による2億3,558万8,166円と、リサイクル施設の設計支援業務に係る本市の単独負担分4,197万5,000円の合計額を計上しているところです。

ごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、主要事項説明書で御説明いたしますので、資料の22ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、事業名、ごみ処理施設周辺活性化交付金。

1、目的といたしまして、この交付金は、佐賀県東部環境施設組合が行う広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進、並びに地域の活性化を図ることを目的としております。

2、事業内容といたしましては、今年度の事業といたしまして、次期ごみ処理施設が所在いたします自治会の真木町が行います、公民館建設に伴う建設費、備品購入、放送設備の改修に係る費用、さらに、苗代田井堰、杉ノ本井堰及び杉ノ本バイパス井堰の改修に対する交付金として要望がございました1億2,246万円を計上し、歳入に地域環境整備基金繰入金を同

額計上しているところでございます。

事業概要といたしましては、佐賀県東部環境施設組合からの建設協力金を積立てた、鳥栖市地域環境整備基金を活用し、施設が所在する自治会及び支援自治会が行う交付対象事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものでございます。

この交付金の対象事業といたしましては、地域活性化を目的とする事業、生活環境の保全及び増進を目的とする事業を対象としているところでございます。

真木町の公民館につきましては、昭和35年に旧九州電力鳥栖営業所の建物をもらい受け、移築して公民館として利用されているもので、約60年が経過し、昭和53年に改修が行われていますが、老朽化が著しく、バリアフリーにも対応していないとのことで、真木町の懸案事項でございました。

公民館の早期新築が地元の優先課題となっていたものでございます。

令和3年度において設計業務が終わり、令和4年度に建設を行われる予定でございます。

また、井堰改修につきましては、轟木川に設置されております、真木町が管理します。

苗代田井堰、杉ノ本井堰及び杉ノ本バイパス井堰の3つの遺跡について、機器類の油圧シリンダーからの油漏れなどが見られ、経年劣化によります操作不具合が生じておまして、河川への油流出のおそれ等もあり、地元の大きな懸案事項となっているものでございます。

これについて、交付金事業として予算計上させていただいているところでございます。

15ページに戻っていただきたいと思えます。

節24積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から支払われます建設協力金とその利子を積立金として基金に積み立てるものでございます。

資料16ページをお願いいたします。

目2塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。

節10事業費のうち、消耗品費の主なものにつきましては、指定ごみ袋作成費となっております。

節11役務費の主なものにつきましては、指定ごみ袋等の販売手数料で、指定販売店に対し、指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%をお支払いするものでございます。

次に、節12委託料のうち、指定袋配送等委託料は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る経費でございます。

また、塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出されます可燃ごみの収集運搬に係る経費となっております。

粗大ごみ収集運搬委託料は、粗大ごみシールによる収集で、町区別の定期収集に伴う委託料となっております。

資源物回収指導等業務委託料につきましては、真木町衛生処理場内にあります資源物広場での分別指導及び回収した資源物の、みやき町にありますリサイクルプラザまでの運搬に係る経費でございます。

資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施していただいておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配布や、回収した資源物のリサイクルプラザまでの収集運搬に係る経費でございます。

廃棄物特別処理委託料は、町区から出されます樹木の剪定くずや動物死骸、処理困難物の収集運搬に係る経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、主なものにつきまして御説明いたします。

不法投棄防止連絡協議会負担金でございます。

これにつきましては福岡県南部9市町、佐賀県東部4市町により協議会を設置し、不法投棄の防止及び対応を協議調整する協議会になりまして、その負担金となります。

福岡魚滓処理対策協議会負担金でございます。福岡県19団体と鳥栖市の計20団体で構成しまして、一般廃棄物となります魚のあらを収集し、魚粉等に加工し、再利用するものでございまして、その協議会負担金でございます。

コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施する全町区に対して、1世帯当たり240円を交付しております。

資源物回収奨励補助金につきましては、古紙等の資源物回収を行う自治会及び子供クラブ、老人会など、市登録の各種団体に対しまして、回数量に応じて、古紙類1キログラム当たり8円の補助金を交付するものでございます。

生ごみ処理機購入費補助金につきましては、生ごみ処理機の購入に対しまして、電動で2万円、コンポストなどの非電動1万円を上限として、購入費の2分の1を補助するものでございます。

目3し尿処理費でございますが、節18負担金、補助及び交付金につきましては、し尿等の処理を、下水道浄化センターのし尿等受入れ施設で行っていることから、施設の維持管理費、し尿等処理費を負担金として下水道会計のほうに支払うものでございます。

資料17ページをお願いいたします。

項4環境対策費、目1環境対策総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬から節7報償費、節8旅費につきましては、環境審議会の会議開催に伴う委員の報酬及び謝金、旅費等でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、ストップ温暖化県民運動推進会議負担金でございます。

これにつきましては、佐賀県20市町と各種事業者、各種団体等で構成されておりまして、環境意識の啓発セミナー等の開催、県内一斉美化活動などの取組をしているところでございます。

次の環境保全協議会補助金でございます。

環境基本法、鳥栖市環境基本条例の規定に基づきまして、環境の保全に関する基本的事項を調査、審議するために設置している協議会でございます。

市民及び団体の代表者学識経験者で組織しておりまして、現在15人で運営し、会議を開かせていただいております。

目2公害対策費のうち、主なものについて申し上げます。

節12委託料のうち、水質汚濁測定委託料につきましては、市内主要9河川13か所の年4回の測定のほか、井戸水や工場排水などの定期測定業務、衛生処理場敷地に係る地下水モニタリング業務等を予定しております。

大気汚染測定委託料につきましては、窒素酸化物と降下ばいじん等についての定期的な観測を行ってございます。

自動車騒音測定委託料は、市内主要国、県道の自動車騒音測定に係る委託料でございます。

節17備品購入費につきましては、騒音や低周波を測定する機器の購入に係る経費でございます。

以上をもちまして、令和4年度一般会計当初予算、市民環境部のうち、市民協働推進課、市民課、環境対策課の関係分につきまして終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

まず、マイナンバーカード、令和4年度中にほとんどの、と言われましたけど、今まだ4割ぐらいだったですかね。

これ、国の補助金で10分の10でしたよね、今回。

これ、もし、令和4年度いって、まだまだ、仮に半分ぐらいしかやってなかったときには、それ以降って、補助金ってありそうなんですか。

#### **山津和也市民課長**

今のところ、来年度の補助金の要綱しか出ておりませんので、翌年度以降につきましては、今のところ不明でございます。

#### **松隈清之委員**

あんまり期待……、今までは、ぼちぼちありましたけど、あんまり期待できないと思うんですよ、令和5年度以降は。

そうすると、令和4年度に、限りなく目標達成するべきなんでしょうけど、今、そのマイナンバーカード、約4割ぐらいなんですけど、取られている人、取られていない人って大体分かるじゃないですか。

取っている人は分かるわけだから。

そうすると、どういう人たちが取っていないとかって、何か傾向とかって分析されているんですか。

#### **山津和也市民課長**

申し訳ございませんが、傾向につきましては、分析等を行ってはおりません。

#### **松隈清之委員**

結局、もうマイナンバーカードできてから、何年もたちますよね。

たつんですよ。

それで、取る機会は多分あったし、今までもポイントだったりとか、いろんなやつで推進はされてきているんですけど、まだ4割ぐらいっていうことじゃないですか。

何年もかかって4割ですよ。

これが、令和4年度だけで、今から、じゃあ残り5割、6割とか行くって、なかなか多分、難しいんですよ。

だから、どう考えて、これをしたら、ほとんどの市民がマイナンバーカードを取ると思って、これを今、事業を考えられているのかっていうところを教えてくださいたいんですよ。

#### **山津和也市民課長**

来年度の推進の事業の内容につきましては、まず、まちづくり推進センター等で、サークルとかで来られている方とかがいらっしゃいますので、そういう方に出張申請を行ったり、また、保健センターが行っております、人が集まる場所にこちらから出向きまして、出張申請等を行っていきたいと思っております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

それで、ほとんどの市民にマイナンバーカードが行き渡る、つくってもらえるって思っておられるってことですか。

#### **山津和也市民課長**

いや、そこまでは難しいかなというふうには思っております。

#### **松隈清之委員**



どうしたらいいと思っているんですか。

### 山津和也市民課長

やはり広報活動を行いまして、マイナンバーカードの申請につきましては、御自分でもできますし、市民課の窓口に来ていただければ、申請の補助等を行ったりいたしますので、広報活動が重要かというふうに考えております。

### 松隈清之委員

どんな広報活動をします？今までもずっとしているし、テレビコマーシャルとかもやってますし、ネット報告もやってますよ。

今、多分マイナンバーカード知らない人のほうが珍しいんですよ。知っているんですよ、ほとんどの人。

ただ、取得していないんですよ。

だから、その、知っているけど取得していない人——ほとんどの人、残り5割、6割の人につくってもらわなきゃいけないし、これ、すごく温度差があって、例えば、ある自治体はもう9割ぐらい行きましたと。

それで、ある自治体は5割ぐらいしか行ってないってなってくると、その後の自治体DXに係ってくるわけじゃないですか。やっているのは別の課ですけどね。

結局、マイナンバーカードを普及しないと、それを活用したデジタルトランスフォーメーションは進まないわけだから、すごく重要なんですよ。

特に、10分の10の予算がついている、今年度中と。

これ、別に急に今年できたわけじゃなくて、本年度からもう既にやらなきゃいけない事業じゃないですか、目標年度、初めから令和4年度って決まっているわけだから。

初めからというか、もうその前から決まっているんで、今年度もやっておかなきゃいけなかったことなんですよ。

だから、これで本当にほとんどの市民にマイナンバーカードが行き渡ると思って事業しているのが疑問なんですけど。

だから、さっきどういう人が取られていないかって分析してますかってのは、そういうことなんですよ。

何を理由に取っていないかが分かんないのに、どうやってアプローチするんだらうなって、そこに対して。

いや、いいんですよ、出張してもらっていいんですけど、そういう人たちが、取るのをためらっている人たちがそういうところにいるから行っているのか。

そうでなければ、別の広報もしないといけないかもしれないし、別のアプローチも考えな

きやいけないけど、今のところは、考えていないじゃないですか、それだけしか。

それで本当にほとんどの市民に行き渡ると思っているのかなと。

だって、結局、目的があるんですよ。これ、特に総合計画とかだったら、獭っつとでいいのかもしれないけど、これは、国から示されているのは、令和4年度中にほとんどの国民——市民ね、ここで言うところの——に行き渡るようにするっていう目標じゃないですか。

示された目標を達成する、少なくとも自分たちはこれで達成できると思う事業をしないと駄目なんですよ。

結果、達成しないことはありますよ、もちろん。

ただ、自分たちは、これで達成できるだろうという事業をしないといけないよね。少なくとも、さっき課長は、達成できるという気はしてなかったじゃないですか。

いや、だから、それじゃあ駄目なんですよ。少なくとも、結果は別として、達成できるというつもりで事業をしないと。

と言っても、もう、あれなんですけど。

ただ、さっき言ったように、広報も含めて、どこに対してどういう広報したら、そういう動機づけになるかっていうのを考えて事業していただきたいなっていうふうに、お願いしておきます。

#### **牧瀬昭子委員**

マイナンバーカードの普及促進事業について関連の質問させていただきます。

鳥栖市内の達成目標は、現在何%で、達成目標は何%っていうふうになってますでしょうか。

#### **山津和也市民課長**

鳥栖市の達成目標というものは、個別には作成していませんけれども、現在、取得率につきましては、2月末で40.3%というふうになっております。

#### **牧瀬昭子委員**

達成目標がないっていうのは、先ほど松隈議員は、100%に向かってというようなお話だったと思うんですけど、まず鳥栖市自体に達成目標がないと、どこに向かって……、10%ぐらい増やせばいいのか、20%ぐらいなのか、もう100%皆さんなのかによって全然取る手段が変わると思うんですけど。

目標値を設定しないのは、特に国として要請はなかったんですかね。

市としても、目標値を設定しなくていいんですか。

#### **栗山英規市民課長補佐兼市民係長**

本市のマイナンバーカードの計画につきましては、令和4年度末で100%っていう計画を、

情報政策課が中心になって既につくっております。

現在、確かに鳥栖市の交付率っていうのは40%程度ではございますけれども、国の想定に合わせた形で、鳥栖市においても100%を目指しますよという計画をつくっているものでございます。

市民課といたしましても、その計画に沿いまして、いろんな手段を考えながら、普及促進に取り組んでいきたいと考えているものでございます。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

100%目指してということで、明確な目標があるということなんですが、これ、達成できなかったときのペナルティーっていうのは、何か発生する可能性はありますか。

#### **山津和也市民課長**

今のところ、ペナルティーにつきましては、国のほうからは何も言ってきておりません。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

情報政策課のほうとの連携の下にということになると思うんですけど、目標値があって、それが達成できないときのペナルティーというのが、ないのであれば、鳥栖市としての何かモチベーションっていうのが、どこにあるのかと思うんですけど、それはどこにありますか。

例えば、DXのっていうのが。

#### **栗山英規市民課長補佐兼市民係長**

実際、カード交付事務に携わっている市民課といたしましては、モチベーションですが、今、県内の10市あるうちの7位なんですよね。佐賀県の平均よりも約2%低い数字となっております。

私たちとしては、まず、県平均に追いつく。

そして、県の中でも、今トップが嬉野市ですが、既に50%を超えております。

そういった普及促進が進んでいる自治体の事例を、取組を参考にしながら、鳥栖市としても、なるべく県内で上位に行くように取り組んでまいりたいと考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

上位を目指してということなんですけれども、その上位の市町の先進事例を見て、鳥栖市に足りないところっていうのはどこか見てあるところありますか。

#### **栗山英規市民課長補佐兼市民係長**

それこそ、今お話ししたような嬉野市とかの取組ですけれども、やはり、鳥栖市でいうまちづくり推進センターとかでサークル活動を行っている方、当然、会員さんですので、もう

誰が来るかというのが事前に分かっております。

その方々の同意を得て、その方々がもうその場でサークル活動の後の5分程度で申請が終わるようなサービスを行って、言ってみれば、しらみ潰しに申請を促すと。

これまでそういうサークル活動とかされている方、マイナンバーカードに興味がない方っていうのは、つくりたくないからつukらないわけじゃなくて、つくるのが面倒くさいとか、手間だからっていうところで作られていない方が結構多いというふうにも嬉野市の方からは伺っておりますので、そういった方々へ、鳥栖でもサークル活動をされている、まちづくり推進センターなどへ行って、本当に最後の1人まで申請をしていただけるような促しをしたいと思っております。

それとまた、そういった地域の活動に積極的な方がマイナンバーカードを取得すれば、やはりロコミ、もう私もマイナンバーカードをつくったんだよ、難しくなかったよ、市役所の方が来てフォローしてくれたんだよっていうような声を広めることで、それ以外の方々からも、こっちのサークルにも来てよとか、うちの自治会にも来てよとか、そういった声が上がって、つながっていくように、取組を広げたいと思っております。

以上でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細をありがとうございます。

嬉野市さんのほうで取組を見られたときに、その面倒くささっていうところをどうにか軽減したいということで、この事業が進んでいこうとしているんだなというのが分かりました。

ただ、やはり取る人にとってのメリット、デメリットっていうのが発生しない限り、面倒くささではないと私は思いますので、その先進事例もあるからということはあると思うんですが、メリット、デメリットが発生する前に、というか発生するチャンスを見計らって、取組を進めるっていうことも御検討されたらどうかと、意見として申し上げておきたいと思えます。

#### **尼寺省悟委員**

マイナンバーカードについて質疑があったんで、一言御意見申し上げたいんですが、私そのものは、このマイナンバーカードに対して極めて否定的で。

今、いろいろ言われたけれども、40%ってのは、必ずしも鳥栖市だけじゃなくて、全国的に40%ぐらいだと思ふんよね。

何でそうなんかっていったら、簡単なんよね、持つ意味がないから、メリットがないから。

そっちのほうが高危険性が高いからそうであって、だから、4割いかないからということで鳥栖市を責めるのは、そりゃ酷であって。

私は、こんなことのために、鳥栖市のお金じゃないけれども、国民の大事な血税を使うことは、全く無意味であって、こんなこと、当の昔にやめるべきだと、私はそういう思いです。意見ですから、いいです。

#### 松隈清之委員

まあ、意見でいいんですけど、先ほど、県内の順位っていうのを言われましたけど、これ、だからずっと続いていくものなら、そうやって切磋琢磨していきながら、やっていいんですよ。

ただ、今回ののは、国策として、令和4年度末までに目標設定されているわけじゃないですか。

だから、今までこういうことやったっていうところでも、今50%だから、嬉野でも。嬉野でも何年もかけて50%なんですよ。

だから、残り1年で、うちの市、じゃあ50パーセント以上伸ばす方法って、そこ真似して、できますかってことなんですよね。

だから、先ほど補佐が言われたように、しらみ潰しなんですよ、本当に。やろうと思えば、すごく大変なんですよ、恐らく。

だからもう、すごく大変だということを自覚してやっていただきたい。

それで、これやらないと、結局、今、一番の問題は何かっていうと、明確なメリットが示せていないんですよ。

健康保険証の代わりになるっていても、今、市内の医療機関でもそんなに対応していませんよね。

それで、僕はもう何年も前からe-Taxやっているけど、多分、使っていない人からすると多分、本当使う機会が今まで少なかったから、実際、取らなくてもよかったんですよ。

確かに、あんまりメリットを感じづらい。

ただ、今後の行政手続とか含めて、これを中心に考えられているわけだから、やっぱり、これは取ってもらわないと、鳥栖市も困る、行政手続は余計に、さっきの書かない窓口とかも含めて。

だから、ぜひそこはしっかりと、もう残り1年なんで、今までと同じ取組では駄目だということをしっかり考えていただきたい。

それともう一つ、今言った書かない窓口なんですけれども、これって今、対象が限られていますよね。これ、増えたりするんですか。

書かない窓口、転入、転出、転居以外にも今後、書かなくていいことが増えたりする、例えば、僕はマイナンバーカード持っているから、コンビニとかで住民票とか印鑑証明とか取

れるけど、これ以外に何か書かなくてよくなるものは市民課の中で増えたりするんですか。

**山津和也市民課長**

あと、証明書関係でも、やろうと思えばできますけれども、時間的に御自分で書かれたほうが早く済みますので、それにつきましては、今のところやらない予定にしております。

**中村直人委員長**

質疑が続きますが、暫時休憩いたします。

**午前10時55分休憩**



**午前11時4分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

**牧瀬昭子委員**

では、8ページからお願いします。

市民活動等保険料280万7,000円の分ですね。

議案質疑のところで、飛松議員からも質問がありましたけれども、95万円の増額ということで、今回、事故が発生したという内容があって、この保険料を使う経緯の中で、この値上げがあったという話でしたけれども、詳しくその内容をお知らせいただけますか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

牧瀬委員の御質問にお答えします。

答弁の中で、事故があったということを申し上げまして、これが、自治会のほうで草刈りをされていたときの事故でございまして、草刈りをされているときに石が飛んで、目に当たられたということで、目の怪我が結構ひどくて、後遺症が残る可能性があるということで、まだ保険金の金額は確定しておりませんが、これまでの保険会社の経験上、高額な保険金の支払いになるのではないかとということで、今、見込まれているところでございます。

後遺障害の関係ですので、その障害が確定するまでに少し時間を要するところで、まだ保険金の金額は確定はいたしておりません。

**牧瀬昭子委員**

詳細ありがとうございます。

この保険なんですけど、今回は、草刈りの、石が目当たったということだったんですが、今後、いろいろな事故とかがあったときに、最高額どのぐらいまで、その補償額っていうのはなってますか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

最高額が、傷害保険の場合だと、1事故について500万円が最高の補償額でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

市民の方からしても、これがないときは、御自身で負担をしなければならないということがあって、なかなか市民活動の広がりというのが難しかったところで、こういう負担があるということは、すごくバックアップがあって、頼もしいところだと思います。

最高額500万円がということで、今ありましたけれども、この保険のいろいろなバリエーションというか、この金額、280万円に対すると最高額が500万円というものなのか。

その保険全般で最高額というのは、もう大体500万円っていうものしかないのか。

金額が、例えば、1,000万円とか2,000万円と上がると、この金額がはね上がってしまうのか。

その辺り、最高が500万円というのを決めた経緯っていうのを教えてください。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

この市民活動保険につきましては、全国的にも導入が進んできている保険でございます、先進地事例も参考にしながら、補償の内容につきましては、鳥栖市としては、死亡の場合で最高で500万円と申し上げましたけれども、死亡の場合で500万円、それから、後遺障害の場合も、最高で500万円というような形で内容をこちらのほうで決めまして、ほかの自治体ともあまり遜色がないような内容で決めまして、保険会社に業務をお願いしているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

ほかの自治体と照らし合わせてというところだと思いますけど、これから第7次総合計画が推進されていく中で、市民協働というのがどんどん進んでいくことを推進していかなければならない。

そのためにも、この保険料というのが設定されたというふうに思うんですけども、今後、この加入者というか、市民団体が増えていくことによって、対象者が団体に登録するからといって、その対象になるかどうかというのではなかったですもんね。

団体じゃなくても、登録がなされてなくても、これは出るということだったと思うんですけど、もし団体さんの数が増えたり、適用された事故が発生したときっていうのは、やはり

金額というのは増えていくものですか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

委員おっしゃるとおり、この団体自体は事前の登録が必要ないもので、市内を中心に活動されている団体であれば対象となります。

ただし、やはり、事故の発生が多くなれば、支払う保険金も増えてまいりますので、そのことが、市が支払う保険料に反映されるっていうことで、そういった形で、活動が活発になれば、確率的に事故の発生も増えてくる可能性はございますので、一般質問の答弁の中でも申し上げましたが、保険料が増額になっていくという可能性はございます。

ですが、市としては、保険を継続して、市民活動を支援していきたいというふうに考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました。

ありがとうございます。

では、次の市民活動センター補助金について質問させていただきたいと思います。

補助金と委託金の性質の違いということで、鳥栖市は第7次総合計画の中では市民協働を一番そこにうたっているわけで、これを補助金ということで、市民活動センターに出すということは、私は、委託という形で出すべきなのではないかと思いますが、これが補助金になっている経緯、委託金と考えないというふうに決定されている理由を教えてください。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

御質問の市民活動センターの補助金につきましてでございますが、平成19年に、民設民営という形で市民活動センターの開設がされておりまして、そのときに、市としてもその市民活動を支援するという立場から、補助金として交付をいたしております。

それで、現在まで民設民営という形で、場所は最初トスパレスのほうから始まった活動でございますが、施設がなくなったりして、場所は変わっておりまして、今はプレスポ鳥栖内で活動していただいております。

今、こちらのプレスポ鳥栖におきましても、そういう市民活動を支援する立場から、現在、無償で場所をお貸しいただいて、活動をしていただいております。

それで、委員御指摘の、なぜ委託ではなくて補助金にしているのかということでございますが、委託とするメリットとしては、市もあると思っております。

市がやはりしなくてはならないような業務については、市が責任を持って委託としてやるという、委員の御意見はあるかと思えます。

ただ、この市民活動センターにおきましては、やはり、活動され、運営をしていただいて



いるNPO法人の自主性というところも、我々も尊重しているところで、ただし、市としても、この中間支援施設ってというのは非常に重要なものという視点を持っておりまして、やはり、市民協働にとって、今からどんどん発展をしていく業務だというふうにも考えております。

今、補助金になっている理由としましては、補助のほうがその運営団体の自主性が生かせるということで、補助事業として取り組んでいるところがございますが、今後、この市民活動を支援していく中で、市がもっと業務として、団体のほうにお願いすることも増えてまいる可能性もございます。

現状補助金として活動していただいておりますが、今後の課題としては、そこら辺の、市のやってほしいことをどこまでしていただけるかということも含めて、委託も含めて、在り方については、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

委託も含めて検討しておられるということで、一步前進しているなというふうに思いますので、ぜひこれからも、検討いただきたいと思います。

一番は、先ほども申し上げましたが、第7次総合計画の中で、市民活動の役割、市民協働の役割というのが第6次から大きく変わった。

そのときに変えておかなければならなかったと、私は厚生常任委員会のときには申し上げていたところです。

それは、市民活動センターの補助金となって、その自主性が保たれるということがおっしゃってありましたけれども、自主性が保たれるということよりも、市民活動が、この協働がなくては進みませんっていうのを第7次総合計画でうたっているのであれば、補助金ということで、この団体さんがやってくださることを補助するということではなくて、鳥栖市がやらなければならないことを、よりサービスを上げて、より専門性のある方にお願いする委託ということをやらないと、市民協働は一向に進まないというふうに私は思っています。

ぜひともスピードを上げて、この補助金——補助金なのか委託金なのかということを考えていただきたいと思って、意見として申し上げておきたいと思います。

続きまして、目11まちづくり推進センター費の報償費について質問させていただきたいと思っております。

放課後子ども教室指導員の謝金なんですけれども、219万2,000円というところで、放課後児童クラブが今回も待機児童が出て、165人ということなんですけれども、それを補填するとか、放課後子ども教室の役割というのは大きいと、私は思っています。

報償費の対象人数と、その対象——子供さんの数、それから週に何回この事業が行われて

いるのかというのを教えてください。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

放課後子ども教室につきましては、地域との交流、それから児童の居場所づくりなどを目的として、各まちづくり推進センターで開設をいたしております。

この事業については、週に大体水曜日と土曜日を中心に、各まちづくり推進センターで行っております。

対象の人数ですが、今年度児童数で、合計でございますが、4,664人の方が参加をされております。

申し訳ありません、これは、児童の数が4,664人ということでございます。

講師の数は137人、延べ人数になりますが、参加をされております。

#### **牧瀬昭子委員**

延べ数だと思いますので、毎週水曜日、土曜日に開催していただいて、その点で、子供たちが、その場を居場所として使うことができ大変ありがたいと思います。

ただ、延べ人数ではありますので、対象となる人数をもう少し増やすために、この指導員さんを増やすこととか、その日数を水曜日、土曜日、ほかの曜日を増やすとかっていうことは、可能なかどうか、検討される余地はあるかどうかっていうのは、どのようにお考えでしょうか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

この放課後子ども教室については、水曜日、土曜日の開催という理由は、水曜日は、子供たちが、学校が早く終わって、早く帰るので、放課後の時間があるっていうのと、土曜日はもちろんお休みですので、そういう時間が取れるということで、ほかの曜日もたまにはありますけれども、そういう水曜、土曜というを中心に講座を行っているところでございます。

それからあと、それを増やせるかという御質問でございますが、御存じのとおり、まちづくり推進センターにつきましては、今回予算にも計上させていただいておりますが、ほかの主催講座も行っております。

それから、自主的なサークルさんの活動も行われており、それから、市民協働推進課主催だけではなくて、市の他の主催の行事なども行われているところでございます。

それから、地域の行事なども行われておりまして、なかなか、放課後子ども教室を増やす余地が限られておりますので、劇的に増やすということは、非常に難しい、現状では難しいものではないかというふうに考えているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

中身の詳細ありがとうございます。

余地がない、ほかのサークルさんとか、現状使っている、稼働率が高いので、使うことが、増やすことが難しいということですね。

分かりました。

ありがとうございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費の節18負担金、補助及び交付金、一番上、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金。これが、令和3年からすると、3,671万6,000円の増額というふうになってますけれども、この増額の要因、この金額を出された根拠は何でしょうか。

教えてください。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

西部環境施設組合の負担金でございますけれども、これにつきましては、鳥栖市、みやき町、上峰町の1市2町におきまして、負担割合に応じて支払いをしているところでございます。

組合のほうに、予算の内訳等々のお話をお聞きしたところ、主に燃料費等の高騰が、令和3年度の後半から、かなり上がってきておまして、ガス等々の価格が顕著に上がってきていることで、燃料費の全般的な高騰で、昨年当初よりも、鳥栖市の負担金として700万円程度増加しているということで伺っております。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

燃料のというところが、この間の補正の中でもお話が上がったと思うんですけども、一番懸念しているところは、ごみの量を減らしていかなきゃならないという、ごみ減量の目標値っていうのがあると思うんですけど、それを推進していく上で、ごみの量が減っていく、ごみの量が減るってことは、燃料費も減る。

全体の負担金も減っていかなければならないというふうに思うんですけども。

それにも増して、やっぱり燃料費が上がっているんで、ごみ量は減っているけれども、燃料費が上がっているという解釈でよろしいですか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

すいません、先ほど730万円って言いましたけど、訂正します。7,870万円ほど前年度よりも西部のほうの予算が膨らんでいるところでございます。

ごみの減量化につきましては、当然、資源化ということで進めていく要素はあると思うんですけども、これにつきましては、ただ、人口増とか、そういった部分の要因もありまして、それとやっぱり、鳥栖市の燃料費等々の高騰、さらには、資源の売却益とか、その辺の

金額のぶれとか、そういったものは加味しておりますので、なかなかごみを単純に減らしただけで、負担金が併せて減るといった形ではないところもございますので、御了承いただきたいと思えます。

#### 牧瀬昭子委員

内容的には、燃料費ということだと思えますけれども、人口が増えるから、ごみの量も増える。

それは、普通に考えればそうだと思うんですけれども、ただ、ごみの減量というのを、今後目標値を掲げられていると思えますので、この目標を掲げた上でも、ごみの量は減らしていくぞということは考えておられるということで確認をしておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

目標値はどのぐらいで設定されていて、減らすという目標に向かっていっているということで確認しておいていいですか。

#### 北三希子環境対策課環境対策推進係長

ごみ排出量につきましては、鳥栖市全体としては、どうしても人口が増えていけば量は増えますので、それに対する負担金というものはおのずと上がってくるとは思えます。

それで、1人当たりのごみ排出量についての目標としては、減らしていくっていうことを考えておりますので、現在の環境基本計画策定中でありまして、今年度中に策定します。

その中で掲げております目標値としましては、令和13年度の目標値で、1人1日当たりのごみ排出量を783グラムとしております。

令和3年度の実績といたしましては、873グラムでございます。

減らしていく目標で、当然、進めていきたいと思っております。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

では、最後意見として申し上げておきたいと思えます。

これから、今年度中に立案されるというところだと思えますので、またその時にも申し上げたいと思えますが、この目標値で、この根拠が何なのかということもありますし、今後、CO<sub>2</sub>を削減していく、2050年までにはゼロということ、排出量を目指していくのに、このスピードでいいのかどうかということも併せて、今後もう一度検討して、見直していただきたいということを要望として申し上げておきたいと思えます。

併せまして、16ページ、需用費の件で、指定袋等ということで消耗品費が上がってますが、この枚数というのは、増減はどのようになっていますでしょうか。

昨年から比べて増えてますか、それとも横ばいですか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

主なもので、可燃物の大が260万枚とかあります。

ほぼ、当初では去年と変わらないような実績で予算要求しているところでございます。

**牧瀬昭子委員**

では、人口が増えているけれども、枚数はそのまま横ばいということは、ごみを減らしていこうっていうことをここで示しているというふうに考えていいですか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみ袋につきましては、年度当初に多量に発注いたしまして、これ業者さんのほうに保管をしていただきまして、その時々が必要に応じて、各店舗の販売店のほうに配送していただいております。

そういったタイムラグ等々もありますので、単純にごみ袋の生産枚数と減量とイコールではないのかなと思っております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

分かりました。

ただ、枚数が増えていかない方向を目指していく必要があるんじゃないかと思ひまして、質問をさせていただきました。

配送料も込みで増えていくものになりますので、指定袋が増えるということは、環境をやはり悪化させてしまうということを申し上げておきたいということで、質問させていただきました。

続きまして、最後の質問です。

22ページのごみ処理施設周辺活性化交付金について質問させていただきます。

真木町の公民館、そして、井堰改修ということで、交付金の事業をされるということなんですけど、3つの井堰、そして公民館のそれぞれの金額は、どのように見積もっておられますでしょうか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、ごみ焼却施設が立地いたします真木町のほうから交付金ということで申請があっている分でございます。

令和4年度につきましては、公民館の建設につきまして1億891万5,664円。

井堰関係といたしまして1,354万4,300円の改修費が申請されているところでございます。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

井堰は3本合わせての金額ということですか。

すいません。

もう一度お願いします。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

すいません、井堰が、申請におきまして、杉ノ本井堰が406万円。杉ノ本バイパス井堰が343万円。苗代田井堰が499万円ということで見積もられているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細ありがとうございます。

この交付金額に関してですけれども、交付金を支払うときの要綱というのが、ほかの交付金などでは示されていると思うんですけれども、ごみ処理施設周辺活性化交付金に関しては、どのようにお考えでしょうか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、令和3年度に交付金を活用した、交付金を真木町のほうに支出して事業をしていただいておりますので、その段階で交付要綱のほうは策定しております、申請書様式等々も定めております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

その中で、周辺自治会というふうに交付対象になってはいますが、この周辺自治会というのは、もう具体的にお考えがありますか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみ処理施設の立地する自治会及びその周辺自治会ということで要綱のほうに記載しているところでございます。

ごみ処理施設の周辺自治会につきましては、対象町区とのやり取り等も含め、現在、慎重に進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

#### **牧瀬昭子委員**

慎重にお話合いが進んでいるということで、今後も、周辺の自治体の方との話合いを進めていっていただきたいと要望して、質問を終わります。

#### **松隈清之委員**

今のごみ処理施設周辺活性化交付金なんですけど、交付対象事業というのが、地域活性化を目的とする事業、それで、生活環境の保全及び増進を目的とする事業で、まあ公民館は大分分かりやすいですね。

それで、井堰ってどっちに当たるんですか、対象としては。

どの事業、どっちの事業に当たるんですか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

生活環境の保全等で考えております。

**松隈清之委員**

この井堰のもともとの管理者というか、井堰を設置したり、管理したりする主体ってどこになるんですか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

設置については、古過ぎて、なかなか記録が残っていないんですけれども、今、町区のほうが管理をされているところでございます。

**松隈清之委員**

その町区の事情は分かりませんが、この井堰自体は、基本的には、農業用の井堰と申っていいんですか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

当然、水利的なものの調整等に使われていると思いますけれども、杉ノ本バイパス井堰等につきましても、水害といいますか、雨天時の雨を逃がすような形で設置されている機能もあると聞いております。

**松隈清之委員**

雨を逃がすというか、堰がなければ初めからずっと流れているので、要は、何かっていうと、水利に関わることで、例えば、町区で通常、維持管理をされているということは、農業に関係のない区民の人からもお金を集めて、この維持管理を今までしてきたってことになるんですかね。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

町区の会計のその辺の点につきましては、承知していないところでございます。

**松隈清之委員**

これが、町区を対象だったら、例えば、生活環境の保全とか増進、あるいは地域の活性化ってことであれば、もうそれでいいと思っているし、別にそのお金を使うのはいけないと言っているわけではないんですけれども、気になったのが、今回、井堰が3個出て、今年度は1個だったかな、設計でしか聞いてなかったんで、そういうもんなのかなと思ったんですけど、言ったら、そんな幾つも井堰があって、それが町区の管理で、水利権者に対する受益のことであるなら、その町区とはまた考え方は違うんじゃないかという気がしてきたわけですよ。

受益者が別にちゃんとして、その方に対する受益につながることであれば、これまた話が変わってくるなど思ったんだけど。

そこら辺はどう整理されているんですか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

井堰の改修につきましては、その水利的なもの等ありますけれども、やはり現在、老朽化によります、その周辺の油漏れ等々もかなり懸念されています。

また、水害時において、真木町初め、河川に近い辺りは、近年の水害の発生等々においても、町の最大の関心事といいますか、懸念材料になっております。

そこについて、いち早く、今回の交付金が使えるということですので、これを利用して、早急に対応されているか、町のほうのお考えであると考えております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

町がそういう考え方であるならいいんですけど、それは、本来、それを設置したり維持管理する責任を持っている人たちがすべきことなんだけれども、それがもしできないとか、それが、放っておくと、町民に不利益があるからもう勝手にやりますとかっていうことで、やっているっていうふうに理解していいということですね、つまり。

#### **中村直人委員長**

答弁できる？できなければ、保留させていただければ。

#### **松隈清之委員**

後で結構です。

あと、併せて、今回令和3年度と4年度で2回、大体合計すると幾らになりますか。

1億4,000万円ぐらいになりますかね。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

申請段階でございますけれども、令和3年度は、今後、実績報告、令和4年中で実際の金額は出ますけれども、合計といたしまして、1億4,435万円程度の支出になると。

#### **松隈清之委員**

当然、町内に施設が立地するというので、そのために御理解いただいているところなんです、その地域の環境改善等には、やっぱり力を尽くしていかなければならないというところ、ございますんで、これ以上申し上げませんが、これ以外にも施設周辺の地域っていうのはありますんで、またそこにもしっかりと配慮していただきたいと思います。

#### **中村直人委員長**

それでは、1点だけ答弁の保留をしておりますので、後でお願いしておきます。



**尼寺省悟委員**

今の関連ですけれども、さっき設置交付金要綱とか言われたでしょう。

交付金を出すための、何か要綱というのがあって、それに基づいて出しているとかいう言い方をされんやっただですか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

交付金につきましては、要綱に基づいて申請を頂いて、交付しているところでございます。

**尼寺省悟委員**

資料として出してほしいんです。

委員長、よかですか。

**江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長**

御指摘のありました、鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金交付要綱につきましては、後ほど資料で提出させていただきたいと思います。

**尼寺省悟委員**

これ、金額の上限とか、その辺については、こうだというきちっとした形で、金額が決まっているんですか、その要綱のほうに書いてあるんですかね。

**中村直人委員長**

それは要綱が出てきてからでいい？

いいですか。

じゃあ、資料配付の後に、その件についてはやり取りいたしますので。

そのほかの件でありましたら、お願いします。

**尼寺省悟委員**

だから、それについては、今度は立石町のほうでリサイクル施設ができてはいるけれども、それもそこに該当して、それに基づいて、交付金とか、そういったものを出していくという形になるわけですね。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

交付金につきましては、当然、交付金の要綱に沿った形で交付していきたいと考えております。

**尼寺省悟委員**

いいです、分かりました。

それで、ちょっと話変わりますが、16ページに、生ごみ処理機購入費あるよね。

さっきの牧瀬さんの話の関連なんですけど、これ、50万円という数字が出ておるんですが、私の記憶では、5年前、10年前は、1桁違ってたんじゃなかろうかと思うんですよね。

違うんかな。

かなりこの金額が少なくなっているよ。

50万円というのは件数でしてどれぐらいを想定しておられるのかな。

あれやったら、また後でいいですよ。

言いたいことを先に言いますけど。

### 北三希子環境対策課環境対策推進係長

金額につきましては、今年度から50万円に上げておりまして、前までは30万円でした。

内訳は、確認しますので、後ほどお答えします。

### 尼寺省悟委員

私の勘違いで、前は30万円であって、50万円に増えているという理解でいいわけですか。

そうですか。私の感じでは、ちょっと違う気がするんやけど。

それで、ごみ減量化、すなわち、可燃ごみの減量化という意味で、この生ごみ処理機っていうのは、かなり効果を出すんやけど、なかなかこれが、私の目から見たら、本当、進んでいないと。

実際、うちでもそうなんやけれども、ごみって何が一番多いかというと、生ごみが多くて、その次が容器プラスチック。それから、紙類とか、あと、缶瓶、その他があるんですけどね。

本通町においては、分別収集ということで、缶瓶とか、ペットボトルとかをやっている、それを出してしまったあと、紙が残ると。紙については、地区のやつで出しているよ。

そうなってくると、あと残りは生ごみと。

生ごみについても、生ごみ処理機っていったら、本当、毎日可燃ごみとして出すのが少ないってね。

もう本当、今1週間に2回来ているけれども、1か月に1回とか2回でいいよ。

そういった形になりうると。

そういった意味で、生ごみ処理機がかなり普及すれば、可燃ごみって、もっと減ってくるということになるんやけどね。

その辺について、生ごみ処理機について、実際5年も6年を使ったらね、もう使えんようになるよ。

そういった意味で、これの補助といったものは、1回やったらもう終わりという形になっているんでしょ、たしか。

1回市の補助を行ったら、その次はもうないと。

そんなふうな記憶があるんやけど、その辺どうなんですか。

### 北三希子環境対策課環境対策推進係長

1度申請いただいた方は、5年間は申請ができませんけれども、5年経過すれば、再度申請していただくことは可能です。

それで、内訳ですけれども、電動生ごみ処理機の上限が2万円にして、20基分と、非電動処理機分として8基と、今まで実績はございませんが、ディスポーザー分を1基として試算をしているところです。

以上です。

#### 尼寺省悟委員

今の答弁では、1基2万円と。50万円やったら、25基と。

あまりにも少ない気がするんだよね。

本当にごみ減量化、とりわけ、生ごみの減量化を図るとするならば、この辺については、鳥栖市としては、もっと補助をすとか、そういった取組を、やっぱりやっていくべきじゃないのかなと思います。

以上です。

#### 和田晴美委員

私のほうから4件。

2件、まずお伺いさせていただきたいと思います。

斎場なんですけど、現在、行ってみましたところ、多い日で、1日5体火葬があったりとか、あと、もしくは、多いうってことで、次の日に、また次の次の日についていうことで——混んでるといいうい方でいいんですかね、そういう状況があったというふうに伺っております。

その理由の1つが、コロナも関係するのかなあというところがはっきりしませんでしたので、まず、1日の火葬の対応の件数といいますか、そういったところ、現状を教えてくださいませんか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

斎場、火葬場につきましては、現在のところ、最大で8件は可能だと思いますけれども、御遺体によっては、燃焼する時間等が延びたりするので、やはり幅を持って、焼却する時間と、あと、冷ます時間、あと、収骨の時間等々もありますので、それ以上の稼働は難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

#### 和田晴美委員

ありがとうございました。

例えば、コロナで亡くなった方とそうでない方と混ざった場合、その場合でも、その8体という数については、御変更はないんでしょうか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

コロナについては、なかなか、死亡された方等の公表はされていないので、具体的なことは申し上げられないんですけども、一般の焼かれる方と別の時間帯で対応する形で今、対応しているところでございます。

#### 和田晴美委員

ということは、多少はそういった時間を区分しなくちゃいけないので、ちょっと火葬の数も減ったり、対応が遅れる……、そこまではないということですか？

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

コロナについては、受入れの職員のほうについては、様々な時間的な影響がありますけれども、受入れ数等々については、現在影響が出ている状況ではございます。

#### 和田晴美委員

安心しました。

たしか火葬の炉が4つか5つある中で、午後とか、そういったので受入れができないことがあったっていうのを小耳にして、驚いたのが1つと、もう一つ、これも確認です。

そういった中で、今家族葬というのが増えておりまして、家族葬の場合、1日1体しか受入れできないとか、家族葬と家族葬以外の火葬について、また受入れの条件が変わるというのを耳にしたので。これは確認のためで、御説明いただきたいと思いますが。

条件が変わるといことはありますか。

#### 北三希子環境対策課環境対策推進係長

家族葬について制限があるとかいうのは特にはございません。

火葬が翌日に回る場合とかも、今発生することはありますが、御希望の時間帯に沿えない、その枠がもう埋まっていれば、その次の日をお願いするというようなことは発生しておりますが、それもまれな状態ですし、全く火葬がない日っていうのもございますので、たまたまそういうことがあったんではないかなって思いますが、家族葬についての制限はございません。

#### 和田晴美委員

ありがとうございました。

本当に最近、2月末にお亡くなりになった方が非常に多かったみたいで、続けてそういった御相談がございましたので、聞かせていただきました。

もう一つ、現在のごみ処理場と次のごみ処理場について質問なんですけれども、今、動物処理っていうのが、多分道路で交通事故に遭った動物たちを焼却していると思うんですけども、実は、こっちの委員会ではないんですけど、有害鳥獣で、捕獲された、タヌキ、アラ

イグマ等の中型哺乳類っていうんですけれども、それについて、現在、埋設っていうことで、鳥栖市のほうでもしてますが、実は、全国的に埋設ができない状況が、いろいろなこと重なって、起こっております。

それで、隣町、上峰町のほうでももう現にそういう状況になっておりまして、それを焼却のほうで処分してほしいと。

だけれども、炉が違う、ちょっと小さめ炉というのも伺っております。

それで、数的には、1年間百十数体ぐらいになる可能性が大きいんですが、現状と、次の新しいごみ処理場のほうは、受入れについてどのようにお考えか教えていただけますでしょうか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

現在、動物焼却炉ということで、真木町の衛生処理場の資源物回収広場の一角に、小型の焼却炉を持ちまして、そこに道端で死んでいる動物等々の死骸を持ってきて、焼却処分をしております。

それで、これが2市3町の東部環境施設組合のごみ処理施設の焼却施設ができた後には、そちらのほうに持ち込んで処理をするような形で、今、関係市町と調整をしているところでございます。

ですが、今おっしゃられた、駆除されたもの等々の扱いについては、未協議となっております。

以上です。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

もう一つ、これに関して、この小型焼却で、1日大体どのぐらいできるんでしょうか。

キロか、もしくは……、お願いします。

#### **北三希子環境対策課環境対策推進係長**

1日何体っていう制限はないんですけれども、おおよそ1週間に1回まとめて焼却をしておりますので、焼却炉の側に、保存用の冷蔵庫を今、置いております。

それで、持ち込まれる動物の大きさによっては、それ1体だけでもかなりのスペースを取る場合もありますので、そういった場合は、週に1回にこだわらず、保存用の冷蔵庫がいっぱいになった時点で焼却をするというような形を取っておりますので、特に何体になったらっていうような制限をしているわけではない状態です。

#### **和田晴美委員**

その件について、もう一件だけ聞かせてください。

週に1回ということなんです、余裕があるから週に1回なんですか。

それとも、いろんなほかの機械の回転を考えて、週に1回しか回せなくて週1なんですか。

要は、まだ受入れができるかどうかのキャパを知りたくて。

### 北三希子環境対策課環境対策推進係長

現在使用している焼却炉がかなり古い状態で、時々止まってしまう場合も今ありまして、次の新しい処理施設ができるまでの間、何とかつないで使用している状況ですので、これから余裕があるかっていけば、今は難しい状況です。

### 和田晴美委員

ありがとうございました。

じゃあ、続きまして、牧瀬議員と関連するところではあります、市民活動センターについて、非常に私自身もこちらのセンター、市民の方が活用することについては、興味がございまして、聞くところによりますと、コロナ以前の場合が、利用数が1年間で1万人が利用されている。

コロナの状況であっても6,000人ということなので、私からすると、意外と市民が集いやすく、頼られる場所なのかなと思っておりまして。

すみません、牧瀬議員と若干私の要望のほうは異なっているところありまして、非常に皆さん、私自身も活動内容を聞いてみますと、相手の立場に酌み取った上で、いろいろなことをやっております、非常にいいと思っております。

それで、その1つが、臨機応変に、自由に活動できるというところが一番の強みかと思っております、牧瀬議員の委託事業にシフトしていくっていうのも1つの考え方と思いますが、委託の中で、どうしても、そういった面では、こういったケースの場合は、縛りがあって、臨機応変に、寄り添えないケースもあるかもしれませんので、委託にするという、その検討の中には、どうぞ、そういった対応についての変更がないようなところで対応し、シフトしていただくのを御検討いただきたいなという、私の思いを1つ申し上げたいと思います。

もう一つが、草刈りの事故についても、実は私が日常的に草刈り、チェーンソーで木を切っておられる方、恐らくこの事故は、草刈り機、手で切っているのではなくて、機械のほうだと思わなければ、時々、今見て、ゴーグルをつけていないなど、要は、私がここで言いたいのが、保険補償のこともしっかりとさせていただく、重要なんですが、事故防止のための、そういった周知を、分かってらっしゃらないんですね。

服装も、夏になると露出をしながらやっておられる方もよく見受けられます。

しっかりした装備、ゴーグルをつける、服装もちゃんと長めのものを着用しているという方は、私を知る限り、農業の方や市の委託でしているシルバーセンターの方たちかなと思います。

それ以外の方は、もう市民活動とかでされている方なのかなというふうなのを、今日感じましたので、保険でしっかり補償もなんですが、併せて、事故防止、非常にこの草刈りの事故、そして今回、御報告にありました、石が飛んでけがをするっていうのは最も多い事故というふうに私も伺っておりますので、同じけがをしないように、その辺りの情報提供をお願いしたいと思います。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

和田委員のほうから2点御指摘がございました。

市民活動センターの件につきましては、先ほども牧瀬委員のほうからの質問にお答えしたとおり、現状は補助事業ということで行っております。

これは、補助のメリットというのが、今おっしゃられたとおり、運営側の自主性、柔軟性、そういったところがメリットとしては考えられると思ひまして、委託についても検討を行うということでお答えいたしました。今後、検討の中で、補助事業と委託の両方を使いながらとか、そういったところも含めて考えていく必要があるかと思ひます。

ただ、市としてもこの市民活動センターについては、どうしてもしていただかなければならない事業でございますので、そういった意味では、市の責任の下で、委託を行うというのも1つの方法かというふうに思っております。

ですから、そこは今後、内部のほうで検討した上で、補助でいくのか委託でいくのかというのは、決定していくことにはなるかと思ひます。

委員の御指摘も含めて検討させていただきたいと思ひます。

それから、市民活動保険のほうにつきましては、ゴーグルの着用とか服装に関しましても、この保険の事業をPRする際、こちら側としても、市民の方に周知をしていきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

#### **中村直人委員長**

質疑の途中ですが、昼食のため、暫時休憩いたします。

**午後0時休憩**



午後 1 時 9 分開会

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

なお午前中、資料の配付をお願いされておりましたけれども、タブレットのほうに配信しておりますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、答弁が 1 つ残っておりますので、その分から最初に入りたいと思います。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

午前中、答弁が遅れておりました件でございます。

松隈議員の、井堰についての御質問だったと思います。

苗代田井堰、杉ノ本井堰、杉ノ本バイパス井堰、今回の 3 つの井堰の改修につきましては、設置から相当の年数が経過しており、経年劣化により、腐敗、油漏れ等が発生している状況であるとお聞きしております。

これらの井堰は、真木町の上流部にあるため、真木町の中央部を流れる轟木川の汚染リスク等々を考えますと、町民の皆さんにとって喫緊の重大な課題であるということでございます。

これを受けまして、真木町として町内の生活環境の保全に必要と判断をされまして、町として井堰の改修事業を行われると認識しております。

以上です。

**松隈清之委員**

言いたいことはないわけじゃありませんが、承知いたしました。

その件は、それで結構です。

併せていいですか。

先ほど市民活動センターの補助金の件、委託ではどうかという話がありました。

それで、確かに考え方、いろいろあると思うんですね。

ただ、市が本来やるべきことだから委託でやるっていう考え方だと、果たしてこれ、市民協働なのかなという気もするわけですよ。

それは単に外注しているだけの話であって、それは、市民活動団体であろうとなかろうと、外注委託することは可能なんですよ、運営自体を。

ここは、果たして自発的なのとか、市民と協働でやっている事業にそれがなるのかなっ



という気はするんですよ。

実際、僕、その関係者の方と話したこともあって、その方が市民活動センターの全ての考えではないかもしれないけれども、その方は、少なくとも委託ではなく、補助金が、自分たちの自主的な活動としてやりたいというふうに言われてたので、市がどうしてもこういう業務を、市の責任としてやってほしいことがあるのであれば、事業として、個別事業として委託することはあるかもしれないけど、あくまで市民協働の考え方からすると、必ずしも委託が適当だというふうには、私は思いません。

意見で結構ですけど。

#### **中村直人委員長**

それから、ごみ活性化対策の交付要綱の関係については、タブレットに配信をしておりますので、その件について何かありましたら。

#### **尼寺省悟委員**

さっき私、生ごみ処理機について、以前は1桁多かったんじゃないのかと、10年、20年前は。

そうしたら、それに対して、30万円から50万円と言われたんやけれども、帰って調べてみるとね、やっぱり10年前は100万円ぐらいなんよね。

そういった意味で、この間増えていないし、減っているし、本当に減量化を進めるとするならば、やっぱりこの普及をもっとすると、増やすために、例えば、補助額を2万円と言われたんやけど、増やすとか。

5年に1回じゃなくて、もっと間隔を縮めるとか、そういった形でね、やっていただければと思います。

この件は、それだけです。

#### **中村直人委員長**

資料について、いいですか。

資料要求者は。

#### **尼寺省悟委員**

よかです。

#### **中村直人委員長**

いいですか。

ほかにございませんか。

#### **和田晴美委員**

午前中の終わりからの続きで御質問等させていただきます。

もう一つ、ダイオキシンの測定についてということで計上がありました。すみません、私、勉強不足で、これまでの経緯をお聞かせいただきたいと思っております。

まず、測定する回数、年に何回なのか。

そして、どういったものを調査しているのか。

そして、それを公開しているか否か。

そして、ここ数年にわたっての測定の結果から、注意すべき点があるかどうかをお聞かせいただけますでしょうか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

ダイオキシン類の測定等委託料についての御質問にお答えいたします。

この測定につきましては、小動物焼却炉、午前中にも御説明しましたけれども、真木町の衛生処理場敷地内の市資源物回収広場の一角に、動物の死骸を焼却するような焼却炉を鳥栖市が持っております。

焼却炉を設置し、必須といたしまして、このダイオキシン類の測定を行うように義務づけられております。

鳥栖の小動物焼却炉につきましては、年1回排ガス及び燃え殻についての、ダイオキシンの毒性量を測定しております。直近では、今年の1月に排ガス、燃え殻、それぞれ測定、分析しております。

つきましては、排ガスが、基準値が5を超えると問題があるんですが、測定結果、排ガスについては、1.1。

燃え殻につきましては、基準値が3ですけれども、0.00027ということで、十分基準内に収まっております。

これにつきましては、特段公表等はしておりませんが、佐賀県のほうに報告するようになっておりますので、県のほうに報告しております。

また、今後の問題といたしましては、廃ガス等々の問題はないんですけれども、炉自体が老朽化しておりますので、舗装等々が発生したときに、代替の部品等々が入らないような状況になりますので、別の対応が必要になってくるのかなと考えております。

以上です。

#### **和田晴美委員**

ちょうど答弁のほうにもありまして、もう一つ気がかりなのは、今日午前中のお話で、故障等ってということで、例えば、故障したことで、このダイオキシンが基準値を超えるというようなことがあるかどうか、ちょっと心配だったので、そこも併せて伺いたいと思っておりますが、故障についてはいかがでしょうか。

そういった危険、注意は必要な故障内容でしょうか。

**北三希子環境対策課環境対策推進係長**

故障の内容につきましては、機械そのものがもう動かなくなっているような事態を度々聞いてまして、微調整しながら現在使っておりますので、ダイオキシンが発生するしないというような類いの故障ではございません。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

もう一つ確認でございます。

焼却炉が、午前中では小さいものということで、大きいもの、その他の焼却炉があるのになって。

それはないんですか。

**北三希子環境対策課環境対策推進係長**

現在動物の焼却を行っているのは、その1つの設備だけですので、そこに入りきれないものは、もう受入れられないってことでしてございまして、以前、イノシシか何かだったと思うんですけど、入りきれなかったものは、別の処理施設のほうに運んで、そちらで、民間の処理施設のほうに委託して処理したってということが1件あったというふうには聞いてます。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

以上です。

**伊藤克也委員**

2点だけお聞きします。

まず、1点目は、確認なんですけれども、23ページ、斎場管理運営委託料につきましては、令和5年度から7年度まで4,600万円を限度額ってということで計画をされております。現状の期間と委託料、そこについてまず教えていただければと思います。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

斎場の委託料につきましては、資料の15ページにございます。

款4衛生費、項2環境衛生費、目2斎場費の節12委託料ですね。

施設運營業務委託料ということで、1,665万8,000円を令和4年度の予算として計上しております。

3年委託でしております。

委託の時期がちょっと不規則でございまして、年度の途中、令和4年度の9月末で3か年が終わりまして、次の契約が令和4年の10月1日から令和7年の9月末までの3か年という

ことになっておりますので、年度途中で切り替わるということになっております。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

ということは、令和5年度から7年度までに関しては、大体、年にすると1,500万円ちょっとぐらいですね。

それで、現状、1,600万円ほどかかっていますので、その限度額で大丈夫ですか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

令和5年度、6年度がそれぞれ1,800万円程度、予定しております。

令和7年度につきましては、半年分でございますので、920万円程度で積算しておりますので、令和7年の後半は、また別の予算立てになると思います。

**伊藤克也委員**

9月からということで、その辺の差があるんで、1,800万円ぐらい年間は予定をしているというふうな理解でいいわけですね。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

委員が言われるとおりでございます。

**伊藤克也委員**

分かりました。

それと、運営先に関しましては、幾つかあるんですか。

もう、大体こういった、していただける委託先っていうのは、限られているのでしょうか。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

今3か年していただいています筑紫環境サービスさんについては、入札で決まりまして、複数の業者さんの中から決まっております。

ただ、やはり火葬という特殊な業務でもございますので、そうたくさん対応できる業者はいないと思っております。

以上です。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

じゃあ、前回は数者の入札によって決定していただいたというふうな理解の仕方でもいいんですね。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

複数で入札しております。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

例えば、そういった入札の中にシルバー人材センターさんとかっていうことも、運営先として考えられたりはするんですか。そういったところはないですか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

焼却の設備とかで、その辺を熟知した経験等、やはり特殊な免許等々も要ると思いますので、そういった方がもしおられて、構成の中で入られているのであれば、可能性としてないことはないと考えております。

#### 伊藤克也委員

すいません、私も、その辺を理解してなかったんで、特殊な技術等が必要であれば、そこから辺はかなり難しくなってくるんだらうなというふうには思います。

ありがとうございます。

もう一点、リサイクルっていうか、そういった資源物について、確認っていうか、教えていただきたいんですけども、ペットボトル、私も仕事柄ペットボトルの取扱いが多いものですから、常々ペットボトルの取扱いについては、何とかならんかなというか、そういう思いがあって、以前は、やっぱり瓶っていうのは、かなりリサイクルっていうか、同じように何回も使えていて、環境にも優しいし、そういったものが普及をしていったんですけども、利便性を追求していくと、やっぱりペットボトルっていうのは、もう生活の中では切っても切り離せないっていうふうなことは常々思うんですね。

ただ、やっぱり現状ペットボトルのリサイクルって、日本は物すごく回収率っていうか、リサイクル率が高いというふうには聞いているんですけども、本市としてペットボトルのリサイクルっていうか、回収について、どのような感じでされているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

ペットボトルの扱いにつきましては、真木町にございます資源物回収広場のほうで回収をして、出しているところでございます。

あと、市の施策とは違うんですけども、最近やっぱり販売元とかの責任等々も、企業責任みたいなのも出てきておりまして、店頭回収とか、そういったことが大分進んできたようなことは見受けられます。

以上です。

#### 伊藤克也委員

そうなんですよね。

企業の責任とかも含めて、やはり使用する側と、製造する側、いろいろお互いに、積極的

に考えていく必要があるというふうに私も思っているんですね。

それで、今、ボトル to ボトルっていうふうな、ペットボトルの再利用っていうことを聞かれたことはございますか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

失礼します。

初めて聞きました。

申し訳ありません。

#### 伊藤克也委員

要は、企業が、飲料ボトルとして利用したものを、もう一回飲料ボトルとして再利用するっていうやり方なんですよ。

通常ペットボトルって今、リサイクルの過程で、繊維——洋服であったりとか、トレーであったりとか、そういったものにリサイクルをされるんですけども、今、企業は、ボトルからボトル、要は、瓶みたいにならざる循環できるっていうことで、市町村であったりとか、企業と一緒に、そういった運動というか、サイクルを始められている自治体とか企業もあつたりするんですよ。

ですから、本市としても、いずれそういった取組も、特にコカ・コーラとか、そういった企業が本市の場合ありますから、そういったところと、一回協議をするなり、取組について勉強してみるなり、そういったことも今後必要になってくるのかなというふうに思っています。

その辺、どのようにお考えなのかということに、御意見だけ頂けますか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

プラスチックごみに対する取組につきましては、もう国のほうの法律も、改正法が制定されまして、今後、企業、自治体、市民の皆さん、それぞれの役割を果たすような形で、プラスチックごみの削減、リサイクル社会になっていくとは思っています。

その中で、やはり自治体として、多くの市民さんが廃棄されるプラスチック、ペットボトル等々についても、どういった扱いができるかというのは、当然、今後調査・研究していきまして、市民の皆さんが利用しやすいような体制をつくっていききたいなどは考えております。

以上です。

#### 伊藤克也委員

ありがとうございます。

そのボトル to ボトル、今企業が開始はしているんですけども、実際そういったのを50%までやっていこうというふうにして、企業は目指しているんですね。

ただ、日本は本当に優秀で、物すごくペットボトルの回収率高いんですけども、やっぱ

り結局リサイクルをしても、ほかのものに変わったりとか、焼却して燃料になったりとか、そういったことが現状として行われているみたいなんです。

ですから、企業側としては、そういった再利用をするための回収したボトルがなかなか集まりにくい状況も、一部でそういう現状もあるみたいなんです。

ですから、自治体が、そういった循環型の再利用ってことに切替えてやっていくっていうことも、私としては、今後考えていただいてもいいのかなあと考えてますので、そこは1回勉強していただいて、そういった取組が本当に可能であれば、ぜひそういった方向も考えていただければなと思ってます。

意見です。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



## 議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

**中村直人委員長**

次に、議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

ただいま議題となりました、議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

甲議案参考資料の2ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、今年度、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事を行いまして、改修に合わせて、鳥栖北まちづくり推進センター分館の機能を統合するための増築を行いましたので、鳥栖北まちづくり推進センター分館につきましては、令和4年4月1日をもって用途廃止することとしたため、条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例第2条の名称及び位置を記載した表から、鳥栖北まちづく

り推進センター分館を削除するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

鳥栖北まちづくり推進センター分館につきましては、現在、鳥栖市中央老人福祉センターとの兼用施設として運用いたしておりますが、用途廃止後は、老人福祉センター専用の施設となるものでございます。

以上、御説明といたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

御質問させてください。

たしか、分館は、目的が老人活性化っぽいので使われてたので、ほかのコミュニティーセンターとは違ったような気がしますが、今度は、統合されると、その施設利用の目的というか、趣旨のほうは、どういうふうになるのでしょうか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

先ほど御説明の中でも申し上げましたが、現在、鳥栖北まちづくり推進センターの分館につきましては、中央老人センターと兼用で使用をいたしております。

ですから、現在の鳥栖の中央老人センターにつきましては、主には高齢者のための施設として、当初開設をされておりますが、まちづくり推進センター分館として兼用するようになってからは、そのほかの、高齢者じゃない方の使用も受入れをしてきたところでございます。

ただし、今回、鳥栖市北まちづくり推進センターの本館——便宜上申し上げますけれども——のほうに増築を行いまして、現在、中央老人センターで受入れていた、高齢者以外の部分については、もう鳥栖北まちづくり推進センターのほうで事業を行っていくということで整理をいたしているところでございます。

今後、分館として兼用で使っていた施設については、当初、高齢者施設として設立をしておりますので、今後は高齢者の事業を充実させていく方向で運用されていくというふうに考えております。

#### **和田晴美委員**

すいません。

もう一度、私の解釈が間違っていたらいけないので、答え合わせとして、要は、今残っている分館になっている分は、そのまま老人の方が利用できる、その活用の内容と利用の内容ともそのまま変更なく残るということによろしいのでしょうか。







それでは、陳情第3号周辺住民との公害防止協定を促す陳情書について、執行部としての見解を述べさせていただきます。

この陳情につきましては、鳥栖市議会へ、佐賀県東部環境施設組合に対し、佐賀県東部環境施設組合と、周辺住民との公害防止協定の締結を促すよう求めるものと理解いたしております。

次期ごみ処理施設整備事業においては、事業が環境にどのような影響を及ぼすのか、事業実施前に、調査、予測、評価を行います。

環境影響評価の手続を平成28年度から令和2年度にかけて実施しております。

この環境影響評価の手続では、平成30年度に、真木町の建設予定地及びその周辺において現地調査を行いまして、その結果をもとに、事業を実施することによる周辺環境への影響について予測、評価を行っております。

この結果をまとめた環境影響評価書によりますと、特に御懸念されていると思われる、施設の稼働に伴う煙突からの排ガスによる周辺環境への影響といたしまして、大気質については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素の予測を行っております。予測を実施した全ての項目で、環境保全目標を達成する結果となっております。

環境保全目標とは、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法などで定められている環境基準などを参考に設定したものであるため、環境保全目標を達成している限り、人の健康は保護されるものと考えられます。

真木町で令和6年度から稼働する予定の焼却施設につきましては、施設稼働に伴う煙突からの排ガスについて、法基準よりも厳しい自主基準値を設定しており、その数値については、福岡県内や福岡市の先進施設と比較しても、同等、もしくは高い水準となっておりますことから、これらを遵守することにより、周辺環境への負荷低減が図られるものと考えております。

また、施設稼働に伴う、煙突からの排ガスについては、事業主体であります佐賀県東部環境施設組合により定期的に調査を行い、結果をウェブサイト等で公表することを計画がされているほか、環境影響評価の事後調査において、周辺地域における大気質の調査を年2回実施することが計画されております。

これらのことにより、事業主体でございます佐賀県東部環境施設組合において、自主基準値を達成することにより、周辺環境の保全及び人の健康については保護されるものと考えている次第でございます。

以上、執行部の見解とさせていただきます。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

ただいま環境対策のほうで知り得ている範囲としては、今のような状況でありますけれども、何か確認したい点がありましたら、お願いします。

**松隈清之委員**

陳情内容は、公害防止協定の締結を促すとなっているんですけど、現時点で知りうる限りでいいんですけど、東部環境施設組合が周辺——周辺の定義はどこまでかは別としても、周辺の町区と公害防止協定を結ぶ意思を持っているかどうかで分かるんですか。

**高松隆次環境対策課長**

地元の説明会等々で我々も同席いたしますけれども、住民さんのほうの希望があるところについては、当然、西部組合のときの公害防止協定等の例に準じまして、数値等は現在の新しい数値で置き換えたところで準備をしているということで、お聞きしております。

**松隈清之委員**

ということは、特段の働きかけがなくても、もうそういう準備をしているというふうに理解していいですか。

**高松隆次環境対策課長**

あくまで相手方の住民さんが御希望されるのであれば、当然、それに応じる形で準備をしたいということで聞いております。

**中村直人委員長**

いいですか。

**伊藤克也委員**

すいません、関連になると思いますけれども、特段、その周辺の住民の方がそういう協定を希望されているのであれば、そこは組合としても考えていくっていうふうなことだったと思うんですね。

現状、ほかのごみ処理施設——東部環境施設組合以外で、そういう協定の状況等が分かれば、教えていただけませんか。

よそがどういうふうにしてやっているのかっていうのは、分かりますか。

**高松隆次環境対策課長**

ほかの事例は、我々、詳細は承知しませんが、久留米市のほうとはいろいろお話をする機会があるんですけども、久留米市のほう、宮の陣ですかね、あそこの施設は、公害防止協定とか地元と結んでるということと聞いております。

**中村直人委員長**



## 国保年金課・税務課

### 議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

#### 中村直人委員長

それでは、国保年金課、税務課の審査を行います。

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部、税務課及び国保年金課関係分について御説明いたします。

常任委員会資料の2ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、令和2年度の実績及び令和3年度の収納状況から見込額を計上いたしております。

節2滞納繰越分につきましては、令和2年度の決算及び令和3年度の徴収実績による見込額を計上いたしております。

なお、以降の法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の滞納繰越分につきましても、令和2年度の決算額及び令和3年度の徴収実績による見込額をそれぞれ計上いたしております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、令和2年度の実績及び令和3年度の状況から推定した額を計上いたしております。

項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一定の収入の減少があった中小事業者等への家屋や償却資産に対する課税標準の特例措置や、土地に係る負担調整措置の措置の終了に伴う増額や、家屋等の新築による増額等を考慮した額を計上いたしております。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に、国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込額を計上いたしております。

次の3ページをお願いいたします。

項3軽自動車税、目1環境性能割、節1現年度分、また、目2種別割、節1現年課税分につきましても、令和2年度の決算額及び令和3年度の実績による見込額をそれぞれ計上いたしております。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、令和3年度の実績から推定した額を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税と同様に、新型コロナウイルス感染症に係る課税標準の特例措置や、土地に係る負担調整措置の終了に伴う増額、家屋等の新築による増額を考慮した額を計上いたしております。

項6入湯税、目1入湯税につきましては、令和3年度の実績から推定した額を計上いたしております。

なお、前年度である令和3年度当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税の大幅減少と見込んでおりましたので、前年度当初予算と比較しますと、今年度の現年度課税分につきましては、軒並み増加しております。

次のページをお願いします。

2段目になります。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、督促手数料及び納税、所得証明などの税務関係の証明手数料でございます。

以上です。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

資料5ページをお願いいたします。

3行目の款16国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金のうち、国民年金事務費交付金につきましては、国民年金の資格取得、喪失などに対する事務費交付金でございます。

続きまして、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、減額した後期高齢者医療の保険料分につきましては県がその4分の3を負担するものでございます。

以上でございます。

#### **佐々木利博税務課長**

続きまして、一番下の段になります。

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金につきましては、県民税徴収等委託金を計上いたしております。

6ページをお願いします。

3段目になります。款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出され、国民健康保険税の収納等に係る経費の繰入金でございます。

次に、款22諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、本税の滞納繰越分の調定減少が見込まれますので、附帯金である延滞金を、見込額として500万円を計上いたしております。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

7ページをお願いいたします。

項4受託事業収入の後期高齢者健康診査事業委託料につきましては、後期高齢者の健康検査事業における受診券の作成や発送等に係る経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

次の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施業務受託料につきましては、令和2年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る人件費や事務費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

次に、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、3行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名分の人件費相当分が、広域連合から交付されるものでございます。

以上が歳入の主な説明でございます。

#### **佐々木利博税務課長**

続きまして、歳出の説明に移ります。

10ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費の節2給料から節4共済費費につきましては、税務課職員31名のうち、29名分の人件費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納指導員報酬や、繁忙期の会計年度任用職員、また、確定申告会場における申告者の誘導や受付、消毒、換気、医療費明細書等の記載補助など、可能な限り円滑に、速やかに申告受けができるように配置する会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末手当でございます。

節8旅費につきましては、税務事務に係る説明会、研修会の旅費と、会計年度任用職員の費用弁償でございます。

節10需用費につきましては、課税、徴税に要する事務用品、封筒などの消耗品、また、特別徴収のしおりや、口座振替依頼書などの印刷製本費、租税関係の追録代や、図書購読料などでございます。

次に、節11役務費につきましては、納税通知書や督促状など、課税及び徴税のための通信運搬費、また、コンビニ収納などの手数料でございます。



次に、節12委託料につきましては、固定資産評価業務委託料、また、地方税共通納税システム、対象税目の拡大や、軽自動車税関係手続の電子化に伴うシステム改修の委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、滞納管理システムのシステム地借上料、固定資産土地評価システムのシステム利用料、国税連携に係る地方税電子申告支援サービスの使用料などでございます。

節17備品購入費につきましては、証明や滞納処分調書が複数枚にまたがる場合に、閉じ込むときに、同時に穴あけ文字で打抜きする契印機の購入費でございます。

11ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、軽自動車調査費負担金、また、地方税共同機構負担金などでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、個人や法人の確定申告や修正申告などによる税額の変更、更正に伴う市税の還付金でございます。

以上です。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

12ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の、節1報酬から節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分及び会計年度任用職員の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への負担金で、鳥栖市の後期高齢者に係る医療給付費の見込額に対する公費負担分として、負担対象額の12分の1を計上いたしております。

次のはり・きゅう助成金につきましては、後期高齢者医療の被保険者のはり・きゅう施術1回につき1,000円を助成する経費でございます。

節27繰出金につきましては、減額した後期高齢者医療に係る保険料分を補填するための保険基盤安定負担金及び佐賀県後期高齢者医療広域連合が業務運営をしていくための共通経費を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

次の13ページをお願いいたします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の節1報酬から節4共済費につきましては、国民年金事務に従事する年金保険係職員3名分と、会計年度職員2名分の人件費でございます。

以上、国保年金課及び税務課関係分の説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**伊藤克也委員**

すいません、7ページをお願いします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施業務委託料1,780万円なんですけれども、いわゆる健康寿命を少しでも伸ばそうという事業になってくるかなって思っているんですけれども、最近、効果的な事業、そういった予防ができていたことがあれば、幾つかでいいんで、こういったことが効果的な事業ということをお教えいただければと思います。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

この事業は、令和2年度から開始をしております、御承知のとおり、令和2年度、影響で、当初の目的どおりには達してないと、事業ができていない状況でございます。

内容といたしましては、まず、後期高齢者75歳以上の方の健康状態不明者、いわゆる病院にも通院していない、それから、特定健診を受けていない方という方が健康状態不明者ということで、データのほうで割出しをしております。

そういった方をまず対象に、健康増進課の保健師さんあたりが、まずアンケートを送って、今どういう状態にあるかというアンケートを取らせてもらってます。

それと、これは個別的にアプローチをするという部分でございます、もう一つが、高齢障害福祉課のほうで各町に通いの場というのをつくっていただいております。

令和2年度で申し上げますと28か所、歯科衛生士さんであったりとか、管理栄養士さんが赴きまして、健康教育とか健康の相談などを実施しております。

ということで、コロナがあつて、なかなか全面的に訪問ができなかったということはあるんですけれども、一定の成果はあつたというふうには伺っております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

前者の御説明にあつたことは、そういうふうにして、接触がなかなかできないような高齢者の方を拾い上げて、そういった方に、健康指導なりをしていただけるとということで、非常に大事なことなんだろうなというふうに思います。

一方、今、各町区に出向いて、健康指導等を行っていただいている、ここも非常に大事なことだというふうに思っているんですね、できるだけ地域の公民館に行って、いろんな健康予防に対する、そういった対応を、また今後も一生懸命、その辺は充実させていただきたいなというふうに思ってますんで、それは要望としてお伝えしておきます。

以上です。

## 牧瀬昭子委員

すいません、10ページをお願いします。

真ん中より下の委託料についてなんですけれども、前年度が565万1,000円、今年度が3,930万5,000円ということで、3,365万4,000円増額ということなんですけど、これは、今年度1年だけの増額なのか、これからこの業務委託料自体が年々上がっていくものなのか。

それは、次のシステム改修等委託料も合わせて、前年度が62万7,000円だったと思うんですけど、今年度が736万2,000円ということで、673万5,000円の増額ということなので、この2つがぱっと上がっているようにお見受けしたので、これからずっと上がっていくものなのか、今年度だけのことなのかを教えてください。

## 佐々木利博税務課長

まず、委託料の固定資産評価業務委託料のほうが上がっているかと思います。

こちらは、固定資産が3年に1度の評価替えになっております。

それで、今回が、令和3年に評価替えして、次が令和6年になります。

それで、丸2年かけて評価替えを行う形になりますので、まず、来年度については、準備ということで、評価の状況類似という形で、土地の区域というのを分けたり、標準宅地の評価額をするというので、評価額が上がっております。

また、その次の令和5年度になると、路線価の設定という形になりますので、固定資産の場合が路線評価というのをやっておりますので、その路線価の設定という形で、再度業務委託させてもらいますので、若干多く——これよりは下がるかと思いますが、前年度よりは上がるという形にはなります。

あと、システム改修委託料のほうなんですけれども、こちらのほうが、来年度が共通納税システムのためのシステム改修、納税システム——今、法人税等を住民税の特徴についてがeLTAXを使った共通納税システムという形で行われてますけれども、令和5年度から全税目、今、予算を上げているものが固定資産税、と住民税の普通徴収と軽自動車税についてのシステム改修分を上げておりますので、今後その税目が増えたりなると、再度このシステム改修費というのが増えてくる可能性はございます。

以上です。

## 牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

これから、内容に応じて、年度ごとに内容が変わるので、その業務委託料が年々増えたり減ったりということで解釈していいですかね。

それで、システム改修等委託料に関しては、内容がまた増えたりするならば、また今後増

える可能性があるという、種目によって増えたりということによろしいんですかね。

**佐々木利博税務課長**

今議員が言われたとおりです。

システム改修費のほうが、デジタルDXは情報政策課のほうでも上がっているかと思えます。

今後、その対応とかで、税目とかの改修等があれば、またこちらのほうで上がってくる可能性はございます。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございせんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

**議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算**

**議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算**

**中村直人委員長**

次に、議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算、議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

ただいま議題となりました、議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算、並びに議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について一括して御説明申し上げます。

最初に議案乙第10号から御説明申し上げます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

令和4年度の当初予算の総額は歳入、歳出ともそれぞれ74億717万8,000円となっており、前年度の当初予算と比較いたしますと、0.9%の増となっております。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

款1国民健康保険税につきましては、目1一般被保険者国民健康保険税のうち、節1から

節6まで、一般被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年分及び滞納繰越分について、それぞれ見込額を計上いたしております。

目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職者医療制度の廃止に伴い、対象者がいらっしゃいませんので、滞納繰越分のみを計上しております。

次のページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費などに要する経費について、全額佐賀県から交付されることになっており、歳出の保険給付費等相当額を計上いたしております。

節2特別交付金のうち、特別調整交付金につきましては、結核、精神の疾病に係る医療費が多額である場合、また、非自発的失業者に係る保険料の軽減を行った場合など、地域の特別な事情を考慮して交付されるものでございます。

次の保険者努力支援制度交付金につきましては、医療費適正化事業や保健事業等の医療費を抑制する取組や、収納対策事業などを実施する市町村に対し交付されるものでございます。

県繰入金（2号分）につきましては、保健事業等の事業実施分に対して交付されるものでございます。

特定健康診査等負担金につきましては、特定健康審査及び保健指導の実施に要した経費のうち、国が定める条件に適合する経費の3分の2を県から交付されるものでございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費や、事務費に関わる県への繰入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、被保険者の保険税負担の緩和や、低所得者を多く抱える保険者を支援する制度として繰り入れるものでございます。

未就学児均等割保険税繰入金につきましては、今回、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を上程しており、後ほど御説明いたしますが、令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児の国保税均等割の2分の1を軽減することとしており、その軽減分を補填するため繰り入れるものでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金の費用のうち、3分の2を繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、所得水準が低いことによる保険税の減、高齢者の割合が多いことによる給付増の給付費の増などの特別な事情による国保財政の負担について、地方財政措置された分を繰り入れるものでございます。

特別繰入金につきましては、令和4年度の県広域化等支援基金償還金の財源で、内容については、歳出において御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、今回、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を上程しており、後ほど御説明いたしますが、令和4年度の国保税率の改定に伴う税率抑制の財源とするものでございます。

款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料のうち、目1一般被保険者延滞金につきましては、見込額を計上しております。

次の5ページをお願いいたします。

2段目の項3雑入のうち、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故などの第三者の行為による保険給付の請求に伴う損害賠償金の見込額を計上いたしております。

以上が歳入の主なものにつきましての御説明でございます。

次の6ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、国保業務に従事する7名分の人件費でございます。

節11役務費のうち、通信運搬費につきましては、保険証等の郵送料、手数料につきましては、佐賀県国民健康保険団体連合会でのレセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理業務などに要する経費を計上いたしております。

節12委託料につきましては、令和4年度から実施する未就学児国保税均等割の軽減措置に伴うシステム改修などに要する経費を計上しております。

目2連合会負担金につきましては、県内の市町が加入する佐賀県国保連合会の運営経費に対する本市の負担金でございます。

目3医療費適正化特別対策事業費のうち、節11役務費につきましては、国保連合会で対応するレセプト点検処理に係る手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

項2徴税费、目1賦課徴収費のうち、節1報酬から節4共済費につきましては、国保税の滞納整理に従事する会計年度任用職員の人件費を計上いたしております。

節8から節11役務費につきましては、滞納整理や督促、納税通知など国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

節27繰出金につきましては、国保税の収納に係る滞納整理システム関連経費等について、一般会計に繰り出すものでございます。

項3運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会開催等に要する経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費につきましては、これまでの給付実績から、約3%の増と推計し、計上しております。

なお、一般的には現物給付と言われているものでございまして、被保険者が病気やけが等で医療機関に被保険者証を提示し、医療機関から診察、薬剤、処置、手術その他の治療などの給付を受け、その診療等に対する報酬から自己負担分を除いた分を保険者と医療機関の間で決済するものでございます。

目3 一般被保険者療養費につきましては、これまでの給付実績等から約11%増と推計し、計上しております。

療養費につきましては、先ほどの療養給付に対して、現金給付と言われるものでございます。

保険者の責めに帰さない特別な事由のために現物給付ができないもので、緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示せずに治療を受け、一旦自費で診療を受け、事後に現金でその費用を保険者から受け取るものや、医療機関で現物給付していないコルセットと治療用装具の作成費や、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けた場合などがこれに該当いたします。

目5 審査支払手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請の審査や、医療機関等への支払いなどの手数料であり、国保連合会へ支払うものでございます。

次のページをお願いします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費につきましては、これまでの給付実績等から約3.5%増と推計し、計上しております。

高額療養費につきましては、被保険者が1か月にかけた医療費の自己負担額を合算し、被保険者の収入状況に応じた自己負担額の限度額を超えた額について保険税が支給するものでございます。

例としては、長期入院、高度な治療などを受けた場合が該当いたします。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、これまでの給付実績等から昨年と同額を計上しております。

これは、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険両方の自己負担を年間で合算した額が一定額を超えた場合にその超えた金額を支給するものでございます。

次のページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、節18負担金、補助及び交付金につきましては、

出産育児一時金として、被保険者に出産1人につき原則42万円を支給する経費を計上しております。

項5 公債諸費の葬祭費につきましては、被保険者の死亡により葬祭を行った喪主に対して、被保険者1人につき3万円を支給するものでございます。

項6 傷病手当金につきましては、国保に加入してある被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または、発熱などの症状があり、感染が疑われるときに、就労することができず、給与を受けられない場合に支給するものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、次の項2 後期高齢者支援金等分及び次の11ページの上の表になりますけれども、項3 介護納付金につきましては、平成30年度の制度改正により、国保財政運営は都道府県単位化されており、市町は、県全体で国保運営に必要な経費を国民健康保険事業費納付金として県へ納付することになっており、県から提示された額を計上いたしております。

なお、各市町の納付金につきましては、県全体で必要となる保険給付費等から、国、県からの公費等の収入を差し引いた額を、市町の所得水準や医療費水準等に応じて割り振られるものとなっております。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防、改善するため、実施する特定健康診査や特定保健指導の事業実施に要する経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

節12 委託料のうち、特定健康診査委託料につきましては、保健センターで行う集団検診及び市内医療機関等で行う個別検診などに係る経費を計上しております。

また、未受診者勧奨委託料等につきましては、ただいま御説明申し上げた集団や個別の特定健診の受診向上を図るための受診勧奨に要する経費を計上いたしております。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費につきましては、医療費適正化を図るために実施する医療費通知や、後発医薬品差額通知、重複服薬通知の発送に関する経費を計上いたしております。

目2 療養費につきましては、はり・きゅう施術1回につき1,000円の助成に要する経費を計上いたしております。

目3 健康推進事業費につきましては、生活習慣病予防活動事業や、人間ドック及び脳ドック受診の助成に要する経費を計上いたしております。

次の13ページをお願いいたします。

一番下の款8 公債費、項2 広域化等支援基金償還金につきましては、県広域化等支援基金



の令和4年度分償還金でございます。

平成30年度以降の県単位化に備え、平成29年度末に累積赤字を解消することとし、県の広域化等支援基金から6億円を借りており、令和元年度から5年計画で毎年1億2,000万円を償還しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正や社会保険加入などにより過年度還付金が発生した場合の見込額を計上いたしております。

款10予備費につきましては、2,000万円を計上しております。

続きまして、議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

資料15ページでございます。

令和4年度の当初予算の総額は、歳入、歳出とも、それぞれ9億8,981万円で、前年度の当初予算と比較いたしますと、8.3%の増となっております。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料の収入見込額でございます。

目2普通徴収保険料につきましては、納付書及びまたは口座振替による保険料の収納見込額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費について、それぞれ一般会計から繰入れをするものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が4分の3、市町が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰入れするものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1償還金につきましては、保険料の還付金を広域連合から受け入れるものでございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、後期高齢者医療の事務処理等に要する経費を計上しております。

項2 徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合での共通経費並びに徴収いたしました後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金を、広域連合に納付するものでございます。

次のページをお願いいたします。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより過年度還付金が発生した場合の不還付金等の見込額を計上しております。

以上、説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

3ページをお願いします。

令和4年度からということで、未就学児均等割保険税繰入金の件なんですけれども、これは対象世帯数はどのぐらいと見込んでおられるかを教えてください。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

世帯数で申し上げますと、200世帯でございます。

被保険者の数が258名となっております。

なお、これは現時点でございます。

令和4年度については、また変更になるかと思えます。

#### **牧瀬昭子委員**

すいません、変更になるというのは、どういう意味でしょうか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

今のデータが令和3年度時点でのデータということで御説明を申し上げました。

以上でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました。

ありがとうございます。

#### **尼寺省悟委員**

軽減される金額というのは、総額で幾らになるんですか。

今の件で、対象者数が258人と言われたね。

そして、軽減される金額っていうのは、総額幾らですか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

令和4年度の国保税で申し上げますと、250万円程度となります。  
以上でございます。

**尼寺省悟委員**

さっきの話に戻るけど、258人というのは、全体の比率から言ったら、何%ぐらいかな。  
だから、子供さんちゅうか、就学児全体の中での比率。

**中村直人委員長**

質問の趣旨をもう少し。「全部は把握しておりません」と呼ぶ者あり  
分かる？

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

いや、分かりません。「じゃあ、後でいいです」と呼ぶ者あり  
いいですか、質問者は。

**尼寺省悟委員**

はい。

**中村直人委員長**

ほかにございませつか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

## 議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

**中村直人委員長**

次に、議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
それでは、執行部の説明を求めます。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

ただいま議題となりました、議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
につきまして御説明を申し上げます。

資料3ページをお願いいたします。

今回の改正は2点ございます。

まず、1点目は、令和4年度国民健康保険税率の改正について。

2点目は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減することについてでございます。

まず、1点目の国民健康保険税率の改定について御説明申し上げます。

改定の理由につきましては、佐賀県が市町ごとに示しました標準保険税率を踏まえ、税率を改定するものでございます。

改正の内容につきましては、平成30年度の制度改正に伴いまして、国民健康保険の財政運営は県単位化となり、県内各市町は、県全体での国民健康保険の財政運営に必要な経費を国民健康保険事業費納付金として県に納付することになっております。

また、県は、この事業納付金を賄うために必要な税率を、標準保険税率として各市町に提示をし、各市町は標準保険税率を参考に、保険税率を定めることになっております。

今申し上げました内容につきましては、資料の6ページに参考に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

そのため、本市といたしましては、国保財政運営の健全化を図るため、制度改正された平成30年度以降、県が示す標準保険税率に合わせる方針としていただいております。

平成30年度以降、毎年度収支が黒字となっており、国保特別会計の基金積立金に余剰金を積立てておりますので、令和4年度の国保税率につきましては、県提示の標準保険税率を踏まえ、余剰金2,500万円を税率抑制財源として活用し、再算定した税額としております。

また、均等割と平等割の応益分の額については、円単位から100円単位として改定しているところでございます。

なお、令和2年度も同様に余剰金を活用し、税率抑制を図っております。

ただ、令和3年度におきましては、コロナの影響で、所得等の見通しが不透明なこともあり、抑制せずに、県が示す標準保険税率に合わせたところでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日からとなっております。

資料4ページをお願いいたします。

左側上の表1が、令和4年度の本市国保税率改定案でございます。

医療、後期、介護分の合計で、所得割が13.87%、均等割が4万700円、平等割4万7,000円と改定しております。

先ほど御説明いたしましたけれども、右上の表が、県が示した本市の標準保険税率でございます。

所得割の合計税率が13.87%となっております。

現行税率が、左の中段の表に②でございますが、所得割合計が15.02%となっており、その差が1.15%と大幅に下がる結果となりました。

そのため、今回は、所得割については抑制をせずに、均等割と平等割を抑制する改定案としております。

また、現行税率の均等割及び平等割の額については、先ほど申し上げましたとおり、これまでの円単位から、今回の改定で100円単位と改めているところでございます。

左下の表③には、今回の改定案と現行税率との差を示しているところでございます。

合計欄を見ていただきますとお分かりいただけると思いますが、今回の改定案の合計は、所得割、均等割及び平等割全てが現行税率より下がる結果となっております。

すいません、6ページをお願いいたします。

本市の標準保険税率が増減した要因を記載しております。

まず、医療分でございますけれども、県全体で、納付金額が本年度より7億4,000万円ほど減少しております。

これによって、鳥栖市の納付金につきましても、所得及び人数のシェア率と医療費指数がともに減少したことなどにより、鳥栖市の納付金が、本年度と比較いたしまして6,500万円ほど減少しており、税率が下がる結果となっております。

次に、後期分につきましては、国の確定係数により、県全体の納付金額が本年度より1億1,400万円ほど減少しております。

これによりまして、鳥栖市の納付金につきましても、所得及び人数のシェア率が減少したことにより、鳥栖市の納付金が本年度より約1,700万円減少しており、税率が下がる結果となりました。

最後に、介護分につきましては、国の確定係数により、県全体の納付金額が今年度より3,700万円ほど減少しております。

一方、鳥栖市の納付金につきましては、所得と人数によるシェア率がともに増加したため、本年度より約70万円の増額となり、所得割及び均等割は下がりましたが、平等割が微増という結果となっております。

次の資料をお願いいたします。

佐賀県が本年1月28日に公表いたしましたモデル世帯の年間保険税額でございます。

県内各市町の現行税率と令和4年度の標準保険税率とで比較いたしました表を掲載しております。

このモデル世帯は、県が公表したモデル世帯でございまして、夫婦2人暮らしで、ともに66歳、所得はそれぞれ年金80万円の世帯となっております。

この世帯は、7割軽減対象世帯となっております、ともに65歳以上でございますので、介護分は課税されない世帯となります。

鳥栖市の欄を御覧ください。

括弧書きの数値を記載しておりますが、これは令和4年度国保税率改定案で算定いたしましたモデル世帯での年間保険税額と現行税率で算定した額との差でございます。

約1,800円低くなるという結果になっております。

資料、次のページをお願いいたします。

今回の国保税率の改定につきまして、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会へ諮問いたしました概要とその答申内容を掲載しております。

本年1月27日に本協議会を開催いたしまして、令和4年度の国保税率の改定について諮問をいたしております。

それに対しまして、協議会から、2月2日に、諮問のとおり改定案を了承する旨の答申を頂いているところでございます。

資料5ページにお戻りください。

続きまして、2点目の、未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減する改正案について御説明申し上げます。

改正の理由につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、新たに本軽減措置を講じ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものでございます。

改正の内容でございますけれども、国保税は均等割と平等割の応益割と、応能割により設定されております。

なお、均等割は、国保に加入している被保険者数に応じて課税するもの、平等割は、国保に加入している世帯数に応じて課税するものとなっております。

その上で、低所得者に対しては、均等割と平等割を合計した応益保険税の軽減措置を行っており、表右肩に記載の軽減判定の基準額算定式により、イメージ図のとおり、所得金額の低いほうから――左側からになります。グレーに着色した部分について、7割、5割及び2割と軽減措置を講じているところでございます。

今回、子育て世帯の軽減、経済的負担軽減の観点から、国及び地方の取組として、国保制度において、未就学児の均等割保険税の5割軽減をするもので、対象者を全世界帯の未就学児としております。

具体的に、令和4年度の国保税率改定案で御説明いたしますと、未就学児に係る均等割保険税は3万400円でございます。

これは、医療費分均等割額の2万2,800円と後期分均等割額の7,600円の合計でございます。

表の左下に記載をいたしております。

今回の軽減措置により、低所得者の軽減措置がない所得者層の場合は、表の右側の5割軽

減と記載したオレンジ色の部分が軽減されて、半額の1万5,200円の課税となります。

また現在、表の左側のグレー部分で、7割軽減対象世帯の未就学児の場合は、残り3割の半分の1.5割が軽減され、8.5割の軽減となりますので、4,560円の課税となります。

同様に、5割及び2割の軽減対象世帯の未就学児は、7.5割及び6割と軽減され、課税されることとなります。

施行日は、令和4年4月1日からとしております。

なお、今回の軽減措置に伴う減税影響額については、国が2分の1、県と市がそれぞれ2分の1を負担するものとなっております。

以上、説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、説明終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **尼寺省悟委員**

さっき、軽減した分の負担は、国が2分の1、県と市が、4分の1と。

だから、さっき全体で250万円と言われたけれども、市の負担分とは、4分の1という意味かね、そうなるか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

先ほど申しあげました250万円は、国、県、市の軽減分でございます。

したがって、市の分はその4分の1が負担となります。

#### **中村直人委員長**

よろしいですか。

#### **牧瀬昭子委員**

6ページをお願いします。

約6,500万円、医療費、医療分というのが減ったということが示されましたけれども、この要因はどのようにお考えでしょうか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

先ほどちょっと御説明したんですけれども、ここには記載しておりませんが、鳥栖市の所得係数が下がっております。

それから、医療費水準、医療費指数が下がっております。

この関係で、県全体の市町でシェアするんですけれども、それが相対的に下がったことによって、この納付金下がったということになります。

以上でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

所得水準が下がったというのは、コロナの影響があるのか、医療費のことに関しても、やっぱりコロナで、病院にかかる方が少なかったと見ていいんでしょうか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

医療費支出につきましては、令和4年度の場合ですと、平成30年度、令和元年度、令和2年度3年分の医療費各市町のを、それを基に指数を出してございまして、それが下がってきたということで、今回コロナの影響が令和2年度に若干あるかと思っておりますけれども、そこまで大した影響はないというふうには考えております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で市民環境部関係議案の質疑を終了いたします。



**報告（国保年金課・税務課）**

**鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決予定について**

**鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決予定について**

**中村直人委員長**

次に、議案外の報告をお受けしたいと思いますので、執行部から説明をお願いいたします。

**佐々木利博税務課長**

税務課より、鳥栖市税条例の一部を改正する条例について、専決による条例改正を予定しておりますので、報告いたします。

常任委員会議案外の2ページのほうをお願いします。

毎年、税制改正が行われておりますが、昨年12月24日に、令和4年度の税制改正大綱が閣議決定され、大綱に基づく地方税法の一部を改正する法案が、現在開催中の国会において審議されております。

3月末の法案成立が見込まれておりますので、今回の地方税関係の改正は、個人住民税の住宅ローン控除の延長、固定資産税の土地に係る固定資産税負担調整措置の改正、その他法



人課税など、複数の税目で改正が予定されておりますが、4月1日施行の改正内容が含まれていることから、新年度の市税事務に支障を来すことがないように、専決処分において、市税条例の一部改正を予定しております。

それでは、まず、主な改正内容について御説明いたします。

今回の市税条例改正は、固定資産税及び都市計画税について改正を予定しております。

土地の評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の急増を緩和するための負担調整措置のうち、商業地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の上昇幅5%のところを、令和4年度に限り2.5%とする特例措置を講ずるものでございます。

令和3年度につきましては、上昇を据え置くとなっておりますが、令和4年度については、2.5%を商業地のみに適用するということになっております。

なお、地方税改正に伴う地方税法施行令で地方税法改正規則の細目など、まだ明確にされていない部分も多々ありますので、今後、総務省や佐賀県の情報をもとに、条例の改正内容、改正時期などを整理し、対応してまいりたいと思います。

専決処分事項の承認につきましては、令和4年6月議会において改めて御提案、御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

続きまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決予定について、その概要を御説明申し上げます。

資料は3ページでございます。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が3月末に成立、交付される見込みであり、令和4年4月1日の施行のものについて専決が必要となるためでございます。

改正内容は、国保税の課税限度額の引上げに関するものでございます。

国民健康保険税の課税限度額は、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分で、資料に記載のとおり、それぞれ限度額が地方税法施行令で規定されております。

今回の改正では、基礎課税分と後期高齢者支援分等課税分の課税限度額が引上げられるもので、基礎課税分の課税限度額を63万円から2万円引上げ、65万円に、後期高齢者支援分の課税限度額を19万円から1万円引上げ、20万円と改定するものでございます。

なお、介護納付金分の課税限度額につきましては、17万円を据え置くものとなっております。

この改正によりまして、国保税の課税限度額合計額が99万円から3万円引上げ、102万円と予定されております。

なお、参考に、過去の課税限度額の変更、改正の内容を記載しているところがございます。  
以上、説明とさせていただきます。

#### 中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認しておきたいことなどがありましたら、お願いします。

#### 尼寺省悟委員

3点ほど聞きますけれども、主に数値を聞くので、今、分からなかったら、金曜日で結構です。

1つは、今回の引上げによって影響を受ける世帯、ちなみに、平成30年のときには、8,508世帯中2,806世帯で、全体で3.4%と。

増額分は、約1,000万円ということだったんですけど、今回はどうなのかというのが1点。

それから、もう一点は、もともと国はこんなふうずっと平成20年で68万円が、今回102万円に増えたことに対しては、相当の高所得者であっても限度額しか負担しないというのはおかしいということでやってきたわけなんですけど、平成30年のとき、そちらの資料で、40代夫婦で子供が2人で、医療分、限度額に達する所得が411万円であったわけね。

だから、これは私にとってみたら、そんな高い所得ではないというふうに思うけれども、今回は、その医療分、限度額が達する所得額は幾らなのかと。

40代夫婦で子供さん2人の場合、平成30年度のときには411万円であったんですけどね。

分かる？それから、3番目ですけど、もともとこれは、必ずしも限度額いっぱいまで引き上げる必要はないということなんです。

どういうことかっちゃうと、この賦課限度額は、課税の最高限度額を地方税法で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度を規定すると。

その範囲内で決めるもんだと。

だから、必ずしも限度額いっぱいまで引上げんでもいいと、その市町の裁量で決めることができるというふうになっているわけですね。

それで、執行部の説明によると、約14%自治体が最高限度額を下回っているというふうな答弁が平成28年度の場合、あっているんよね。

前回、私じゃないけれども、成富議員が聞いたときに、そのときには分からんと、資料がないと言われたんですけど、今回の場合、近年で最高限度額を下回っている自治体が大体どのくらいあるのかというようなこと、分かれば、今の3点について、数値を聞いたんで、分からなければ、金曜日の地点で結構です。

以上です。

## 中村直人委員長

分かる？

## 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

まず、今回の限度額の改正に伴って影響を受ける世帯といいましょうか、逆に減るんですけども、162世帯現在ありますけれども、今回の102万円の改正に伴いまして、129世帯となります。

割合が、現在2%ですけれども、今度は1.6%に減少いたします。

国のほうでは、1%から1.5%以内にしましょうという暗黙のルールがありますので、これに近づいているという状況でございます。

これに伴いまして、影響額でございますけれども、460万円ほどの収入増となります。

これに伴って、中間所得者層の税額が下がるというふうに考えられます。

2番目のお答えについては、手持ち資料ございませんので、お答え出来ませんので、後ほど資料提供させていただければと思います。

3番目の、必要ないのではという御意見でございます。

全国自治体を調べているわけではございませんけれども、佐賀県におきましては、平成30年度以降、県一本化となりまして、県の国民健康保健運営方針というのが定められております。

この中において、限度額が改正した場合は、各佐賀県内の市町は全て地方税法にのっとりて限度額を決定しております。

したがって、佐賀県内の市町は、地方税法に準拠して改正しなさいというふうに明記されております。

ですから、県内は全て今回の改正に伴って、限度額を変えることとなっております。

ほかの市町については、すいません、調査しておりませんので、後ほどさせていただきたいと思います。

## 尼寺省悟委員

さっき、県内のことを言われたんですけども、佐賀県内は、今まで、ずっと一貫して限度額いっぱいまで引上げてきたんであって、だから、統一したからどうのこうのじゃなくて、過去もそうであったと。

県内は限度額いっぱいまで引き上げてきたというふうに聞いておると。

それから、最初の段階で、影響額が460万円って言われたんですけど、ちょっと私のあれと違う。2年前は1,000万円というふうに聞いたけれども。

いいです、これはまた後でお尋ねいたします。

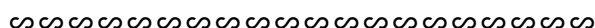


本来、調整日となっておりますけれども、3月17日午前10時から、3名の議員が現地視察をするということで、皆さん方の御了承をお受けしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しておきます。



#### 中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は、先ほど議決をしていただきました3名の皆さんが調査をされますが、18日は現地視察ありませんので10時から委員会を開きますので、よろしく願いしておきたいと思ます。

本日の総務常任委員会はこれにて散会いたします。

**午後3時12分散会**



令和4年3月18日（金）

## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

企画政策部長兼市民環境部理事 松雪努

市民環境部長 吉田忠典

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正



## 5 日 程

### 陳情

陳情第3号周辺住民との公害防止協定の締結を促す陳情書

[協議]

### 自由討議

### 議案審査

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例

議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を  
改正する条例

議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

議案甲第11号佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加  
及び規約の変更について

議案甲第12号財産（土地）の取得について

[総括、採決]

## 6 傍聴者

1 人

## 7 その他

な し

午前9時57分開会

**中村直人委員長**

総務常任委員会を開きます。

oo

**中村直人委員長**

まず、昨日、現地に行かれております委員から簡単に報告をお願いしたいと思います。

**和田晴美委員**

昨日、リサイクルセンターの予定地の立石町に、尼寺議員と、牧瀬副委員長、そして私3人で行ってまいりました。

まず、大きく分けて3点。

環境の面、農業の面、そして遺跡の面の御報告をいたしますと、まず、農業の面では、幾分かミカンがつくられておりました。

それで、ミカンにつきましては、どういった状況で作付されているかといいますと、自己消化といいまして、つくった方が御自身で食べるなどの、そういった作付の状態でした。

あともう一つ、ほんの僅かでしたけれども、シイタケの栽培をされておりました。

それに伴いまして、近くにため池がありまして、事前情報としましては、そこに野生動物が来ているっていうことでしたが、確かに、見てみましましたところ、頻度が高い野生動物、例えば、イノシシだとかカラスが来ている様子は見受けられました。

そこで1点だけ気になることがございまして、それは、ミカンを作付されているものからです、ワイヤーメッシュとあって、イノシシなどの入ってくる防護柵が一带に、結構な範囲でつけられておりましたが、そこがもしかすると国庫事業でつけられている可能性がございまして、その確認を現地で行りましたが、それは未確定ということで、国庫事業になりますと、その柵を設置しまして、14年間は利用しなければいけないという条件がございまして、そういう状況であれば、国庫事業で、14年以内であれば移動するという計画ということを現場で説明を受けております。

あと、遺跡につきましては、私たちが行く限りでは、残念ながら、どのぐらいあるか、そして、2億円の調査費内で収まるかというのは分かりませんでしたが、随時調査をしながら報告をいただけるということでしたので、それで説明を受けてまいりました。

環境につきましては、一带のところ、スギ、ヒノキなどの植林地ではなく、雑種地とい

いまして、あまり管理をされていないところでしたので、先ほどの遺跡につきましても、管理されていないということで、どういったものが出てくるかというのは、現場説明のほうでは分からなかったという状態です。

以上、御報告申し上げます。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

ほかの委員さん、いいですか。

いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



**陳 情**

**陳情第3号周辺住民との公害防止協定の締結を促す陳情書**

**中村直人委員長**

それでは、次に、陳情第3号周辺住民との公害防止協定の締結を促す陳情書を議題といたします。

まず、協議のたたき台として、私のほうで作成いたしました案文をタブレットにお送りいたします。

私のほうとしては、執行部の説明がありまして、組合の環境配慮の取組と、さらには組合に協定を締結する意向があるということなどを踏まえまして、議会からあえて協定締結を促す必要性まではないのではないかと結論をつけておりますが、皆さんのほうから御意見を賜りたいと思います。

**尼寺省悟委員**

最後のところに、同組合においては、公害防止協定締結の意向があることと書いてありますね。

これは、どなたかが質問したときにそんなふうには執行部も答えたということで書いているということですね。

**中村直人委員長**

ですから、書いてありますとおり、東部環境施設組合としても、周辺環境の保全及び人の

健康については、いろんな面で調査をして、年2回は実施をするという計画ですね。

さらには、もしあれば、公害防止協定を結ぶという――周辺住民の意向が最優先とされることなどを踏まえて、締結をする意向もあるということです。あえてこちらから促す必要もないのではないかと、こういうこと書いております。

#### 和田晴美委員

分からないことがありますので、1点教えてください。

2つ目の項目、煙突からの排ガスから始まる文章の中で、定期的に調査を行い、結果をウェブサイト等ってありましたが、先日の質問では、公表していないっていうことでしたが、実際はしているっていうことなんですか。

執行部への質問では、この間は、公開はしていないけど、県に報告しているとかっていう説明だったかと思いますが。

#### 中村直人委員長

佐賀県東部環境施設組合としては、施設は造っておりませんので、今のところは、まだされません。

建ってからこういうことをやっていきますということですけど、今は西部環境でしかやってませんので。東部環境施設組合は、また新しい施設、組合ですから。

#### 和田晴美委員

失礼いたしました。

把握できました。

ありがとうございます。

#### 牧瀬昭子委員

先ほどの和田議員、多分、委員会の中での御質問は、ダイオキシンのことに関してかなと思うんですけど、あれは、この件とは違うこと、場所が……、内容は、もう一回確認する必要があるかなと思うんですけど、この西部や東部ってというのが、ごみ処理場周辺のっていうことに対してということだと思いました。

あのときの質問の項目の中身を、もう一回確認したほうがいいかなと思ったので、申し上げました。

それで、この陳情結果についてのことなんですけれども、促す必要がないという中身で書いていただいているのですが、私としては、周辺の住民の方々とか、区長さんとか、区の方々の御意向を、市のほうでは、それを尊重するというような中身があったと思いますので、そのことについて、委員会としては承知しているっていう中身を追加してはどうかと思います。

だから、促す必要はないというような意向よりも、市としてはこういう流れであるので、委員会としてはそれを推進するとか、ということであってどうかと思いますが。

**中村直人委員長**

いずれにしても、議長のほうに返すだけの問題点でありまして、あと、市のほうでやるということになってくると、また別の問題になってきますので、この陳情の本当の中身だけでは、議長に返すだけですので、議会の対応として、こうやりましたということですから、後の問題になってくると、今度は市の執行部との関係になってくると、またちょっと違った面になってきますので、そこら辺は、分けていただきたい。(発言する者あり)

暫時休憩します。

**午前10時7分休憩**



**午前10時13分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

それでは、陳情については、お示ししましたような形で議長にお返ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決しました。



**自由討議**

**中村直人委員長**

続きまして、委員間での自由討議を行いたいと思いますが、何か議案を含めて協議したいことがあれば、お願いしたいと思いますが。

よろしいですか。

なければ、委員会として年間的に進めていく、していきたいという研究項目などがあつた

ら、皆さんのほうからお願いしたいと思いますが。

#### 牧瀬昭子委員

私としては、それぞれ皆さんが一般質問とかで取り上げられた項目の中で、総務的な内容のものに関してというのを、まず出して、その中から、優先順位をそれぞれ出していただいて、それを年間を通して、どうしていくかというのを皆さんと一緒に協議したらどうかなと思いますけれども。

もしくは、皆さんから出していただく期間というのを設けていただいて、それで、取りまとめまして、次の委員会をやっていただくときに、それを決めてはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

#### 中村直人委員長

今、意見がありましたけれども、ほかに何かありますか。

[発言する者なし]

所管事務ですから、うちのほうの割り当てられた分の中で、年間を通じて、このことをやっていったらいいかということですから、財政的な問題等含めて。

#### 松隈清之委員

今、牧瀬委員が言われたこともいいのかなと思いますんで、通常、4月上旬に協議会等を予定されると思いますんで、それまでに、それぞれ副委員長のほうに出していただいて、協議会の中で――そのときは委員会開いたほうがいいのかもしれんですけど、その中で、皆さんで一致できるものについて、閉会中の協議、所管事務調査ということで進められてはどうかと思います。

#### 中村直人委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

それじゃ、今できないとすれば、委員の皆さんから、ある程度意見を今後出していただいて、3月も終わりだから、4月中までには出していただいて、あと6月以降の関係がありますから、それで、自分の意見があつたら、副委員長のほうに提出方お願いしたいと思いますが、よろしいですか。

#### 松隈清之委員

どうせ人事異動関係があるんで、4月の中旬ぐらいには、何らかの形で協議会なり委員会なり開くことになると思いますんで、なるだけ早めに終わらせて、所管事務調査ができるほうがいいかなと。3月いっぱいとかまでのぐらいで進められてはどうかと思いますが。

#### 中村直人委員長

それでは、3月末までに、副委員長のほうに提出方お願いしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決しました。

そのほかにはありませんか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部を入室させますので、暫時休憩いたします。

**午前10時18分休憩**

〰〰

**午前10時23分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

〰〰

**総 括**

**中村直人委員長**

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて、何か総括的な御意見があれば、お伺いしたいと思いますが、ありますか。

**松隈清之委員**

今回、委員会でも議論いたしましたけれども、自治体DX、進められております。

いわゆるシステムのなところは、もう既にベンダーとの協議をされていると思いますので、それはあんまり心配していないんですけども、やはり、そのあとの共通化、標準化、あるいは、カスタマイズ等を含めて、しっかり準備していかないと、ベンダー任せにしてもいけないところもありますし、また、自治体DX進めていく上で不可欠なのが、やはりマイナン

バーカードの普及。

これが、この1年、令和4年度でほとんどということになりますので、今回、お話をお聞きしてたところだけの取組では、非常に私は不安を感じております。これで本当にほとんどの市民に行き渡るのかと。行き渡るというか、申請していただけるのかというところ。

だから、これは、状況を見ながら、必要に応じて、またやり方も変更したり、追加をしたりとかっていうのも検討していただきたいなど、御意見申し上げます。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

1点申し上げたいことがありますて、第7次鳥栖市総合計画の体系イメージの中で、協働のイメージというのが真ん中にあるということを踏まえると、この中でも、この間協議させていただきましたが、市民活動センター、市民協働をつかさどる、そのセンターの仕組み自体の、補助金の在り方っていうのをもう一度再検討いただきたいということで、意見として申し上げておきたいと思います。

ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

中村直人委員長

ほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

総括を終わります。



採 決

中村直人委員長

これより採決を行います。



議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算



**中村直人委員長**

まず、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算**

**中村直人委員長**

次に、議案乙第10号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算**

**中村直人委員長**

次に、議案乙第11号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案は議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に議案甲第2号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第3号鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

中村直人委員長

次に、議案甲第4号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



### 議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例

中村直人委員長

次に、議案甲第5号鳥栖市特定個人情報保護条例について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



### 議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を 改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第6号鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する  
条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



### 議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行いま  
す。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第10号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案甲第11号佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

中村直人委員長

次に、議案甲第11号佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

### 議案甲第12号財産（土地）の取得について

中村直人委員長

次に、議案甲第12号財産（土地）の取得について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰

**中村直人委員長**

以上で総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長分につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

〰〰

**中村直人委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和4年3月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

**午前10時31分散会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長      中   村   直   人

